

# 南木曾町地域防災計画

南 木 曾 町

# 第1編 総則



## 第1節 地域防災計画の目的及び構成

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、南木曾町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し相互に有機的な関係をもって、町の区域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体財産を保護することを目的とする。なお、本計画は平成17年度以降の県の防災計画の改訂をうけ、当町の計画についても全改定を行った。

### 2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即し、それぞれの対策についての基本方針、主な取り組み、計画の内容により構成しており、第1編総則、第2編風水害対策編、第3編震災対策編、第4編原子力災害対策編、第5編その他災害編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における主に町と住民等の対策及び活動内容を示した。

### 3 長野県地域防災計画との関係

この計画は長野県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は長野県地域防災計画に準ずる。

### 4 計画の修正

この計画は、防災にかかる基本的事項を定めるものであり、関係機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、その時々における重要課題等を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていくものとする。

## 第2節 防災ビジョン

### 1 行政及び町民の義務

町は、国、県、防災関係機関等との緊密な連携のもと人命の安全を第一に防災施設、設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と町民の防災意識の高揚、防災知識の向上を図る。町民は「自らの身の安全は自らが守る」との認識にたつて、地域、職場、家庭等において各種災害を念頭に、近隣等との協力・連携のもと、その実態に応じた防災対策を常に自ら講ずる。

### 2 防災対策の大綱

南木曾町は、山沿いの急傾斜地や河川沿いに集落が形成されており、常に集中豪雨による土砂災害や地震などによる自然災害の危険性にさらされている。

#### （土石流）

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨によって土石流が発生し、被害を受けた事例が多い。砂防施設の整備が急務であるが、常時、危険箇所の把握とパトロールの強化、住民に対する啓蒙などをさらに強化する。

#### （地震）

平成12年度及び13年度にかけて実施した長野県地震対策基礎調査においては、内陸型地震を含め被害を想定しているが、巨大地震が発生するとライフラインを中心に被害の発生が予想されるので、軟弱な地盤、地滑り、土石流危険区域への各施設、住宅等の建設等については指導を強化する。

#### （治山・治水）

治山・治水対策については、国、県の協力を得て事業の推進を図ってきたが、今後とも引き続き積極的に事業の推進を図る。

#### （火災）

火災のない安全な町づくりのため、平素の火災予防運動等を通じ防火思想の普及に努めるとともに、消防組織の充実、消防施設の整備等、消防力の強化を推進するほか、消防相互応援協定等らに基づき、災害発生時における最大限の防火措置を図る。

#### （全般）

災害の際、その被害を最小限にとどめるには、何よりも住民一人ひとりの日頃からの備えと災害時の適切な行動が肝要であり、あらゆる機会を利用して住民に対し、防災知識の普及、高揚を図っていく。

なお、災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、所掌に係る応急災害対策を速やかに実施する。そのため、防災訓練を実施し、防災活動における実践的能力のかん養を図る。また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、二次災害の発生防止のため、被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。



## 第2編 風水害対策編

### 第1章 総則



## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、町民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、過去の大規模災害や国内の大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、町、県、公共機関、事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない町民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、南木曾町が作成する「南木曾町地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

### 3 長野県地域防災計画との関係

この計画は長野県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は長野県地域防災計画に準ずる。

### 4 計画の修正

この計画は、防災にかかる基本的事項を定めるものであり、関係機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、其の具体的推進に努めるものとする。

また、その時々における重要課題等を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていくものとする。

## 第2節 防災の基本方針

当町は、長野県の南西部の山岳地帯に位置し、急峻で狭隘な地形、多くの河川、脆弱な地質を有するという自然的条件と、過疎化の進行による一人暮らし世帯の増加や高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、町、関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、人的・経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。

周到かつ十分な災害予防

迅速かつ円滑な災害応急対策

適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 2 町と関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

防災施設・設備の整備の促進

防災体制の充実

住民の防災意識の高揚及び自主防災組織等の育成強化

高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害適応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立

防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

- 3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭に置いた防災対策を常日頃から講じるものとする。

- 4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心安全を確保するためには行政による公助はもとより、個人個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業等社会のさまざまな主体が連携して日常的な減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとし、その推進に当たっては、時期や重要課題に応じた実施方針を定めるとともに、関係機関の強化を図る。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき 事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 南木曾町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 木曾広域消防本部、木曾広域連合

木曾広域消防本部、木曾広域連合は、災害から構成町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。併せて、広域情報連絡網の運用により情報の周知を図るものとする。

#### 3 長野県（県現地機関を含む）

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関

（災害対策基本法第2条第4項に定める、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。）

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 陸上自衛隊第13普通科連隊

陸上自衛隊第13普通科連隊は、県・市町村の要請により必要な部隊を市町村に派遣し、状況把握、避難者の援助、捜索・水防・消防活動等に協力する。

#### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

（災害対策基本法第2条第5項に定める内閣総理大臣が指定する公益事業の法人及び同法第6項に定める県知事が指定するもの並びに町内の防災上重要な公共

機関をいう。)

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 南木曾町

- (1) 南木曾町防災会議に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 水防その他の応急措置に関する事。
- (4) 地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事。
- (7) その他町の所掌事務についての防災対策に関する事。
- (8) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。

### 2 木曾広域消防本部、木曾広域連合

#### 木曾広域消防本部

- (1) 防火対象物等査察、防火指導に関する事。
- (2) 消火活動に関する事。
- (3) 救助・救急活動に関する事。
- (4) 火災原因調査に関する事。
- (5) 防火相談、救急講習に関する事。
- (6) 危険物の保安と除去に関する事。

#### 木曾広域連合

- (1) 広域CATVを中心とした広域情報網の管理運営に関する事。

### 3 長野県

- (1) 長野県防災会議に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 水防その他の応急措置に関する事。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調

整に関すること。

- (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

#### 4 指定地方行政機関

##### 木曾警察署

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。  
(2) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。  
(3) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。

##### 長野農政事務所松本地域センター

- (1) 災害時における主要食糧の供給に関すること。

##### 木曾森林管理署南木曾支署

- (1) 治山事業の充実及び保安林等の整備、管理の適正化に関すること。  
(2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。  
(3) 災害応急対策用材の供給に関すること。

##### 長野地方気象台

- (1) 気象情報の発表及び伝達に関すること。  
(2) 防災知識の普及に関すること。  
(3) 災害防止のための統計調査に関すること。

##### 松本労働基準監督署

- (1) 事業場における産業災害の防止に関すること。  
(2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。

##### 飯田国道事務所木曾維持出張所

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。  
(2) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。  
(3) 災害時における交通確保に関すること。  
(4) 災害危険地域の選定及び指導に関すること。  
(5) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。  
(6) 災害時における応急工事に関すること。  
(7) 災害復旧工事に関すること。  
(8) 再度災害防止工事の施工に関すること。

5 陸上自衛隊第13普通科連隊

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去

6 指定公共機関

郵便局株式会社 南木曾郵便局

- (1) 災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事。

東海旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の防災に関する事。
- (2) 災害時における避難者の輸送に関する事。

日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。

電気通信事業者（東日本電信電話株式会社長野支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）

- (1) 公衆電気通信設備の保全に関する事。
- (2) 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関する事。

日本銀行 松本支店

- (1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事。
- (2) 損傷通貨の引き換えに関する事。

日本赤十字社 長野県支部

- (1) 医療、助産等救助、救護に関する事。

- (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調達に関する事。
- (3) 義援金品の募集に関する事。

日本通運株式会社 長野支店

- (1) 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。

電力会社（中部電力株式会社、関西電力株式会社）

- (1) 電力施設の保全、保安に関する事。
- (2) 電力の供給に関する事。

独立行政法人水資源機構（愛知用水総合事業部牧尾支所）

- (1) ダムの防災に関する事。

## 7 指定地方公共機関

地域バス委託会社（おんたけ交通株式会社・株式会社南木曾観光タクシー）

- (1) 災害時における地域バスによる救助物資等の輸送の協力に関する事。

貨物自動車運送事業者（社団法人長野県トラック協会）

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。

放送会社（信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、エフエム長野株式会社）

- (1) 情報等広報に関する事。

木曾医師会、木曾郡歯科医師会

- (1) 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事。

木曾薬剤師会

- (1) 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

木曾農業協同組合

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

南木曾町森林組合

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
- (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。

南木曾商工会

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。
- (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。
- (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。

病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。

社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。

危険物施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関すること。
- (2) 防護施設の整備に関すること。

## 第4節 防災面からみた南木曾町の概要

### 第1 自然的条件

#### 1 地勢

当町は長野県の南西部、木曾谷の南部に位置し、東は伊那谷の飯田市、阿智村、西・南は岐阜県中津川市、北は大桑村に接する、東西 20 k m、南北 15 k m、周囲 70 k m の山間地帯で、総面積の 92 % を森林が占める町である。

町の中央を北から南西に流れる木曾川に並行して国道 19 号と J R 中央西線が走り、東西には国号 256 号線が伊那谷まで通じている。県庁所在地の長野市へは鉄道で 150 k m、生活圏域の岐阜県中津川市へは 22 k m の距離にある。

起伏の激しい複雑で急峻な地形の中、木曾川へ与川、柿其川、蘭川、坪川等の中小河川が数多く流入し、それらの流域に沿って与川・北部・三留野・妻籠・蘭・広瀬・田立の 7 つの基幹集落が形成され、居住地の標高は 300m から 950m に及んでいる。

地質の大部分は風化が進み脆くて崩れやすい巨晶花崗岩で、特に左岸はこれらの風化生成による砂壤土が多くみられる。

#### 2 位置（役場）

東経 137° 36' 43"      北緯 35° 36' 02"      海拔 412m

#### 3 総面積

215.96 km<sup>2</sup>

#### 4 気候

気候は内陸性気候を示し、平均気温は 12 程度である。内陸性気候の特色である昼夜の気温の高低、夏・冬の気温の格差が大きく、植物分布で見ると温帯に属する。

降水量は、年平均 2,500mm ~ 3,000mm に達し、降雨は 6 ~ 7 月の梅雨期、9 月前後の台風期に多い。降雪量は南部でありながら、時に 1m を超える積雪となることもあり、交通に支障を及ぼすこともある。

#### 5 自然的条件にみる災害の要因

当町の場合、6 ~ 7 月の梅雨期及び台風による雨の災害が最も多いが、冷害、凍霜害がもたらす農業被害も発生しやすい地形にある。

##### (1) 水害

梅雨期や秋雨期には、南方に発達して延びる前線を接近してきた低気圧が刺激するため大量の雨を降らせることがあり、土石流・急傾斜等危険箇所の多い

当町では災害の発生に対し嚴重な警戒が必要である。

## (2) 台風

長野県の位置と地形の持つ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。当地域に影響を及ぼすと考えられる台風の経路は、おおむね次の3つのコースが予想される。

県を縦断して北上するコース

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。町域内各所に風水害が予想されるので、河川の増水を警戒する必要がある。

県の西側に接近して東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となるため、各河川の増水を警戒する必要がある。

県の南側を接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、各所に水害が予想されるので、各河川の増水、がけ崩れ等に警戒が必要である。

## (3) 火山の活動

昭和54年に有史以来活動を休止していた木曾御嶽山が水蒸気爆発を起し、現在は小康状態を続けているものの、火山性微動が観測されており警戒が必要である。

## (4) 地震

長野県内に震源があった被害地震としては、弘化4年の善光寺大地震をはじめ長沼地震、松代群発地震がある。

昭和59年9月14日長野県西部を震源域とするM6.8の強い地震が発生した。被害は、木曾郡王滝村を中心とした14市町村におよび、又この地震により御嶽山南斜面8合目付近で大規模な崩壊が発生したほか、各所で土砂崩落が発生し、29人が死亡するなど大きな災害が生じた。地震動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する火事、土砂崩壊、その他の災害から住民の生命、財産を保護するため、地震対策について一層の強化が必要である。

## 第2 社会的条件

### 1 人口

当町の人口は、町村合併のあった昭和36年に10,688人に達して以後、社会環境の変化、経済情勢の変遷に伴う若年層の都市部への流出や、少子化傾向等の要因により4,810人と（平成22年国勢調査）減少し続けている。

### 2 産業

産業は、広大な山林を資源とした木材関連産業と自動車関連産業、観光産業が

大きなウエイトを占めている。

一方農林業は、厳しい自然条件や後継者不足による労働力の減少、高齢化等から生産活動は停滞している。しかし、水源涵養、洪水災害防止、自然環境の保全及び風致的機能の保全等に果たす森林、農用地の役割は重要であり、これらの公益的機能の維持増進を図るためにも農林業は災害に強い町づくりにとって重要な産業であるといえる。

### 3 交通

鉄道は、JR 中央線が運行され、十二兼駅、南木曾駅、田立駅が存在する。JR 中央線については、郡内でも複線化されていない箇所があるため運行ダイヤについて制約がある。

国道は19号と256号があり、幹線道路として交通量が多く、交通安全対策が重要な課題となっている。また、災害が発生した場合も交通渋滞は避けられず、被害拡大の要因ともなるため、広域的交通規制、迂回路の整備等を図る必要がある。町道は、年々改良工事を施しているが、まだ幅員も狭く、カーブの狭小な路線が多く、ライフラインの確保のためにも今後も整備を進める必要がある。

### 4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、当町では過疎化が進行し、災害脆弱性の高まりが見られ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努める。

災害時要援護者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難・誘導、救護・救済対策等防災の各施設の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。



## 第2章 災害予防計画



## 第1節 風水害に強いまちづくり

### 第1 基本方針

当町は、木曾川に浸食された峡谷と木曾川に注ぐ与川・柿其川・蘭川・坪川・長谷川等の支流の両側の段丘に沿って、与川・北部・三留野・妻籠・蘭・広瀬・田立の7集落に住民が生活している。

山間地の急峻な地形により、過去にも風水害による被害が発生したことから、治山・治水事業等の計画的な推進、ライフライン施設の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

### 第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強い町の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強い町づくりを推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 風水害に強い町土づくり

##### (1) 現状及び課題

町内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

##### (2) 実施計画

- ア．総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- イ．基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。
- ウ．住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- エ．風水害に強い町土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
  - a．治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
  - b．台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するための森林の造成を

図る。

- c. 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

## 2 風水害に強い町づくり

### (1) 現状及び課題

過疎化の進展に伴い、山林・農地等町土を守る担い手の減少、住環境の変化に伴うライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

### (2) 実施計画

#### ア. 風水害に強い町の形成

土砂災害警戒区域の指定を受けた区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定を受けたことに伴い、必要な措置を講じるものとする。

防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。

道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

- a. 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用を推進する。
- b. 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等を推進する。
- c. 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能を確保する。
- d. ハザードマップの活用による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備を促進する。
- e. 土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計の管理、ワイヤーセンサー等の活用及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進する。
- f. 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水

被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策を推進する。

g．土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を推進する。

h．山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設を整備する。

i．農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

j．災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式を推進する。

#### イ．風水害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

強風による落下物の防止対策を図るものとする。

建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

#### ウ．ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

#### エ．災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

## 第2節 災害発生直前対策

### 第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合には、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第2 主な取り組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第3 計画の内容

- 1 住民に対する情報の伝達体制の整備  
気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「気象予報・警報等の伝達系統及び方法」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。
- 2 避難誘導體制の整備
  - ア．町は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。
  - イ．町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難収容活動計画」参照
- 3 災害未然防止活動  
各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。
  - ア．所管施設の緊急点検体制の整備
  - イ．応急復旧のための体制の整備
  - ウ．防災用資機材の備蓄
  - エ．水防活動体制の整備（水防管理者）
  - オ．災害に関する情報について他の地方自治体との連携体制の整備

## 第3節 情報収集・連絡体制計画

### 第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが重要であり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。町及び防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備し、相互の連絡を緊密にするよう努めるものとする。

県、町、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

### 第2 主な取り組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 県とともに、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。県、町、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

##### (2) 実施計画

- ア．被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- イ．円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- ウ．公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点としたネットワークの整備について研究する。
- エ．総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- オ．情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。
- カ．雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

## 2 情報の分析整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

## 3 通信手段の確保

### (1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

### (2) 実施計画

ア．同報無線及び地域防災無線等防災行政無線のデジタル化し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

イ．非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。

ウ．災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

エ．風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ．衛星携帯電話、移動系無線を活用した応急対策機器の整備を図るものとする。

カ．避難所となる集会所に非常時専用の電話回線を設置する

## 第4節 活動体制計画

### 第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

また、災害時に応急対策の中心的役割を果たす施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める。

### 第2 主な取り組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 役場庁舎等防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 職員の非常参集体制の整備

##### (1) 現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

##### (2) 実施計画

職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

#### 2 組織の整備

##### (1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、町組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、町にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

災害対策基本法第16条に基づき、南木曾町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び地震災害の特

色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

### 3 防災中枢機能等の確保

#### (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

このため、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

#### (2) 実施計画

庁舎等防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

## 第5節 広域相互応援計画

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他の地方公共団体などと応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

### 第2 主な取り組み

- 1 県内市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 2 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 3 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 自治体間の相互応援協定

##### (1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が、締結されている。このほか町では、災害の範囲を考慮し、愛知県長久手市との災害時相互応援協定を締結している。今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

##### (2) 実施計画

- ア．県・郡の町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。
- イ．相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。新たに協定を締結する場合は少なくとも次に掲げる事項を定める。
  - a 応援の種類および内容
  - b 応援の要請および実施方法
  - c 応援経費の負担方法
  - d その他必要な事項
- ウ．備蓄状況の把握及び合同訓練等を検討するなど、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

#### 2 広域活動拠点の確保

##### (1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるために

は相当規模の拠点が必要となる。一方、町内は平地に限られており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

ア．県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、拠点を選定する。

イ．選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

ウ．選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

## 第6節 救助・救急・医療計画

### 第1 基本方針

災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、緊急時に必要となる医薬品等の計画的な備蓄に努め、迅速で効率的な供給体制について関係機関と調整を行う。

また、医療機関等の協力を得て救護班の編成及び後方医療体制等の整備を図る。

### 第2 主な取り組み

- 1 災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法の検討を行う。
- 3 災害時における被害状況把握、患者の受入体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 救助・救急用資機材の整備

##### (1) 現状及び課題

消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

##### (2) 実施計画

消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

#### 2 医療用資機材等の備蓄

##### (1) 現状及び課題

町内7地区の災害時に医療救護所となる施設に救急医療品を配備しているが、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす医療施設・拠点救護所となる施設における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定し、種類、数量の充実を図るものとする。

また、近隣市町村への供給体制についても、考慮するものとする。

3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

風水害等災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救急業務計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

## 第7節 消防・水防活動計画

### 第1 基本方針

大規模災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 主な取り組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資機材の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第3 計画の内容

#### 1 消防計画

##### (1) 現状及び課題

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

##### (2) 実施計画

大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

また、「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

#### ア．消防力の強化

平成24年4月1日現在の町消防団の体制は、5分団(内ラッパ隊1) 団員数296人、消防車両(ポンプ車及び積載車)24台で、地域に密着した体制となっているが、今後も「消防力の基準」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあり、平成21年4月から機能消防団員の発足を図り、消防力の

維持に努めているところであるが、さらに各種事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による団員の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

イ．消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

ウ．被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

エ．消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火・救助活動は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

オ．火災予防

a．防火思想、知識の普及

消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、消防車両や広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b．防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、工場、事業所等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

c．危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校や薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、薬品の混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

カ．活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の火災防御計画等を定めるものとする。

#### キ．応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は、対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

#### 【住民及び自主防災組織が実施すべき対策】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心掛けるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

## 2 水防計画

### (1) 現状及び課題

当町の河川は、山間地を流下する天然河岸が大多数を占め、土石流の発生及び堤防の決壊が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

#### ア．水防組織の確立・整備

#### イ．水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほかに次に掲げる事項

ア．重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時に使用できる資材の確認

イ．緊急時に使用できる業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

#### ウ．通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

- エ．平常時における河川、遊水池等の水防対策箇所の巡視
- オ．河川ごとの水防工法の検討
- カ．居住者への立退きの指示体制の整備
- キ．洪水時等における水防活動体制の整備
- ク．他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- ケ．浸水想定区域に指定された場合は、区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- コ．浸水想定区域内にある災害時要援護者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表
- サ．ケ、コに該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

**【住民及び自主防災組織が実施すべき対策】**

日頃から河川や側溝の清掃を行い、土砂、ごみ、樹木等流れを妨げる障害物を取り除くよう努めるものとする。

## 第8節 災害時要援護者計画

### 第1 基本方針

高齢化による社会構造の変化、核家族化による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、災害時要援護者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、県、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する災害時要援護者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

### 第2 主な取り組み

- 1 災害時要援護者台帳を活用し、在宅災害時要援護者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 外国人、観光客等のために避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。
- 4 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 在宅者対策

##### (1) 現状及び課題

在宅の災害時要援護者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化等、防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

##### (2) 実施計画

ア．避難施設の整備

町は、災害発生時において避難施設となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ．防災教育・防災訓練の実施

町は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、災害時要援護者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ．応援体制及び受援体制の整備

町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出勤等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

エ．緊急通報装置等の整備

町は、災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の対応能力を考慮した火災警報器、緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

オ．災害時要援護者の状況把握

町は、災害時要援護者台帳を活用し、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要援護者の状況把握に努めるものとする。

カ．災害時要援護者の態様に配慮した避難支援計画の策定

災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し、避難場所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援に発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

キ．避難支援計画等の活用

避難支援計画については、防災・福祉担当及び自主防災組織や災害時要援護者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

ク．支援協力体制の整備

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、

避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

## 2 社会福祉施設等対策

### (1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化等、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア．防災設備等の整備

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

#### イ．組織体制の整備

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

#### ウ．防災教育・防災訓練の実施

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

#### エ．応援体制及び受援体制の整備

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるよう指導する。

### 3 外国人、観光客対策

#### (1) 現状及び課題

外国人については、地理の不案内、言葉、生活習慣、防災意識の違い等から、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国人に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。また、滞在地の地理に不案内な観光客に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

#### (2) 実施計画

##### ア．外国人の被災者への情報提供体制の整備

町は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーション等外国人に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

##### イ．広域避難場所及び避難経路の周知

町は外国人や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

##### ウ．応援体制及び受援体制の整備

町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

##### エ．観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

また、観光関連事業者（旅館等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。

##### オ．外国人の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国人等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国人等に対する支援体制の整備を図るものとする。

### 4 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設対策

#### (1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い町内には、災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地しているものもある。災害時

要援護者関連施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 町は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ 警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

【関係団体等が実施すべき対策】

- 1 観光関連事業者は、避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国人や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るとともに、定期的に避難誘導訓練等を実施するものとする。
- 2 不特定多数の観光客を迎える観光施設の責任者は、町、消防署等の関係機関と連絡協調して、緊急時における避難誘導體制、連絡体制を整備するとともに、観光客の安全対策を推進する。

## 第9節 緊急輸送計画

### 第1 基本方針

大規模風水害発生時には、緊急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。

### 第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力について事前に計画を樹立する。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急交通路確保計画

##### (1) 現状及び課題

当町の道路は、狭隘で屈曲区間や橋梁が多く、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

##### (2) 実施計画

木曾警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

#### 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

##### (1) 現状及び課題

大規模風水害発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

##### (2) 実施計画

最低1ヵ所以上の「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等」を確保、指定するものとし、このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、

支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定するものとする。

また、自らが被災した場合は勿論、隣接地域が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとし、拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。

### 3 輸送体制の整備計画

#### (1) 現状及び課題

大規模風災害発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

#### (2) 実施計画

管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておくものとする。

## 第10節 障害物の処理計画

### 第1 基本方針

災害発生時には、法面の崩壊、建築物の倒壊、倒木及び放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これら施設等の所有者又は管理者は、倒壊等を未然に防止するための点検及び適切な措置を講じるとともに、障害物除去体制について、関係機関と対応を協議する。

### 第2 主な取り組み

法面の崩壊、建築物の倒壊、倒木の点検を行うとともに、応急対策に必要な専門技術者を確保する体制整備を図る。また、障害物除去体制について、関係機関と事前に協議する。

### 第3 計画の内容

#### (1) 現状及び課題

- ア．法面の崩壊、建築物の倒壊、倒木の恐れのある建物の所有者の協力が必要となる。
- イ．障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

#### (2) 実施計画

- ア．各種施設の定期的な巡回点検を行い、町有施設については必要な補強、補修を行う。町有施設以外の施設については、必要に応じて所有者又は管理者に適切な措置を要請する。
- イ．公共の広場、駐車場等排除物件の保管場所や、倒木等の処分場所などを確保しておく。
- ウ．建設業者等に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。
- エ．森林組合等と倒木処理について事前に協議する。

#### 【住民等が実施すべき対策】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

## 第11節 避難収容活動計画

### 第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 避難勧告、避難指示

##### (1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア．避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a．避難勧告、避難指示を行う判断基準及び伝達方法
- b．避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法  
(避難勧告、避難指示、避難準備情報については第3章第12節を参照)
- c．避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d．避難場所への経路及び誘導方法
- e．避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - (a) 給食措置

- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- f . 避難場所の管理に関する事項
  - (a) 避難収容中の秩序保持
  - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
  - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g . 広域避難地等の整備に関する事項
  - (a) 収容施設
  - (b) 給水施設
  - (c) 情報伝達施設
- h . 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - (a) 平常時における広報
    - ・ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
    - ・ 住民に対する巡回指導
    - ・ 防災訓練等
  - (b) 災害時における広報
    - ・ 広報車による周知
    - ・ 避難誘導員による現地広報
    - ・ 住民組織を通じた広報
- イ・災害時要援護者対策

災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

  - a . 所在、援護の要否等の状況把握
  - b . 配慮すべき個々の態様
  - c . 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
  - d . 災害発生時の安否の確認
  - e . 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画
  - f . 情報提供手段
  - g . 配慮すべき救護・救援対策
  - h . 地域の支えあいによる支援協力体制

特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する等警戒避難体制の確立を図るものとする。

#### ウ．帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

#### 【住民が実施する対策】

ア．家族が慌てず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

- a．家の中でどこが一番安全か
- b．救急医薬品や火器等の点検
- c．幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか
- d．避難場所、避難路はどこにあるか
- e．避難する時、誰が何をもち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか
- f．家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
- g．昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ．防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

ウ．避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

## 2 避難場所等の確保

### (1) 現状及び課題

より円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全制への点検及び、災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

### (2) 実施計画

ア．避難指示者、施設管理者等とあらかじめ協議して、避難場所を指定し、「南木曾町地域防災計画（資料編）」に避難所一覧表として明記しておくものとする。

イ．次に掲げる事項に留意の上、避難場所、避難路の指定を行うものとする。

- a．安全を主眼に、誰でもわかりやすく、広く、なるべく近隣の避難場所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。
- b．避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。
- c．定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。

- d. 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。
- ウ. 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。
- エ. 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接地域の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- オ. 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
- カ. 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。
- キ. テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- ク. 指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- ケ. 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。
- コ. 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、住民に周知徹底するとともに、災害発生時に避難施設となる公共施設について、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- サ. 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入等について、支援協力態勢の確立に努めるものとする。
- シ. 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件をみたく協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図るものとする。

### 3 住宅の確保体制の整備

#### (1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県とともに相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

#### (2) 実施計画

- ア. 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ. 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住

宅を提供する体制を整備する。

ウ．応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。

エ．災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ．利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

#### 4 学校における避難計画

##### (1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）においては、児童生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

##### (2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておくものとする。また、私立高校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

##### ア．防災計画

a．学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。

b．学校長は、防災計画を作成又は変更した時は、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

c．防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。

- (a) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (b) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (c) 町教委、町、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法

- (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 風水害時における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項

#### イ．施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a．日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b．定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c．設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

#### ウ．防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a．日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b．定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

#### エ．避難誘導

- a．避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b．防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
  - (a) 児童生徒等の行動規準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
  - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
  - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
  - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

## 第12節 孤立防止対策計画

### 第1 基本方針

当町は、山間地に集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿って、多くの橋梁によって構成されている。大規模な災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、山間集落の過疎化、高齢化とあいまってその対策が重要である。

### 第2 主な計画

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域毎に避難所となりうる公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

### 第3 計画の内容

#### 1 通信手段の確保

##### (1) 現状及び課題

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

##### (2) 実施計画

- ア．地域防災無線の整備等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- イ．アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。

#### 2 災害に強い道路網の整備

##### (1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。したがって、「主要路線優先の対策推進」及び「複線化の推進」を図ることが必要である。

## (2) 実施計画

町道の災害予防対策を推進するものとする。道路に面した工作物・立木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えないよう住民に指導するものとする。

## 3 孤立予想地域の実態把握

### (1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、災害時要援護者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

### (2) 実施計画

生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

ア．平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。

イ．観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ．各地域において、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう啓発に努めるものとする。

## 4 自主防災組織の育成

### (1) 基本方針

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。全地区における組織結成を推進するものとする。

### (2) 実施計画

ア．特に孤立が予想される地域の住民に対しては、組織結成に対して積極的に参加するよう啓発する。

- イ．災害発生時の活動要領について、指導を行うものとする。
- ウ．活動用資機材の整備充実を行うものとする。

## 5 避難所の確保

### (1) 基本方針

孤立が予想される地域毎に最低1箇所以上の避難所となりうる施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

### (2) 実施計画

孤立予想地区の施設の実態を把握し、老朽化対策やバリアフリー化を地区と協議するものとする。

## 6 備蓄

### (1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

### (2) 実施計画

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。特に次の事項について住民に指導啓発に努める。

- ア．孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮するものとする。
- イ．観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

## 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を維持するうえで食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は輸送手段等が限られ、食料確保のためには、食料の備蓄が必要である。

また、災害の発生後、できるだけ速やかな食糧供給を行うため、国、県等関係機関との間で発災時に対応ができるよう協力関係の強化を進める。

### 第2 主な取り組み

- 1 食糧の供給について、国、県や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食糧供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状及び課題

食糧の備蓄については、地域の特性、人口等に応じた備蓄が重要である。今後、関係業界、団体等の協力を得る中で備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

人口の5%の2食分程度を目安とし、地形、気象条件等地域の特性を考慮して乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行うものとし、必要に応じて更新するものとする。

他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。

非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。

住民、企業等に対して、食糧備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行うものとする。

住民に対しては、「自らの安全は自ら守る」という防災の基本どおりに、当座の食料として、一人当たり2日から3日分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう啓発するものとする。また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう指導するものとする。

企業等においても、災害発生に備えての、食料備蓄の必要性を周知する。  
県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

## 2 食料品等の供給計画

### (1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、町の食糧備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

### (2) 実施計画

備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

#### 【住民等が実施すべき対策】

- 1 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、町備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり2日から3日分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。
- 2 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。
- 3 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。

## 第14節 給水計画

### 第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。また、当町では被災がなくても、他市町村への応急給水活動のための飲料水の確保を図る。

このほか、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。

### 第2 主な取り組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。

### 第3 計画の内容

- 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

#### (1) 現状及び課題

配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

#### (2) 実施計画

- ア．配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
- イ．住民が実施する事項への支援を行うものとする。
- ウ．県が実施する事項に対する協力を行うものとする。
- エ．予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
- オ．プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。
- カ．災害時の給水確保のため次の事項について住民に周知する。
  - 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
  - ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。
  - ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
  - 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

- 2 飲料水等の供給計画

#### (1) 現状及び課題

大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

- ア．給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
- イ．給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
- ウ．被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。
- エ．給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

【住民等が実施すべき対策】

災害時の給水確保のため、風呂の残り湯の活用の習慣づけ、ボトルウォーター等による飲料水の備蓄、ポリタンク等給水用具の確保、自家用井戸の維持と確保に努めるものとする。

## 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

### 第1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

寝具(タオルケット・毛布等)

衣類(下着、靴下、作業着等)

炊事道具(なべ、包丁、卓上コンロ等)

身の回り品(タオル、生理用品、紙おむつ等)

食器等(はし、茶碗、ほ乳瓶等)

日用品(石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー)

光熱材料(マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等)

(必要量)

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

### 第2 主な取り組み

地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

ア．生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。

イ．住民に対し次の事項について防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促

進を図る。

【住民が実施する対策】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオ等災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋等の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、町は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するものとする。  
輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努めるものとする。

## 第16節 危険物施設災害予防計画

### 第1 基本方針

風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

### 第2 主な取り組み

危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

### 第3 計画の内容

#### 1 危険物施設災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

危険物施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、自衛消防組織の充実強化及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア．規制及び指導の強化

木曾広域消防本部との連携により、規制指導の強化を図る。

###### イ．自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

## 第17節 上水道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災しにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

### 第2 主な取り組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### (1) 現状及び課題

町では、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

#### (2) 実施計画

ア．老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。

イ．配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。

ウ．復旧資機材の備蓄を行うものとする。

エ．水道管路図等の整備を行うものとする。

## 第18節 下水道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガスなどと並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

### 第2 主な取り組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 3 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。
- 4 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急連絡体制、復旧体制の確立

##### (1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制について被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。

##### (2) 実施計画

- ア．災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ．対策要領に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ．復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

#### 2 緊急用、復旧用資機材の計画的な確保

##### (1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

3 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整理・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法において、その調製・保管が義務づけられている。

下水道施設等が風水害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から确实かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

下水道台帳の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

4 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠く事のできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保でき得る体制を整えておく必要がある。このため、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。併せて、電気・機械施設等の倒壊対策を行う。

## 第19節 通信・放送施設災害予防計画

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招く等社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

### 第2 主な取り組み

町は、通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急時のための通信確保

##### (1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大等により通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

##### (2) 実施計画

有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、町関係各所はもとより、町以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

#### 2 防災行政無線通信施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、電源電力の不足等により通信回線が利用不能となるおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立に努める。

##### (2) 実施計画

住民への情報伝達手段として有効な防災行政無線のデジタル化整備を図る。

また、通信施設については、風水害等に備えた災害予防対策を図るものとする。

### 3 木曾広域連合CATV網施設災害予防

#### (1) 現状及び課題

木曾広域連合によるCATV網を利用した音声告知施設、文字放送については有効な通信手段として活用がされている。しかし、有線通信であることから、災害等により施設の断線等が予想されるため、早期復旧が重要となっている。

#### (2) 実施計画

町は木曾広域連合とともにCATV網を利用した音声告知施設、文字放送の維持管理の適正化を図るものとし、施設の被災時には早期復旧を図るものとする。

### 4 電信電話施設災害予防

#### (1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

#### (2) 実施計画

町は、南木曾町地域防災計画等の定めるところにより、電気通信事業者との連携を図るものとする。

### 5 放送施設災害予防

#### (1) 現状および課題

放送施設は、テレビについては木曾広域連合によるCATV網利用となっているが、ラジオに関してNHK送受信施設が存在する。非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

#### (2) 実施計画

テレビについては、本節第3の3の(2)と同じとし、ラジオについては、施設の被災時には県内各局と連携して早期復旧を図るものとする。

## 第20節 災害広報計画

### 第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行う必要がある。

そのためには、被災者及び住民等（以下、「被害者等」という。）に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っていく必要がある。

### 第2 主な取り組み

- 1 被災者等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

### 第3 計画の内容

#### 1 被災者への情報の提供体制

##### (1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県及び報道機関等とともに適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

##### (2) 実施計画

- ア．被災者等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。
- イ．木曾広域CATV文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、木曾広域連合との連携体制の整備を図るものとする。
- ウ．町のホームページ等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。
- エ．被災者等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- オ．エのほか、住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- カ．次の災害種別及び災害発生の時期等に応じてそれぞれ案文を作成する。
  - a 災害種別

風水害

災害予防・啓発

b 時系列

警戒

発災

復旧・復興

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

取材への対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を經由して情報の提供を行う体制とするものとする。

災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

## 第21節 土砂災害等の災害予防計画

### 第1 基本方針

当町は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、暴風・豪雨に起因する土石流、がけ崩れ等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県とともに関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。特に、他県で災害時要援護者関連施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

### 第2 主な取り組み

1. 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定をかけ、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図る。
2. 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内について防災対策を推進する。
3. 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

### 第3 計画の内容

#### 1 地すべり対策

##### (1) 現状及び課題

当町では、現在のところ地すべり危険箇所は確認されていないが、地形・地質を考慮し引き続き危険箇所の把握が必要である。

##### (2) 実施計画

豪雨、地震発生後には、地すべり発生の有無について調査をし、危険箇所の把握に努める。

#### 2 土石流対策

##### (1) 現状及び課題

当町は、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、平成21年3月16日付長野県報にて、土石流についての土砂災害警戒区域対象地区は153箇所、土砂災害特別警戒区域対象地区は123箇所が指定されている。町ではこれらを元に平成23年度に災害ハザードマップを作成し全戸配布を

行った。今後、マップの有効な活用を検討していく必要がある。

(2) 実施計画

配布したハザードマップの説明会やマップを利用した防災訓練等を行い、避難所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させる必要がある。

【住民が実施する対策】

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに地域ごとに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い当町では、危険箇所が全町的に分布しており、平成21年3月16日付長野県報にて、急傾斜地崩壊についての土砂災害警戒区域対象地区は318箇所、土砂災害特別警戒区域対象地区は188箇所が指定されている。

(2) 実施計画

防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、住民へ周知するものとする。

がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させるものとする。

農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

【住民が実施する対策】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

4 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多いため災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している例もある。これらの地域

については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

5 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

土石流、急傾斜危険地域における土砂災害警戒区域対象地区及び土砂災害特別警戒区の開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア．土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

イ．土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

- a 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。
- b 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

## 第22節 建築物災害予防計画

### 第1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、町民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

また、貴重な国民的財産である文化財の保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

### 第2 主な取り組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 建築物の風害対策

##### (1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

##### (2) 実施計画

- ア．公共建築については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ．一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- ウ．道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- エ．落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

#### 2 建築物の水害対策

##### (1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

##### (2) 実施計画

ア．出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。

イ．がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

### 3 文化財の風水害予防

#### (1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法及び文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

当町における国、県文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、災害対策としては、風水害のみならず震災や防火対策にも配慮し、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

#### (2) 実施計画

町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

ア．所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

イ．防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

### 4 所有者等の活動

建築物内の利用者の避難誘導、立ち入りの規制等を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じるものとする。

文化財の所有者は、災害の原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告するとともに、被害の状況に応じ、応急修理等の措置を教育委員会等の指導を受けて実施するものとする。

## 第23節 道路及び橋梁災害予防計画

### 第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

### 第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。
- 4 避難路・緊急道路の整備を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

##### (1) 現状及び課題

風水害により道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

町は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

#### 2 関係団体との協力体制の整備

##### (1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

県、警察署、建設業協会等との事前の協力体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

4 避難路・緊急道路の整備

(1) 現状及び課題

災害時等の避難や応急復旧対策に使用する道路をあらかじめ整備し、安全な避難や迅速な応急復旧活動を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア．中心部の避難場所へつながる道路の整備

イ．災害応急対策活動の拠点となる公共施設周辺の道路の整備

ウ．道路改良、路法面保護、橋梁取付部強化による落橋防止等の事業の推進

## 第24節 河川施設等災害予防計画

### 第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失う等多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

### 第2 主な取り組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し、優先度の高い箇所から改修等を実施する。また、堤防・河道・ため池の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 3 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の災害時要援護者施設等の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防・ため池の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供等、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策が必要となっている。また、河川災害の一因として山林の荒廃による例も見られることから、治山事業も必要となっている。

##### (2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

#### 2 浸水想定区域内の災害予防

##### (1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら災害時要援護者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、ハザードマップにより、浸水想定区域の周知を行い、防災体制の確立を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

ア．自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

- イ．気象情報、関西電力等の放流情報、河川情報等の連絡体制を強化し、住民に対する警戒避難体制を整備する。
- ウ．森林の保水機能を高めることが、下流域での水害防止に役立つため、伐採場所については、早期植林・補植を行い、山地土砂の流失等の防止に努めるとともに、保安林としての機能が低下している箇所造林、治山事業を推進する。

## 第25節 農林水産物災害予防計画

### 第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害等も予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

### 第2 主な取り組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 南木曾町森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

### 第3 計画の内容

#### 1 農水産物災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針に基づき予防技術の周知徹底を図っている。

##### (2) 実施計画

木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

#### 【住民が実施する対策】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

##### (1) 水稻

強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

##### (2) 野菜・花き

支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

##### (3) 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

## 2 林産物災害予防計画

### (1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地敵木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

### (2) 実施計画

- ア．南木曾町森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- イ．県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

### 【住民が実施する対策】

町が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

## 第26節 二次災害の予防計画

### 第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

### 第2 主な取り組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の倒木・流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 構造物に係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

##### (2) 実施計画

林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進する。

重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくようにする。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

##### [ 危険物関係 ]

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

- ア．危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ．立入検査の実施等指導の強化
- ウ．防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ．自衛消防組織の強化についての指導

3 倒木・流木の発生予測

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、事前把握による住民への周知、警戒避難体制の整備が必要となっている。

(2) 実施計画

- ア．橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。
- イ．工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

- ア．情報収集体制の整備
- イ．警戒避難体制の整備

## 第27節 防災知識普及計画

### 第1 基本方針

「自分の命は自分で守る」が防災の基本であり、町及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日頃から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、町及び指定行政機関は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

### 第2 主な取り組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 住民等に対する防災知識の普及活動

##### (1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対しては、どのような配慮が必要か等、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、「ハザードマップ」や「防災の手引」利用したより実践的な啓発活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

##### (2) 実施計画

ア．町民に対して防災知識を普及させるため、「防災の手引」、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等の活用により次の事項の啓発活動を行う。

- a 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識

- b 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
  - c 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「互助」の防災意識
  - d 災害時にとるべき行動に関する知識
  - e 正確な情報入手の方法
  - f 災害時要援護者に対する配慮
  - g 男女のニーズの違いに対する配慮
  - h 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - i 平素住民が実施し得る食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
  - j 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - k 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- イ．配布してある「ハザードマップ」等を活用し、徹底した情報提供を行う。
- a 浸水想定区域については次の事項について、住民等へ情報提供を行う。
    - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
    - (b) 災害時要援護者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
  - b 土砂災害警戒区域については次の事項について、住民等へ情報提供を行う。
    - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
    - (b) 避難場所に関する事項
    - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
  - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- エ．「防災の手引」、「ハザードマップ」について、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。

#### 【住民等が実施する対策】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- ア．避難場所、避難路の確認
- イ．発災時の連絡方法
- ウ．幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- エ．災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- オ．備蓄食料の試食及び更新

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、社会福祉施設等の災害時要援護者を収容している施

設、旅館、駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

#### (2) 実施計画

防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

### 3 学校における防災教育の推進

#### (1) 現状及び課題

小学校、中学校（以下この節において「学校」という）において児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

#### (2) 実施計画

学校においては、大規模災害にも対処できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

児童生徒の発達段階に応じて、防災教育用資機材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

防災知識一般

避難の際の留意事項

登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

具体的な危険箇所

災害時要援護者に対する配慮

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

### 4 職員に対する防災知識の普及

#### (1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア．自然災害に関する一般的な知識
- イ．自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ウ．職員等が果たすべき役割
- エ．自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ．今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

## 第28節 防災訓練計画

### 第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要となっている。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。町及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 主な取り組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、事後評価を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災訓練の実施

##### (1) 現状及び課題

町内において予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア．総合防災訓練

町は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

###### a 実施時期

土砂災害防止月間、防災月間を中心に実施。

###### b 実施場所

町内全域を想定して行うが、訓練効果を考慮し、実施場所を設定する。。

###### c 被害想定

あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動訓練を実施する。

###### d 実施方法

町は、自主防災組織、企業等の参加を得て、以下に定めるものを中心とした訓練を実施するものとする。

#### 水防訓練

水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

#### 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

#### 災害救助訓練

災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

#### 通信訓練

防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

#### 避難訓練

町は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び社会福祉施設等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

#### 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

#### 情報収集及び伝達訓練

町は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

#### 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

### 【住民が実施する対策】

住民は、県、町等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

### (1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には事後評

価を行う必要がある。

## (2) 実施計画

### ア．実践的な訓練の実施

- a 町は、被害の想定を明らかにし訓練の実施時間を工夫する等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。
- b 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努めるものとする。
- c 災害時要援護者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

### イ．訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

## 第29節 災害復旧・復興のための資料・データの保存

### 第1 基本方針

災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。また、災害復旧用資機材の備蓄や供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

### 第2 主な取り組み

復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。

### 第3 計画の内容

#### 1 データの保存及びバックアップ

##### (1) 現状及び課題

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要になる。これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

##### (2) 実施計画

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、町において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

## 第30節 自主防災組織等の育成に関する計画

### 第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、災害時要援護者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、災害時要援護者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

### 第2 主な取り組み

- 1 自主防災組織の組織化を促進する。
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容を周知し自主的な活動を促進する。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 地域住民等の自主防災組織の育成

##### (1) 現状及び課題

行政区を中心として防災組織化の促進、自主防災意識の涵養を図っていくことが、今後の課題である。

また、学校、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア．自主防災組織の構成単位

自主防災組織は、行政区単位を基本として構成し、地域の実情に応じて、複数の行政区での結成も可能とする。また、大規模災害の場合には、隣接する複数の自主防災組織が協力して活動できるような体制づくりに努める。

#### イ．組織化の方策

自主防災組織の結成に向け、町、区、消防団等が協力し次の方策を講じることとする。

区長会等において自主防災組織の必要性について討議するとともに、他地域の事例等自主防災組織のモデルを提案する。

各区において、災害時の地域の役割等について話し合うとともに、自主防災組織の結成について検討する。

町及び消防団は、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織結成の働きかけを行う。

ウ．組織編成に当たっての留意点

区長、消防団経験者などを役員とし、なるべく長期間の在任とする。

昼夜とも自主防災活動に支障がないよう、女性の参加を求める。

看護師など地域内の専門家や経験者の参加を求める。

発災時の活動に合わせて、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等の班編成を行い、それぞれ班長を決めておく。

2 自主防災組織の活動内容の周知

(1) 現状及び課題

平常時、発災時の自主防災組織の活動内容を明確にし、住民に周知することにより自主的な活動を促進する。

(2) 実施計画

ア．平常時の活動

災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等発災時の想定に合わせた防災訓練の実施

災害の種類に応じた避難場所及び避難路の検討と周知

地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布

災害時要援護者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

イ．発災時の活動

情報の収集及び伝達

出火防止、初期消火

避難誘導活動

救助等の実施及び協力

炊き出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、宝くじを活用した助成措置が講じられている。また、町の地域づくり支援事業補助金も活用されている。自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

町は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施計画

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るものとする。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

## 第31節 ボランティア活動の環境整備

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想されるため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な場所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

### 第2 主な取り組み

- 1 ボランティアの事前登録を、町社会福祉協議会ボランティアセンター等において実施する。
- 2 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 3 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 ボランティアの事前登録

##### (1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、災害弱者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国人への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

##### (2) 実施計画

町社会福祉協議会等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等、その支援に努める。

#### 2 ボランティア団体間の連携

##### (1) 現状及び課題

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携

の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

町は、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

3 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

町、町社会福祉協議会等は協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

## 第32節 風水害対策に関する調査研究及び観測

### 第1 基本方針

台風、集中豪雨などの風水害は、しばしば町内に被害をもたらしており、ときにはその被害は非常に大きなものになる。

すでに、国及び県においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、災害要因は近年一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る

### 第2 主な取組み

町、県、各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理などを行う。

### 第3 計画の内容

#### (1) 現状及び課題

災害のメカニズム等さまざまな研究が行われているが、災害要因の多様化により国・県の調査研究にさらに協力し、情報の収集に努めていく必要がある。

#### (2) 実施計画

ア．地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、県等が行う防災アセスメントに協力し、その結果を計画の中で明らかにする。

イ．国などが行う、観測施設の設置などに積極的に協力し、町内のデータの累積に努めるものとする。

a 国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、町域のデータの累積に努める。

b 観測施設等の雨量観測データの整理分析に努め、災害予防対策に活用する。

c 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 災害直前活動

### 第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

### 第2 主な活動

- 1 気象警報・注意報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 警報等の住民に対する伝達活動

##### (1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・特別警戒水位到達情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

##### (2) 実施計画

- ア．町は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。
- イ．町において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。
- ウ．勤務時間外に県危機管理部等から通知される警報・注意報等は、当直が受領し、総務課防災担当者に電話連絡する。
- エ．連絡を受けた防災担当者は、活動体制計画に基づき登庁する必要がある場合は登庁し、総務課長に報告し指示を受ける。

#### 【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、直ちに町又は警察に通報するものとする。

##### ア．気象関係

強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨等の気象現象

##### イ．水象関係

河川やため池等の水位の異常な上昇

ウ．土砂災害関係

地割れ、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、土石流等

## 2 住民の避難誘導対策

### (1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う等適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

### (2) 実施計画

ア．町は、風水害のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

特に、災害時要援護者については避難準備情報の伝達を行う等の、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、災害時要援護者関連施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

イ．町は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

ウ．住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、町防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

エ．情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、災害時要援護者に対して配慮するよう努めるものとする。

オ．避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載等必要な措置を講じる。

カ．避難勧告、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるもの

とする。

**【住民が実施する対策】**

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

**【水防管理者が実施する対策】**

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

**【河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策】**

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められる時は、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

**【道路管理者が実施する対策】**

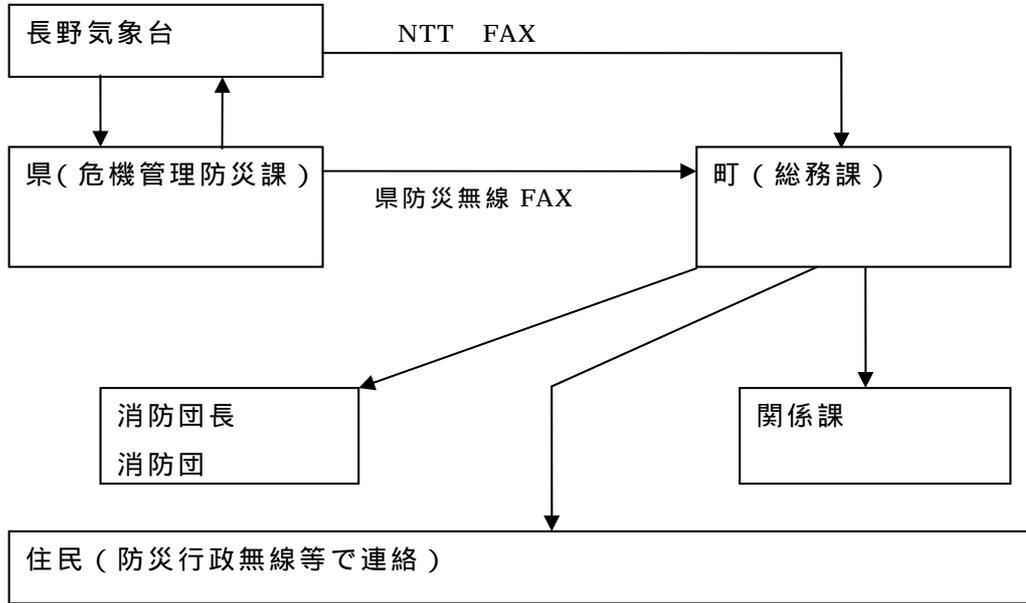
道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

**【住民が実施する対策】**

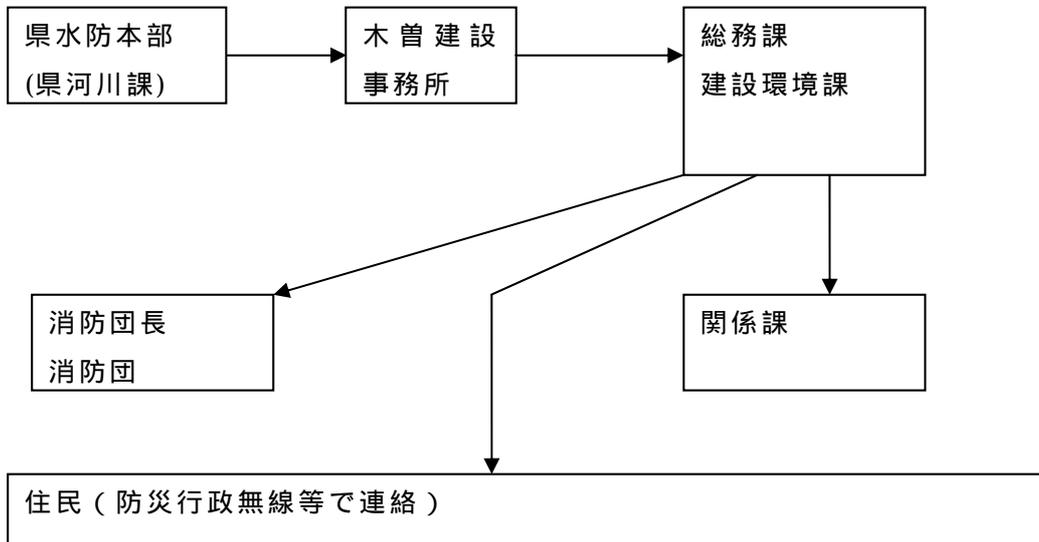
災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町又は警察に通報するものとする。

気象予報・警報等の伝達系統及び方法

気象注意報・警報



水防警報



警報等の種類及び発令基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。(長野地方気象台が発表するもの)

(1) 注意報

種類	発表基準					
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う					
強風	平均風速 13m/s 以上					
大雨	2次 細分	町村名	雨量基準		土壌雨量 指数基準	摘要
			1時間 雨量			
		上松町	30		113	
		南木曾町	40		120	
		木祖村	40		117	
		王滝村	50		128	
		大桑村	40		119	
木曾町	40		102			
洪水	2次 細分	町村名	雨量基準		流域雨量指数基準	
			1時間 雨量			
		上松町	30		木曾川 = 34 赤沢 = 14	
		南木曾町	40		木曾川 = 44	
		木祖村	40		木曾川 = 14 笹川 = 6	
		王滝村	50		王滝川 = 20 うぐい川 = 8	
		大桑村	40		木曾川 = 43 伊奈川 = 10 阿寺川 = 12	
木曾町	40		王滝川 = 25 木曾川 = 21 末川 = 10 黒川 = 8			
大雪	木曾地域：24時間降雪の深さ 15cm 以上					
雷	落雷等により被害が予想される場合					
乾燥	最小湿度 20% 以下で実効湿度 55% 以下					
濃霧	視程 100m 以下					
雪崩	表層雪崩：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さが 20cm 以上で風速が 10m/s 以上、又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上。					
	全層雪崩：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5 以上、又は日降水量が 15mm 以上。					

低温	夏季：平均気温が平年より4以上低く、かつ最低気温が15以下（高冷地で13以下）が2日以上続くとき。 冬季：最低気温が-11以下。高冷地で-17以下になるとき。
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10以上。 2. 積雪地域の日平均気温が6以上で、日降水量が20mm以上。

(2) 警報

種類	発表基準				
風雪	平均風速17m/s以上 雪を伴う				
強風	平均風速17m/s以上				
大雨	2次 細分	町村名	雨量基準 1時間雨量	土壌雨量 指数基準	摘要
	木曾 地域	上松町	50	142	
		南木曾町	70	151	
		木祖村	60	147	
		王滝村	70	161	
		大桑村	70	149	
		木曾町	70	128	
洪水	2次 細分	町村名	雨量基準 1時間雨量	流域雨量指数基準	
	木曾 地域	上松町	50	木曾川 = 43 赤沢 = 17	
		南木曾町	70	木曾川 = 55	
		木祖村	60	木曾川 = 17 笹川 = 8	
		王滝村	70	王滝川 = 25 うぐい川 = 10	
		大桑村	70	木曾川 = 54 伊奈川 = 12 阿寺川 = 15	
		木曾町	70	王滝川 = 31 木曾川 = 26 末川 = 12 黒川 = 10	
大雪	木曾地域：24時間降雪の深さ 50cm以上				

2 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を突破するおそれのあるとき
洪水警報	破堤、氾濫等により重大な損害が生じるおそれのあるとき

(2) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 生 基 準
水防警報	水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。(通知内容は別節「消防・水防活動計画」参照のこと)

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

区 分	発 生 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が20%以下、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき(降雨、降雪のときには通報しないことがある)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警戒をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項(1)の発表基準に準じる

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し、長野県と長野地方気象台が共同して発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

区 分	発 表 基 準
記録的短時間 大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨(1時間雨量 100 mm)を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合

(3) 竜巻注意情報

激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合 この情報の有効時間は、発表から1時間

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

警報等の種類	発 表 機 関 名	対 象 区 域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
水防警報	関係建設事務所	知事が指定した河川 (「県の指定河川」)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市町村長	各市町村域

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生時には直ちに概況を県へ報告する。
- 2 被害状況調査体制をとり、被害状況の調査と応急対策活動状況の情報収集にあたる。
- 3 通信手段の確保を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 報告の種別

##### (1) 概況速報

災害が発生した時、災害対策本部を設置した時、又はその他異常と思われる事態が発生した時は直ちにその概況を県へ報告するものとする。

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定した時に報告するものとする。

#### 2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できない時は、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行うものとする。

また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した時は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

調査責任機関

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	町	県関係現地機関
人的及び住家の被害	町	地方事務所
避難勧告・指示等避難状況	町	地方事務所
社会福祉施設被害	施設経営者	保健福祉事務所
職業訓練施設被害	施設管理者	地方事務所
農・畜・水産業被害	町	地方事務所・農業改良普及センター 食肉衛生検査所・農業協同組合 森林組合
農地・農業用施設被害	町	地方事務所 土地改良事業団体連合会
林業関係被害	地方事務所・町 ・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・町 ・地方整備局関 係機関	木曾広域連合
水道施設被害	町	地方事務所
感染症関係被害	町	保健福祉事務所
医療施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	町	地方事務所・商工会
観光施設被害	町	地方事務所
教育関係被害	設置者・ 管理者・町	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
町有財産被害	町	
公益事業被害	鉄道・通信・ 電力・ガス等 関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	町・警備業協会
火災速報	町・消防署	
危険物等の事故による被害	町	
水害等速報	水防関係機関	

【災害対策本部としての具体的な活動】

(1) 総務部の活動

- a . 各部から随時被害状況、応急対策活動の実施状況の報告を求める。
- b . 被害が広範囲にわたり各部での調査体制では情報収集が困難と認められる時は、各課長以上からなる本部員会議の協議を経て、各部の枠を超えた複数の被害状況調査班を編成し、地区ごとの被害状況調査を行う。
- c . 警察、消防、報道機関、ライフラインに係る機関、その他関係機関からの情報を収集し、整理する。
- d . 災害対策本部、各部、関係機関、住民、報道機関等に対して、必要な情報の報告、提供を行う。
- e . 被害が甚大である等、町のみでは被害調査が実施できない時は、木曾地方事務所をはじめとする県現地機関に対して応援を求める。

(2) 各部の情報収集活動

- a . 各班の所管事項に係る災害の状況及び応急対策活動の実施状況等を迅速かつ的確に収集し、総務部長に報告する。
- b . 住民等から災害の状況等の情報を収受した場合は、直ちに総務部長に報告する。

【消防団・自主防災組織等の被害状況報告】

- (1) 被災地域の自主防災組織の区長は、その地区の被害状況を町災害対策本部に報告する。この場合、二次災害防止を最優先とし、十分な安全確保ができない場合は、積極調査は行わないこととする。
- (2) 必要に応じ、区自らが行う応急対策と、対策本部に求める応急対策を連絡する。
- (3) アマチュア無線局は、災害の状況等の情報を、アマチュア無線を活用して町災害対策本部その他の機関に伝達するよう努める。

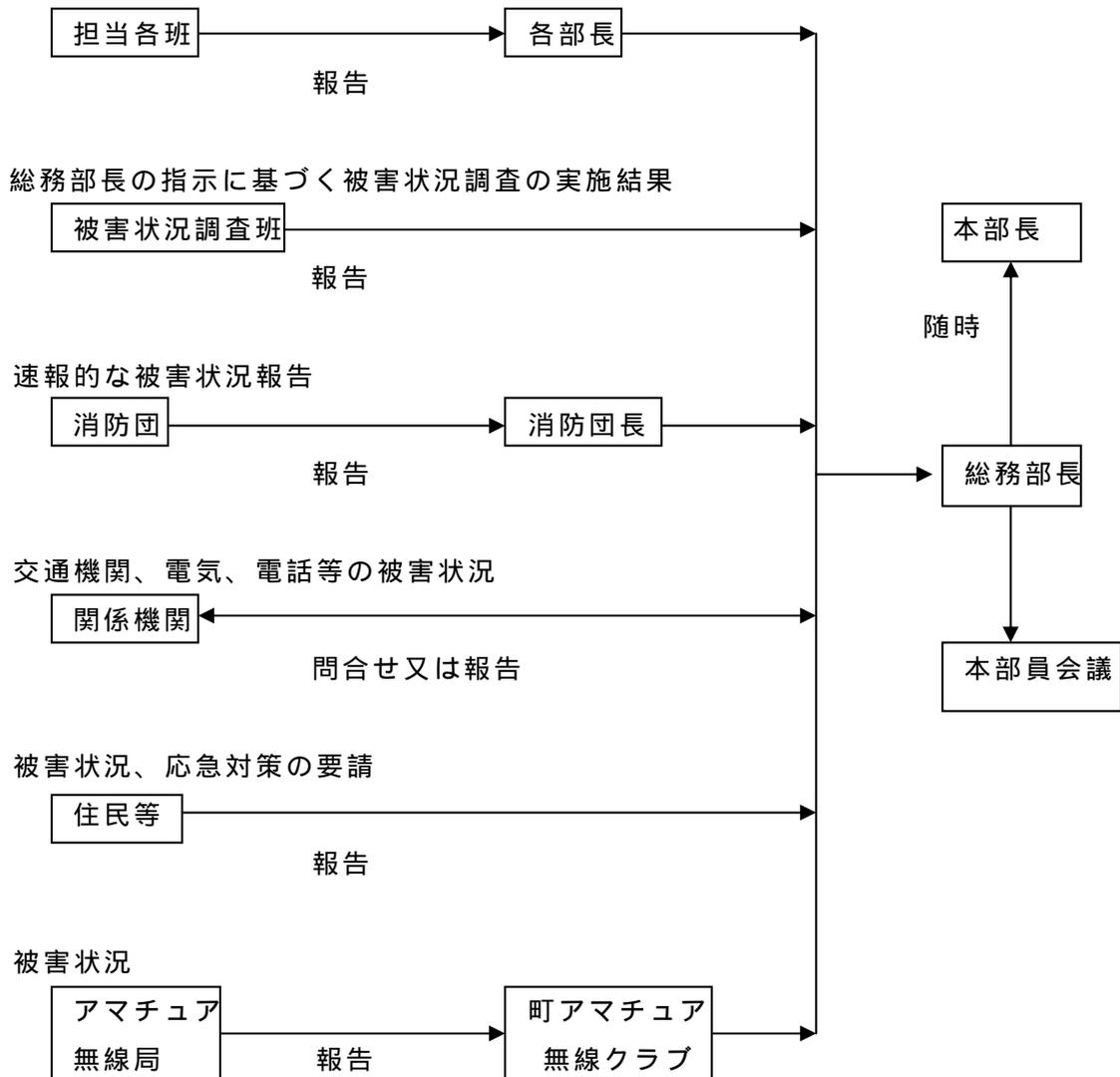
調査担当

被害状況の調査項目に対する調査担当部は、原則として次のとおりとする。

調査項目	担当部
人的被害（死者、負傷者等）	住民部
住家被害（全半壊、浸水等）	総務部・建設環境部（環境住宅班）
非住家被害（文教施設、公共施設等）	所管各部
農林業被害（田畑等）	産業観光部（農林班）
土木構造物被害（道路、橋梁等）	建設環境部（建設班）
土砂災害（がけ崩れ、地すべり等）	建設環境部（建設班） 産業観光部（農林班）
ライフライン被害（水道、電気、電話等）	総務部・建設環境部（上下水道班）
火災発生状況	総務部（消防班）

情報収集系統図

各班の所管事項及び所管施設の被害状況並びに応急対策活動の状況



### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けた又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊がはなはだしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものとする。

り災世帯	<p>災害により、全壊半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>たとえば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>
り災者	り災世帯の構成員とする。

#### 4 災害情報の収集・連絡系統

##### (1) 報告様式（資料編 資料7参照）

地区別被害状況調査	:	町様式1
世帯別被害調査	:	" 2
道路河川関係被害調査	:	" 3
災害対策実施状況報告	:	" 4
収容避難者名簿	:	" 5

避難所、炊き出し、救護等の各種応急対策活動の報告

: 各節の応急対策活動ごとに定められた災害救助法様式に準じた諸様式

##### (2) 連絡系統

県の被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記1 災害情報収集連絡系統」に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、町は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

##### (3) 町における実施事項の概要

町における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

- a. 情報収集体制をとり、第2の2において町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b. 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
- c. 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりである。

町において災害対策本部を設置した災害

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

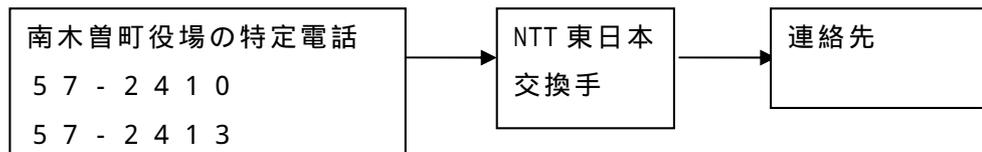
又は に定める災害になるおそれのある災害

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

#### 【緊急時の有線連絡手段】

##### 1. 有線通信連絡

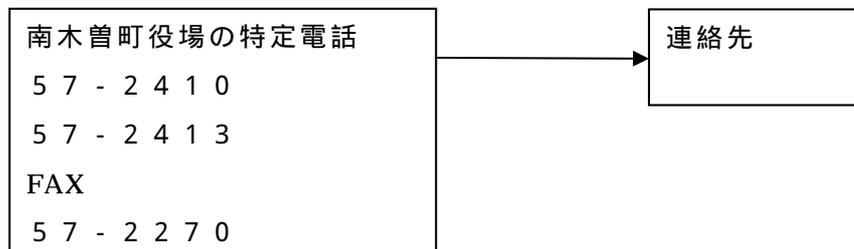
災害発生後、安否確認、見舞い等が殺到し NTT の電話回線が繋がりにくくなった場合の非常・緊急連絡は、次の特定電話から「非常通話又は緊急通話」である旨を告げ、申し込む。非常扱いの通話、緊急扱いの通話の内容は、資料編の表のとおりとする。



発信は局番なしの102番をダイヤルする。

##### 2. 災害時優先電話

災害発生後、電話がかかりにくくなった場合、次の災害時優先電話は比較的かかりやすくなっている。(法律に基づき公共性の高い通信が優先されるため)



発信は連絡先へ通常のダイヤルをする。

##### 3. 臨時電話等の設置

災害が発生した場合、必要に応じて災害対策本部、現地災害対策本部への臨時電話設置について、NTT に要請する。また、避難所が設置された時には、必要に応じて特設公衆電話の避難所への設置について、NTT へ要請する。

#### 【緊急時の無線連絡手段】

##### 1. 県防災行政無線の活用

県庁危機管理部、木曾地方事務所地域政策課その他の県の機関、木曾広域消防本部、近隣市町村への連絡は、県防災行政無線を活用する。

##### 2. 町防災行政無線の活用

情報収集活動、消防団との連絡等には、町防災行政無線の移動系を活用する。移動系無線局の呼出名称及び所在地は別記2の表のとおり。

5 通信手段の確保

町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、携帯電話、無線等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

ア．町防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ．可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

別記1

災害情報収集連絡系統

報告の種類	様式	報告先1	緊急時及び報告先1に連絡がとれない場合の報告先
概況速報	様式1号	木曾地方事務所 地域政策課	県危機管理部危機管理防災課、 消防庁
人的及び住家の 被害状況報告	様式2号	木曾地方事務所 地域政策課	県危機管理部危機管理防災課、 消防庁
農・畜・水産業被害 状況報告	様式5号	木曾地方事務所 農政課	県農政部農業政策課
農地・農業用施設 被害状況報告	様式5号	木曾地方事務所 農地整備課	県農政部農地整備課
林業関係 被害状況報告	様式6号	木曾地方事務所 林務課	県林務部森林政策課
公共土木施設 被害状況報告等	様式7号	木曾建設事務所	県建設部河川課
土砂災害等による 被害報告	様式7号	木曾建設事務所	県建設部砂防課
水道施設 被害状況報告	様式9号	木曾地方事務所 環境課	県環境部水大気環境課
感染症関係報告	様式11号	木曾保健福祉 事務所	県健康福祉部健康長寿課
医療施設被害	様式12号	木曾保健福祉 事務所	県健康福祉部医療推進課
商工関係 被害状況報告	様式13号	木曾地方事務所 商工観光建築課	県商工部産業政策課

観光施設 被害状況報告	様式 14 号	木曾地方事務所 商工観光建築課	県観光部観光振興課
教育関係 被害状況報告	様式 15 号	松本教育事務所	県教育委員会義務教育課、高校 教育課、文化財・生涯学習課
町有財産の 被害状況報告	様式 17 号	木曾地方事務所 地域政策課	県危機管理部危機管理防災課
火災即報	様式 19 号	木曾地方事務所 地域政策課	県危機管理部危機管理防災課
警察調査 被害状況報告	様式 20 号	南木曾交番	木曾警察署

別記 2

南木曾町防災行政無線設置場所・呼出符号表

基地局（役場）

車載型（公用車）

所 属		車 番	車 名	呼出符号
総務課	総務係	松本 2 0 0 さ 1 2 9 5	トヨタ コースター	5 1
		松本 3 0 0 ふ 5 9 8 5	トヨタ プリウス	3 8
	税務係	松本 4 8 0 う 3 3 8 6	スズキ エヴリィ	1 6 2
住民課	福祉係	松本 5 0 1 せ 6 7 6 7	トヨタ ヴォクシー	1 1
		松本 4 8 0 か 8 6 1 5	ダイハツ ハイゼット	5 6
産業 観光課	農林係	松本 5 0 0 た 9 6 1	三菱 パジェロイオ	2 0
		松本 5 0 1 つ 8 1 1	トヨタ ラクティス	2 1
		松本 4 8 0 か 5 6 6	スバル サンバー	2 3
	商工観光係	松本 5 0 1 た 6 6 7	トヨタ フィルダー	2 5
		松本 4 1 け 4 7 0 0	スズキ エブリィ	1 3
建設 環境課	建設係	松本 5 0 み 8 2 8 9	スズキ ジムニー	2 7
		松本 4 8 0 あ 9 0 4	ダイハツ 軽トラ	3 1
	上下水道係	松本 4 8 0 う 1 0 7 8	ダイハツ ハイゼット	2 9
		松本 4 0 0 た 3 6 3 2	トヨタ タウンエース	2 4
		松本 4 0 0 た 1 0 6 5	トヨタ プロボックス	6 3
	環境住宅係	松本 4 8 0 く 3 2 8 4	スズキ エブリィ	5 5
教育 委員会	総務学校係	松本 4 8 0 き 4 9 7 7	スズキ エブリィ	2 8
	生涯学習係	松本 5 0 0 ら 5 5 3 4	ニッサン セレナ	6 2
	教育委員会事務所		1 0 W	116
社協、	福祉	松本 8 0 さ 2 7 0 5	トヨタ ハイエース	1 8

デイ、 ひだま り	福祉	松本 20 さ 430	トヨタ ハイエース	43
	社協	松本 800 さ 7908	トヨタ ハイエース	45
	福祉	松本 80 さ 1011	トヨタ ハイエース	60
	福祉	松本 300 て 9495	トヨタ ハイエース	65
	社協	社協事務所	10W	64
	社協	デイ事務所	10W	101
	社協	ひだまり事務所	10W	112

車載型（消防車）

所 属		種 別	設置場所	呼出符号
本部	指令車		南木曾町役場	1
	本部分団	1班 普通積載		22
		2班 普通積載		32
第1分団	第1部	1班 ポンプ自動車	東町 第1分団詰所	34
		2班 軽積載	神戸 楯木工製作所前	163
		3班 軽積載	東町 第1分団詰所	33
		4班 普通積載	川向 三留野土建横	35
	第2部	1班 軽積載	十二兼 集会所横	164
		2班 普通積載	戸場 柿其森林事務所下	36
	第3部	1班 普通積載	与川五区 与川分館横	37
		2班 軽積載	与川一区 向田バス停横	165
第2分団	第1部	1班 軽積載	渡島 グラウンド駐車場前	52
		2班 普通積載	恋野 第1駐車場下	168
		3班 軽積載	橋場	166
	第2部	1班 ポンプ自動車	尾越 治山事業所	39
		2班 軽積載	中折	167
		3班 普通積載	奥志水 広瀬分館下	40
		4班 軽積載	幸助 垂見木材下	53
第3分団	1班 普通積載	下切 第3分団詰所	41	
	2班 ポンプ自動車	下切 第3分団詰所	42	
	3班 軽積載	大野正兼 集会所横	170	
	4班 軽積載	塚野 集会所下	169	

ハンディ無線（5W）

所 属		呼出符号	所 属	呼出符号
消防団長		171	第1分団	分団長 158
副団長 1		172		副分団長 152
副団長 2		173	第2分団	分団長 159

本部長		1 5 5		副分団長	1 5 3
本部分団	分団長	1 5 6	第3分団	分団長	1 6 0
	副分団長	1 5 7		副分団長	1 5 4
消防主任		1 5 1	ラッパ隊	隊長	1 6 1

可搬型

所 属		規 格	設 置 場 所	呼 出 符 号
災害予備	1 3 台	5 W	地下	1 1 3 ~ 1 1 5
災害予備	1 6 台	1 0 W	地下	2 0 1 ~ 2 1 2
災害予備	6 台	1 W		
災害予備	3 台	5 W	地下	2 1 3 ~ 2 1 8

実際に呼び出す場合には、呼出符号の前に「なぎそまち」がつくこととなる。

更新した場合は、更新前の符号を割り振る。

## 第3節 非常参集職員の活動

### 第1 基本方針

各機関は、町の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

### 第2 主な活動

災害発生のおそれがある時又は災害が発生した時は、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

配備区分	活動内容	発令基準
事前体制	気象情報等の収集・伝達を行う。(警戒体制以降に継続するための事前対策)	1 大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報が発表されたとき。 2 噴火警報(レベル2)が発表されたとき。 3 震度3の地震が観測されたとき。 4 その他災害発生のおそれがあるとき。
警戒体制	災害発生前の体制で情報収集・伝達活動等を行う。	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき及び上記基準の状況下で本部長が必要と認めたとき。 2 水防警報が発令されたとき。 3 噴火警報(レベル3)が発表されたとき。 4 震度4の地震が観測されたとき。
非常体制	災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し応急体制の準備を整える。	1 激甚な災害が発生するおそれがあるとき。 2 震度5弱・強の地震が観測されたとき。 3 町域に局地的な災害が発生したとき。 4 噴火警報(レベル4以上)が発表されたとき。 5 その他本部長が必要と認めたとき。

緊急体制	災害発生後の体制で町の組織及び機能のすべてをあげて災害に対処する体制とする。	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 町域に大規模な災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。
------	--	---

## 2 活動体制

各体制の配備人員は、次のとおりとする。なお、本部長又は各部の長が認めた場合は、職員を増員する。

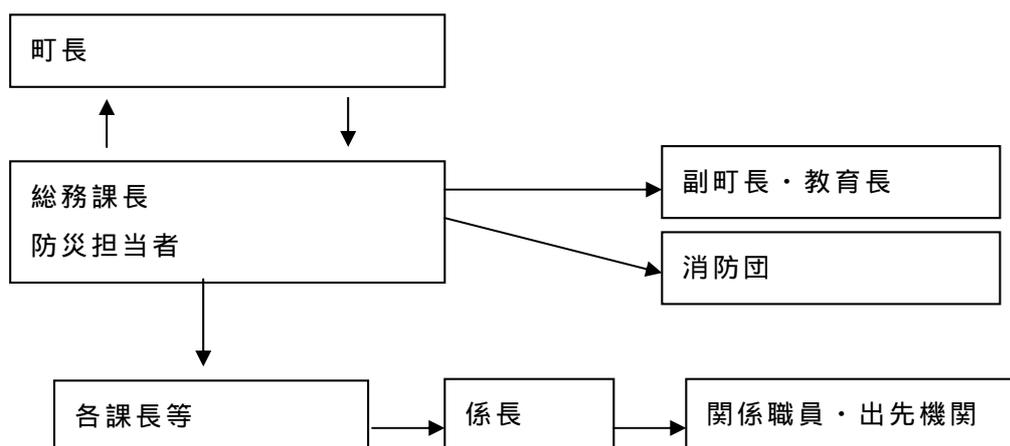
対策本部名	課等名	事前	警戒	非常	緊急
総務部	総務課	2	5	全職員	全職員
	議会事務局	0	1	事務局長	全職員
	会計室	0	1	会計管理者	全職員
住民部	住民課	0	1	係長以上	全職員
産業観光部	産業観光課	0	2	全職員	全職員
建設環境部	建設環境課	1	2	全職員	全職員
教育部	教育委員会	0	1	係長以上	全職員

## 3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

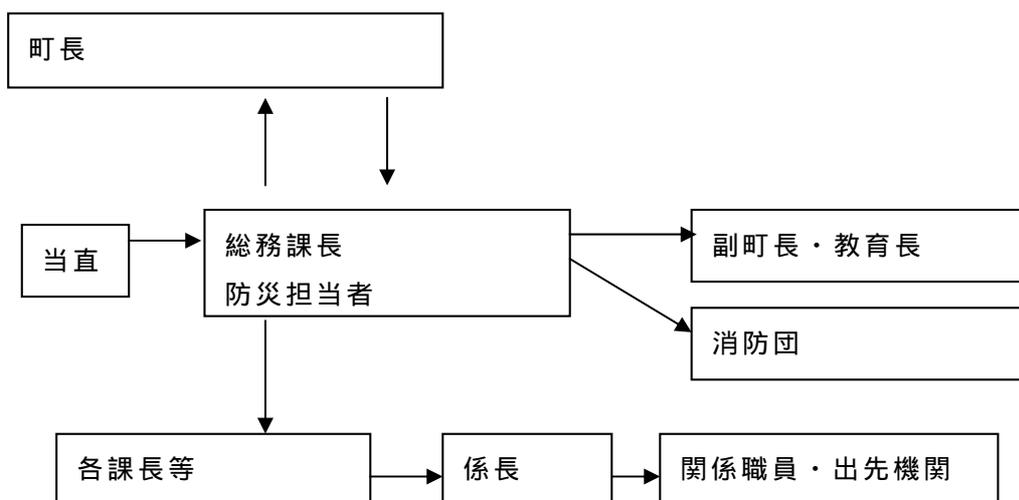
### (1) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次の方法で行う。

#### ア．勤務時間内



イ．勤務時間外



(2) 伝達方法

配備決定に基づく総務課長からの関係職員への配備指令の伝達は、電話、庁内放送のほか、携帯電話、電子メール、使走等最も速やかに行える方法によるものとする。

(3) 配備担当者の決定

関係課長等は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておくものとする。

(4) 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、前記1「活動体制」における非常体制及び緊急体制をとるべき状況の場合が必要であると認めるときは、町災害対策本部（以下「町本部」という）を設置する。（表3-3-1）

(2) 体制の種別

町長は、町本部を設置した時は、前記1「活動体制」における非常体制又は緊急体制のうち必要と認める体制をとり、本部長の職にあたる。

(3) 活動要領

【議会事務局】 ・本部と議会との連絡調整に関すること

【総務部】

- 1 総務連絡班 ・本部の運営に関すること。  
・職員の出動に関すること。  
・自衛隊の出動に関すること。  
・庁舎に関すること。  
・被害状況の報告に関すること。  
・渉外に関すること。  
・災害関連経費の予算措置に関すること。
- 2 管理班 ・町有土地建物の被害調査と応急対策に関すること。
- 3 消防班 ・消防団の出動計画、連絡調整に関すること。  
・気象予報・警報の伝達に関すること。  
・応援消防団との連携に関すること。
- 4 広報写真班 ・被害情報の収集に関すること。  
・被害広報に関すること。  
・住民周知に関すること。  
・被害記録写真に関すること。

【住民部】

- 5 救助班 ・被災者と被災住宅の調査、応急対策に関すること。  
・避難所の指示、人命救助に関すること。
- 6 衛生班 ・医薬品の供給、防疫に関すること。  
・医療関係者の動員、医療に関すること。  
・食品衛生に関すること。
- 7 保育所班 ・園児の避難、救助に関すること。  
・保育施設の被災調査、応急対策に関すること。
- 8 福祉班 ・総合福祉センターとひだまり工房の被害調査、応急対策に関すること。  
・日赤奉仕団の出動計画、救援物資の調達及び供給に関すること。  
・義捐金、見舞い金品に関すること。

【産業観光部】

- 9 農林班 ・農業・水産業施設、農作物及び水産物の被害調査、応急対策に関すること。  
・農地・農業用施設の被害調査、応急対策に関すること。  
・林道・治山関係被害調査、応急対策に関すること。
- 10 商工観光班 ・企業者に関する被害調査、応急対策に関すること。  
・観光地・観光施設の被害状況調査、応急対策に関すること。

- ・観光客の避難誘導、救助に関すること

【建設環境部】

- 11 建設班 ・公共土木施設の被害調査、応急対策に関すること。
- 12 環境住宅班 ・町営住宅施設の被害調査、応急対策に関すること。  
・ゴミ・し尿等環境衛生に関すること。
- 13 上下水道班 ・水道施設の被害調査、応急対策に関すること。  
・飲料水の確保、供給に関すること。  
・下水道施設・浄化施設の被災調査、応急対策に関すること。

【教育部】

- 14 総務学校班 ・児童・生徒の避難、救助に関すること。  
・学校施設の被害調査、応急対策に関すること。
- 15 生涯学習班 ・社会教育施設の被害調査、応急対策に関すること。
- 16 保存・文化班 ・博物館入館者の避難、救助に関すること。  
・妻籠宿内保存施設等の被害調査、応急対策に関すること。  
・文化施設及び文化財の被害調査、応急対策に関すること。

【消防団】

- ・人命救助、復旧活動、警備に関すること。

【日赤奉仕団】

- ・炊き出し及び物資の供給に関すること。

本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、総務部長に申し出るものとする。

(4) 現地災害本部の設置

本部長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。

(5) 長野県災害対策本部木曾地方部との連携

長野県災害対策本部木曾地方部が設置された場合は、当該地方部と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。また、防災関係機関へ応援要請する場合は、当地方部と連絡調整した上で行う。

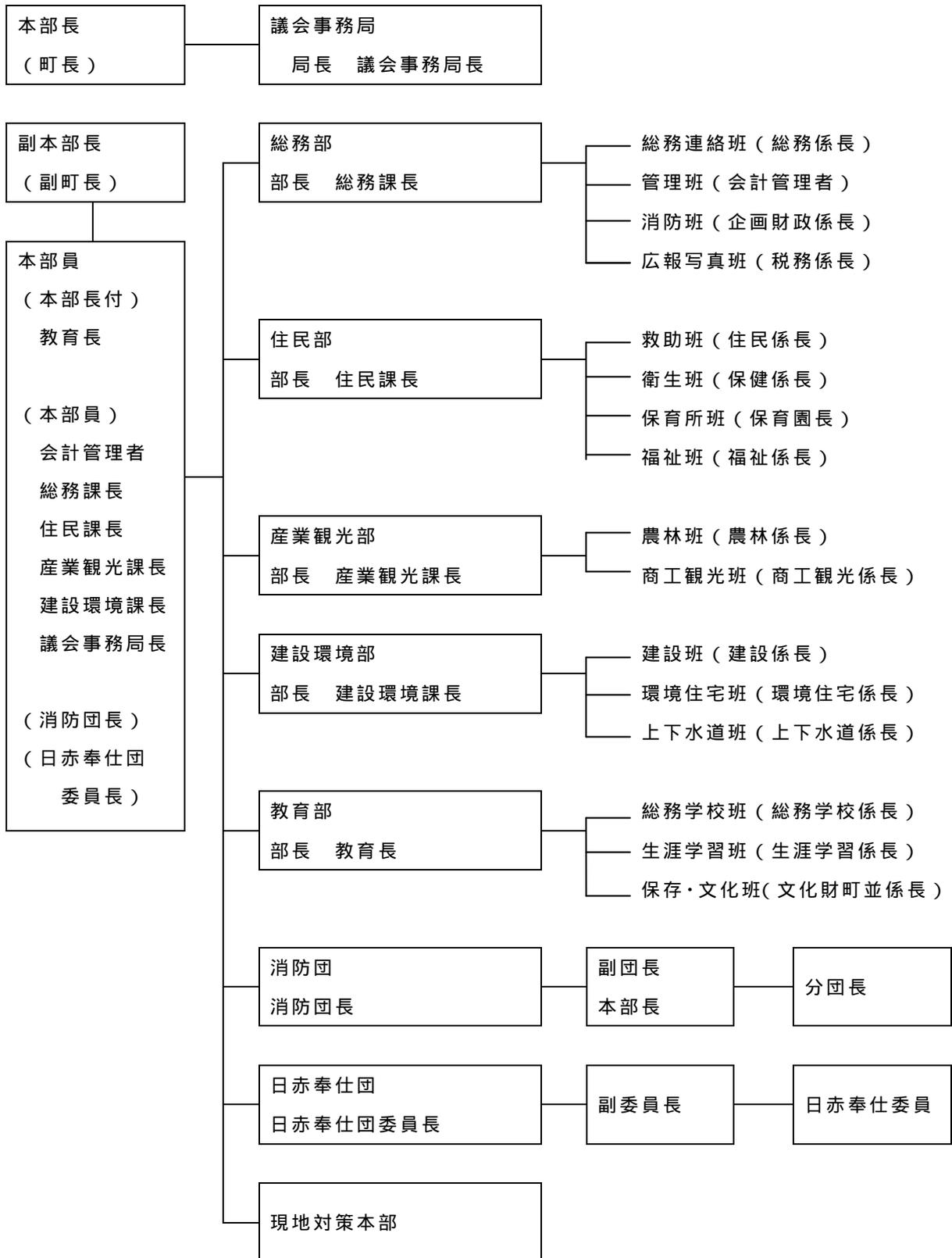
(6) 本部の廃止

本部長は、町内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できる時は、本部を廃止するものとする。

- ア．災害救助法による応急救助が完了したとき。
- イ．公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- ウ．災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- エ．被害数値がおおむね確定したとき。

オ．その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

図3-3-1 南木曾町災害対策本部組織



各班の ( ) は班長

現地災害対策本部は、状況により設置する。

## 第4節 広域相互応援活動

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

なお、町は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。

また、被災しなかった場合も、被災市町村の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整えるものとする。

### 第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

### 第3 活動の内容

#### 1 応援要請

##### (1) 基本方針

町が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

##### (2) 実施計画

#### ア．消防に関する応援要請

##### a．県内市町村に関する応援要請

本部長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的である等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

##### b．他都道府県への応援要請

本部長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められる時は、次に掲げる消防組織法第24条の3の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

- (a) 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による）
- (b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- (c) その他、他都道府県からの消防隊

#### イ．消防以外に関する応援要請

##### a．他市町村に対する応援要請

- (a) 本部長は、風水害の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的である等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等の協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に対して応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。
- (b) 本部長は、事前に締結されている長久手市との災害時相互応援協定に基づき、必要と認められる場合、当該市に応援を要請するものとする。

##### 応援の要請事項

応援を求める理由及び災害の状況

応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

応援を必要とする物資、資機材等の品目、数量、搬入場所等

その他必要な事項

##### b．県に対する応援要請等

本部長は、応急措置を実施するため必要があると認める時は、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請するものとする。

##### c．指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あっせんを求めるものとする。

## 2 受援体制の整備

### (1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入体制の整備が重要になる。

しかし、受入体制を全て整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等、迅速かつ弾力的な受援体制の整備が必要である。

## (2) 実施計画

他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保するものとする。具体的な要請事項、要請方法等は、資料の「相互応援協定書」による。

また、宿泊施設の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備するものとする

## 3 応援体制の整備

### (1) 基本方針

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、被災がなくとも、他市町村の災害の発生を覚知した時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

また、通信の途絶等により要請が無い場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア．情報収集及び応援体制の確立

町、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という）は、風水害等の発生を覚知した時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

#### イ．指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

#### ウ．自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期

間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

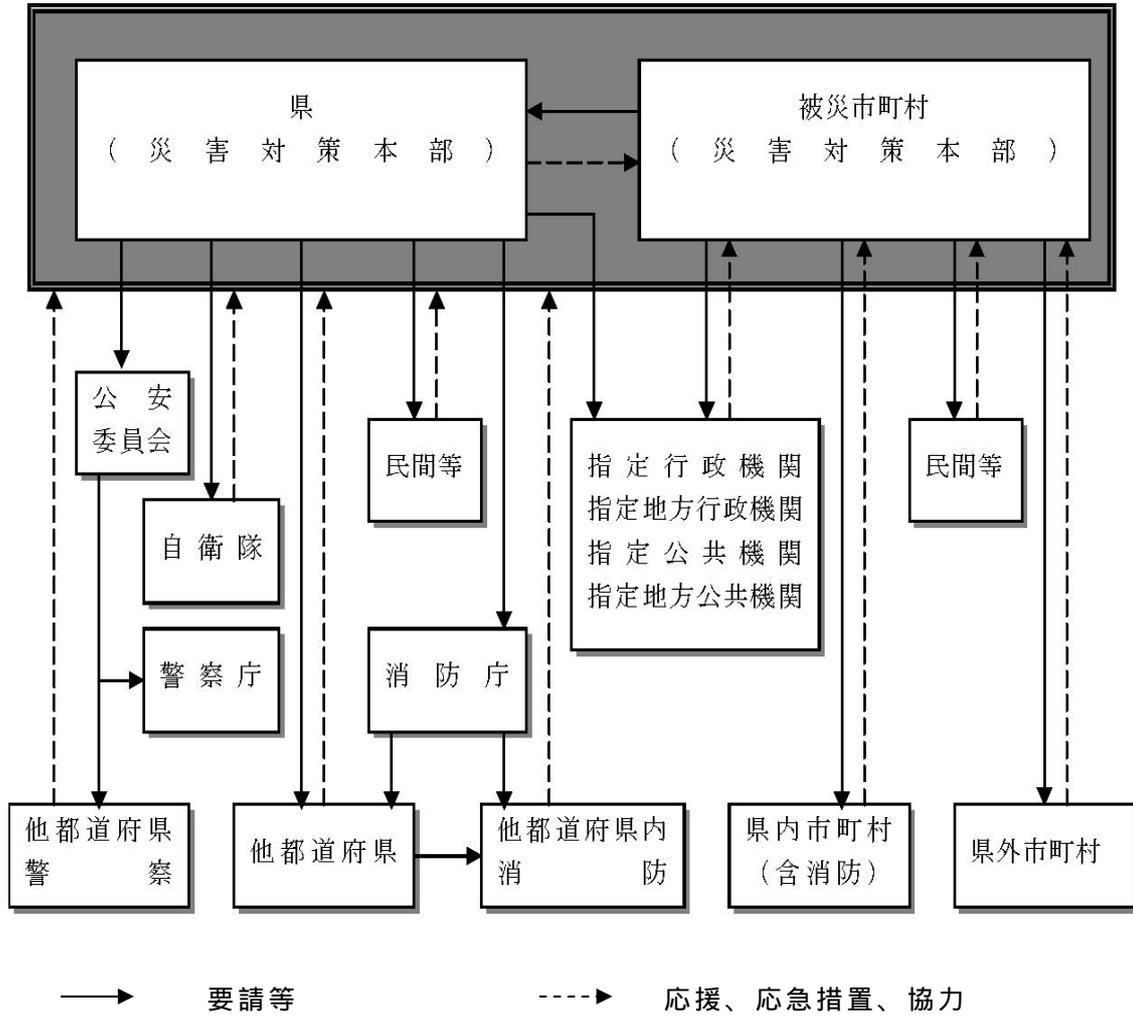
エ．自主的活動

通信の途絶等により要請が無く、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまが無いと認められる時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

4 経費の負担

- (1) 国・県から派遣をされた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

応援体制のフロー



## 第5節 ヘリコプターの運用計画

### 第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の輸送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

### 第2 主な活動

災害応急対策については、消防防災ヘリコプターをはじめとする各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターでの対応が優先となるが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名 称	機 種	定員	救助 ホイス ト	消火 装置	物資 吊下	ヘリ テレ
消防防災ヘリコプター	ベル 412EP	1 5				
県政用ヘリコプター	ベル 206L3	7				
県警ヘリコプター	ユーロコプタ ー AS365N3	1 3				
広域航空消防応援ヘリコプ ター	各種	各種				
自衛隊ヘリコプター	各種	各種				
ドクターヘリ	ユーロコプタ ー EC 135	6				

#### 2 出動手続の実施

##### (1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行うものとする。  
 (別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

##### (2) 実施計画

ア．要請に当たっては、可能な限り次の事項について調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。(文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに

行うものとする)

- ・災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等)
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備体制
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

イ．県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な処置を行うものとする。

ウ．傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。

エ．連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たるものとする。

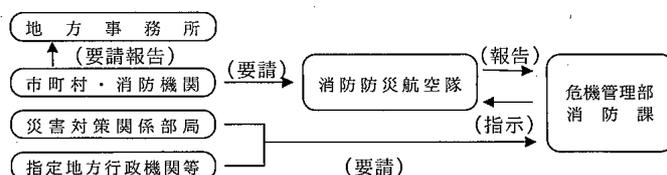
オ．自衛隊ヘリコプターの派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」によるものとする。

(別記)

#### ヘリコプター要請手続要領

##### 1 消防防災ヘリコプター

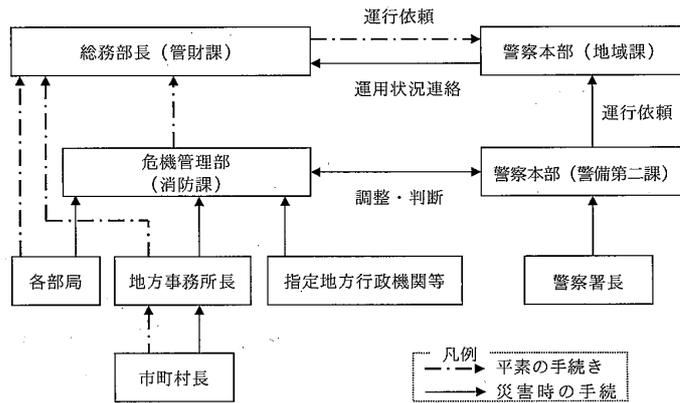
災害時の救助、救急物資の輸送、災害応急対策要員の輸送や、重度傷病者の救急輸送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



##### 2 県政用ヘリコプター

平素の県政用ヘリコプターの運用は総務部により運営管理されているが、災害時には県警察における災害応急対策と競合する部分が多く、また、県警ヘリコプターとの総合運用によってより迅速な活用を図る必要があるため、災害時における具体的運用は危機管理部と県警察が調整して行うものとする。

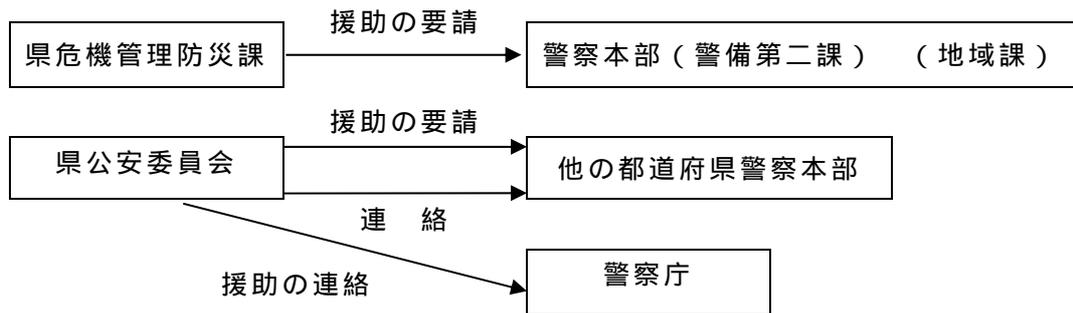
なお、県政用ヘリコプターが使用できない時は、県警ヘリコプターが代替利用される場合がある。



### 3 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



### 4 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

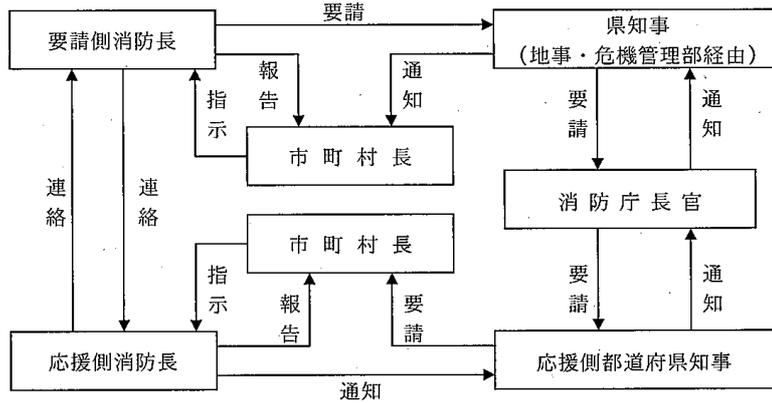
(参考) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター。

(1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおり。

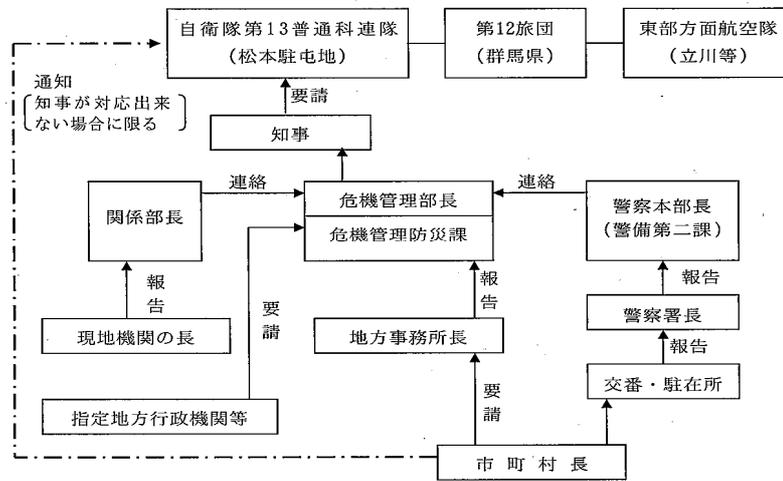
- ・群馬県 ・東京消防庁 ・新潟県 ・山梨県 ・岐阜県

(2) 第1出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおり。

- ・栃木県 ・茨城県 ・埼玉県 ・千葉市 ・横浜市 ・川崎市 ・富山県
- ・石川県 ・福井県 ・静岡県 ・愛知県 ・名古屋市 ・三重県

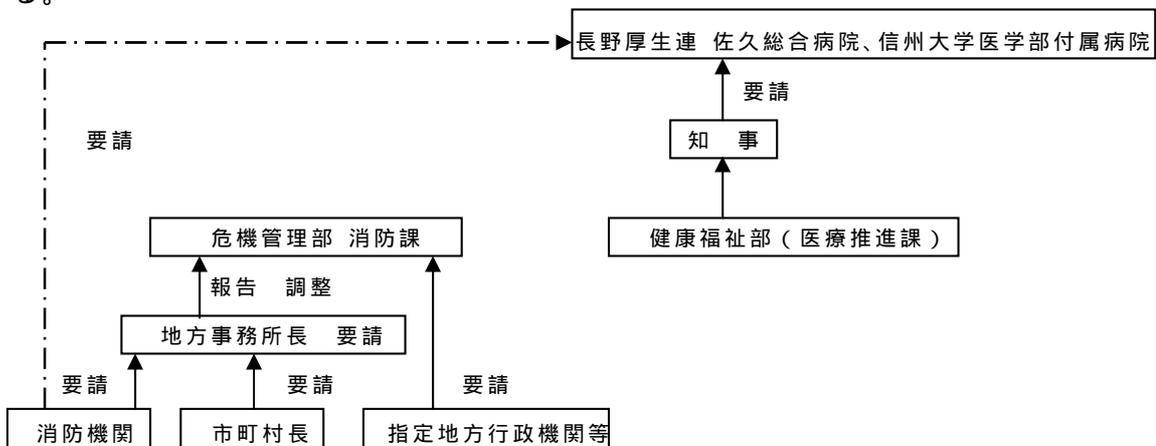


5 自衛隊ヘリコプター



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院、または信州大学医学部付属病院ヘドクターヘリの出動を要請する。



---> 平素の手続き  
 —> 災害時の手続き

【物資輸送拠点】

施設の名 称	所在地	管理者	備 考
南木曾会館	吾妻 52-4	南木曾町長	

【災害対策用ヘリポート】

ヘリポートの名称	所在地	広さ ( m )	備 考
渡島総合グラウンド	吾妻 110-6	130 × 100	H 拠 1
蘇南高等学校校庭	読書 2937-45	180 × 120	1
南木曾中学校校庭	読書 1942-2	100 × 70	2
天白公園駐車場	読書 2936-1	90 × 50	緊急臨時ヘリポート
大原草地	読書 4786-101	71 × 27	緊急臨時ヘリポート

【その他緊急離着陸可能な箇所】

名 称	所在地	備 考
坂本平ほ場整備田	読書 与川 5 区	
本谷地区ほ場整備田	読書 本谷	
森林管理署貯木場	読書 和合	
上段地区ほ場整備田	吾妻 上段	
夏虫草地	吾妻 口広瀬	
長者畑草地	吾妻 国有林 長者畑	
デイサービスセンター下	田立 元組	
長根草地	田立 塚野	

## 第6節 自衛隊災害派遣活動

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した時には、県及び町の力だけでは、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努めるものとする。

### 第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について確認する。
- 2 県等と派遣部隊の連絡調整について定め受入体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要が無くなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

### 第3 活動の内容

#### 1 派遣要請

##### (1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、町は、県及び県警察を通じて自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

##### (2) 実施計画

本部長は、以下に掲げる要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、要請を求めるものとする。図3-6-1参照

#### ア．派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

##### a．被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

##### b．避難の援助

避難者の誘導、輸送等

##### c．遭難者等の搜索、救助

死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段が無い場合、他の救援作業等に優先して実施）

d. 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成積み込み及び運搬

e. 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

f. 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合）

g. 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町準備）

h. 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障の無い限度において支援

i. 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段が無い場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

j. 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段が無い場合

k. 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令1号)による。(ただし、譲与は県、市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合)

l. 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。

m. 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

n. 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段が無い場合

o. その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

イ. 本部長は、自衛隊の災害派遣を求めようとする時は、文書又は口頭をもって地方事務所長もしくは木曾警察署長に派遣要請を求めるものとする。

ウ. 本部長は、イにより口頭をもって要求をした時は、事後において速やかに地方事務所長を通じ文書による要求をするものとする。

エ. 本部長は、イの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通

科連隊長に通知するものとする。また、この通知をした時は、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

## 2 派遣部隊の活動

### (1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、町は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入体制を整備する。

### (2) 実施計画

ア．町が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

イ．本部長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。

ウ．町は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

### 【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

## 3 派遣部隊の撤収

### (1) 実施計画

本部長は、部隊の活動の必要が無くなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

## 4 経費の負担

### (1) 実施計画

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

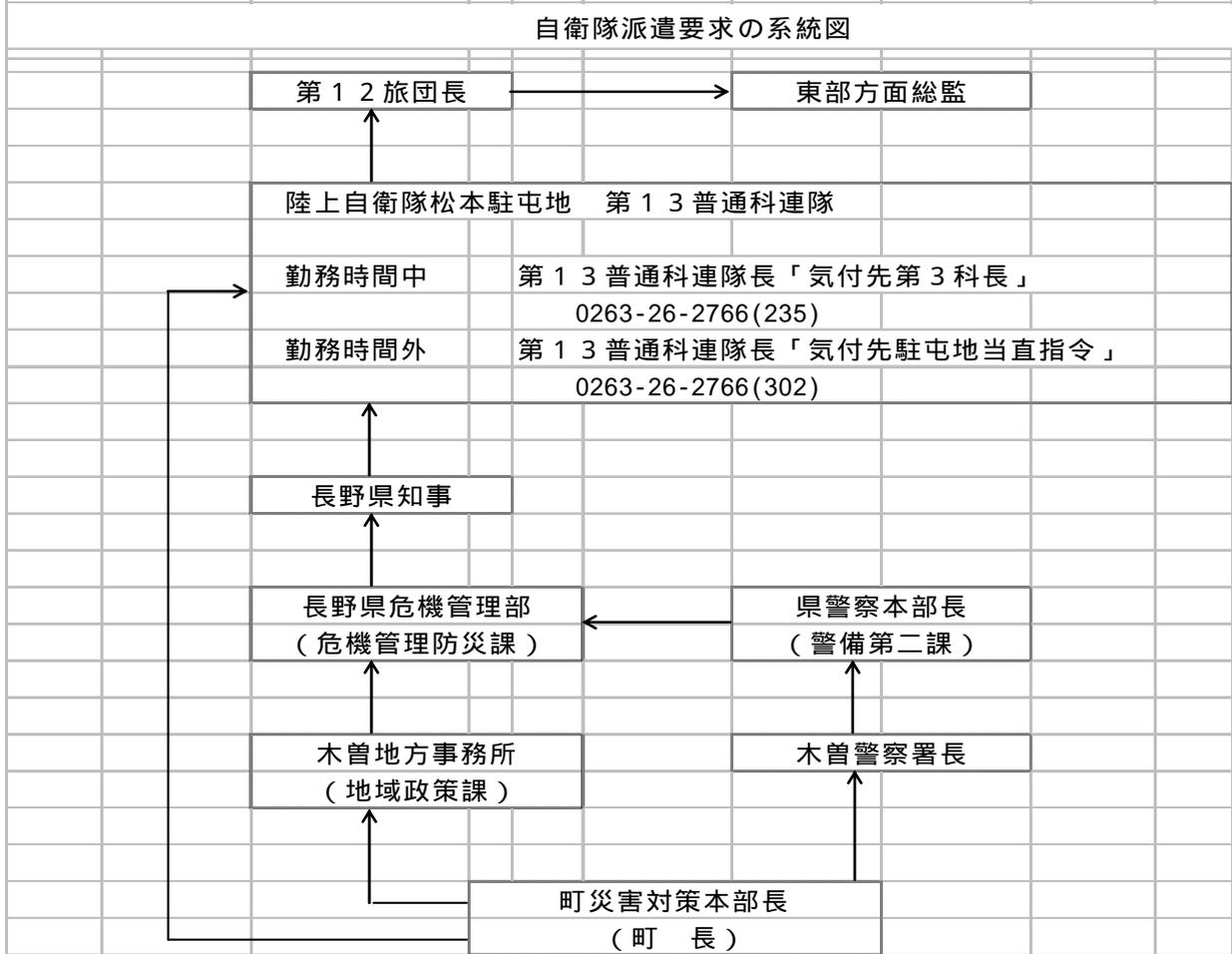
ア．派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く）

イ．派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

ウ．派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ．派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害の補償（自衛隊の装備に係るものを除く）

図3-6-1



## 第7節 救助・救急・医療活動

### 第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への輸送方法について、広域的な対応を行う。

### 第2 主な活動

- 1 町、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 救助・救急活動

##### (1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需用が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

##### (2) 実施計画

#### ア．救助・救急・捜索

町は消防、木曾警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

#### a．救助を必要とする者

捜索又は救助を必要とする者は、災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者で、おおむね次に該当する者とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった者

- (3) 流失家屋又は孤立したところに取り残された者
- (4) なだれ、山崩れ等により生き埋めになった者
- (5) その他救出・救助を必要とする者

b. 救助用車両等の確保

町は救出・救助活動に必要な車両や資機材等を準備し効率的な救助活動を行う。

c. 消防団の活動

消防団長は、災害の状況を把握し、総務部長、木曾消防署、木曾警察署等と緊密な連絡をとって活動区域及び人員配置等の調整を行うとともに、災害現場において消防団員を救出・救助活動に従事させる。

d. 救出・救助活動の期間

原則として災害発生の日から3日間とする。

イ. 応援要請

必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図るものとする。

ヘリコプターの支援を求めようとする時は、「第5節ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

ウ. 整備書類

次の書類を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- (2) 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式13）
- (3) 支払関係証拠書類

【住民が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入れ体制の確保を図る。

## (2) 実施計画

### ア【町が実施する対策】

(1) 災害時における医療救護体制は、災害時の医療救護協定に基づき木曾医師会に協力を要請し、当該医師会の策定した医療救護計画に基づいて実施する。

(2) 町は、管内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

また、救護班及び関係機関と協議の上活動区域等を調整して、被災地近くに設置された救護所に救護班を派遣し、救護活動を行う。

イ．医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の輸送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。(表3-7-1)

ウ．必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への輸送体制を確保するとともに災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

エ．医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対し供給の要請を行う。

オ．整備書類

次の書類を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況(災害救助法様式4)
- (2) 救護班活動状況(災害救助法様式10)
- (3) 病院診療所医療実施状況(災害救助法様式11)
- (4) 助産台帳(災害救助法様式12)
- (5) 支払関係証拠書類

### 【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

表3-7-1				
医療機関等一覧				
1 町内等医療機関				
	区 分	名 称	所 在 地	電 話 番 号
	災害拠点病院	地方独立行政法人 木曾病院	木曾町福島6613-4	0264-22-2703
	災害拠点病院	中津川市民病院	中津川市駒場1522-1	0573-66-1251
	救急指定病院	国保 坂下病院	中津川市坂下722-1	0573-75-3118
	診療所	篠崎 医院	南木曾町読書3428	0264-57-2016
	歯科医	水野歯科医院	南木曾町読書3400-15	0264-57-3050
	歯科医	廣瀬歯科医院	南木曾町読書3645	0264-57-3800
2 町内助産師				
	氏 名	所在地	電 話 番 号	
	白金 さか系	南木曾町読書3396-1(南栄町)	0264-57-2621	
3 松本・塩尻地区救急指定病院				
	名 称	開設者	所在地	電 話 番 号
	国立病院機構 まつもと医療センター-松本病院	国立病院 機構	松本市大字芳川村井町1209	0263-58-4567
	信州大学医学部附属病院	国立大学 法人	松本市旭3-1-1	0263-35-4600
	松本市国民健康保険 会 田 病 院	松 本 市	松本市会田1535-1	0263-64-2027
	城 西 病 院	医療法人	松本市城西1-5-16	0263-33-6400
	医療法人 藤森病院	医療法人	松本市中央2-9-8	0263-33-3672
	医療法人抱生会 丸の内病院	医療法人	松本市開智2-3-50	0263-33-0385
	医療法人慈泉会 相澤病院	医療法人	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600
	医療法人中信勤労者医療協会 松 本 協 立 病 院	医療法人	松本市巾上9-26	0263-35-5300
	医療法人元山会 中村病院	医療法人	塩尻市広丘高出1614-2	0263-52-3321
	塩 尻 病 院	医療法人	塩尻市大門6-4-36	0263-52-0145
	桔 梗 ケ 原 病 院	医療法人	塩尻市宗賀1295	0263-54-0012
	一之瀬脳神経外科病院	個 人	松本市島立2093	0263-48-3300
	国立病院機構 まつもと医療センター-中信松本病院	国立病院 機構	松本市大字寿豊岡811	0263-58-3132

表 3 - 7 - 2							
医薬品調達先一覧							
1 災害用医薬品保管場所（中信地区）							
	名 称		所在地		電話番号		
	株式会社スズケン長野支店		塩尻市棧敷212		0263-54-3311		
	鍋林株式会社		松本市双葉8-10		0263-27-6537		
	岡野薬品株式会社		松本市本庄1-5-14		0263-33-3330		
2 町内薬局							
	名 称		所在地		電話番号		
	(有)えのき坂薬局		南木曾町読書3436-3		0264-57-3355		

## 第8節 消防・水防活動

### 第1 基本方針

大規模災害発生時においては初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められる時は、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 消防活動

##### (1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

併せて、風水害の被害の拡大を抑制するための措置を講ずる必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア．消火活動関係

##### a．出火防止及び初期消火

住民及び事業者に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

##### b．情報収集及び効率的分団配置

町内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な分団の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものと

する。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c. 応援要請等

本部長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、または対処できないことが予想される等緊急の必要があると認める時は、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

本部長は、ヘリコプターの支援を求めようとする時は、「第5節ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ. 救助・救急活動

大規模な風水害の発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力により二次災害を回避しながら救助・救急活動を行う必要がある。また、県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、「第7節救助・救急・医療活動」に定める。

ウ. 被害拡大抑制活動

風水害において、土砂等の流入があった場合、被害を最小限に抑制するため、土のうによる防止活動等の措置を講ずるものとする。ただし、二次災害の恐れのある場合にはこの限りではない。

【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

ア. 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気機器からの出火防止を図るものとする。

イ. 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着

前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

## 2 水防活動

### (1) 基本方針

河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、または発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のものに円滑な水防活動を実施する。

### (2) 実施計画

#### ア．監視・警戒活動

水防管理者は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

町内の雨量観測所並びに木曾川水系の水位観測所は表3-8-1並びに表3-8-2のとおりである。

#### イ．通報・連絡

水防管理者は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見した時は、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保するものとする。

#### ウ．水防活動の実施

水防管理者は、決壊箇所または危険な状態となった箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

#### エ．応援による水防活動の実施

水防管理者は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

水防管理者、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

### 県知事が行う水防警報

知事が指定した水防警報を行う河川は次のとおり。

河川名	区 域		対象水位観測所				水 防 管理団体
	自	至	名称	位 置	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	
木曾川	木曾町・ 上松町境界	南木曾町 (岐阜県境界)	桃山	上松町 小 野	11.5	13.3	上 松 町 大 桑 村 南木曾町
			南木曾	南木曾町 高瀬橋	4.8	6.9	

水防警報の発令段階

- 第1段階 準備 水防資材及び機材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに消防団（水防団）幹部の出動
- 第2段階 出動 消防団員（水防団員）の出動
- 第3段階 解除 水防活動の終了
- そ の 他 状況 水位、雨量等水防活動に必要な状況

表 3 - 8 - 1

雨量観測所一覧（町内分）

所 属	観測所名	位 置	備 考
気象台	南木曾	南木曾町読書上の原	有線口ポット気象計
国土交通省	蘭	南木曾町蘭額付国有林内	雨量テレメーター
国土交通省	三留野	南木曾町読書蘇南高校	自記テレメーター
南木曾町	岩 倉	南木曾町読書岩倉	山崩予知システム
	与 川	南木曾町読書与川	山崩予知システム
	三留野	南木曾町役場	山崩予知システム
	広 瀬	南木曾町吾妻広瀬分館	山崩予知システム
	蘭	南木曾町吾妻蘭分館	テレメーター
	田 立	南木曾町田立田立分館	テレメーター
関西電力(株)	蘭発電所 取水口	南木曾町吾妻夏焼大山細畑保神	テレメータ
	山口ダム 取水口	南木曾町吾妻賤母国有林	テレメーター

表3 - 8 - 2

木曾川水系水位観測所一覧表

所 属	観測所名	河川名	位 置	備 考
木曾建設事務所	大手橋	木曾川	木曾町福島大手橋	テレメーター
国土交通省	桃 山	木曾川	上松町荻原字小野	水位テレメーター
水資源機構	池の越橋	王滝川	王滝村池の越	テレメーター
水資源機構	牧尾ダム	王滝川	木曾町三岳和田	ケーブル伝達
水資源機構	六段橋	王滝川	木曾町三岳六段橋	自記
水資源機構	十王橋	木曾川	木祖村小木曾十王	自記テレメーター
中部電力(株)	城山発電所	木曾川	木曾町福島新町	自記テレメーター
関西電力(株)	桃山ダム	木曾川	上松町荻原字小野	自記
関西電力(株)	三浦ダム	王滝川	王滝村	自記
関西電力(株)	西野川堰堤	西野川	木曾町開田高原西野柳又	自記
関西電力(株)	王滝川ダム	王滝川	王滝村滝越	自記
関西電力(株)	常盤ダム	王滝川	木曾町三岳和倉合渡	自記
関西電力(株)	木曾ダム	王滝川	木曾町福島川合	自記
関西電力(株)	伊奈川ダム	木曾川	大桑村伊奈川	自記
関西電力(株)	読書ダム	木曾川	大桑村野尻	
関西電力(株)	山口ダム	木曾川	南木曾町吾妻	

## 第9節 災害時要援護者に対する応急活動

### 第1 基本方針

災害が発生した際、災害時要援護者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

### 第2 主な活動

- 1 災害時要援護者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、災害時要援護者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等災害時要援護者の生活の維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難収容活動

##### (1) 基本方針

町及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に災害時要援護者の応急対策を講じる。

##### (2) 実施計画

#### ア．避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

災害時要援護者の態様に応じ、防災行政無線、音声告知放送、CATV文字放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

#### イ．災害時要援護者の状況把握及び避難誘導

災害が発生した際は、災害時要援護者に関する避難支援計画等に基づき、災害時要援護者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。なお、避難誘導する際には、災害時要援護者の態様に応じ

て、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。

ウ．避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な災害時要援護者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。また、災害時要援護者の態様に応じ、次の支援を行う。

a．避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b．避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い災害時要援護者から優先的に支給・貸与等を行う。

c．避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び災害時要援護者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、災害時要援護者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d．情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る災害時要援護者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

エ．在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす災害時要援護者に対し、民生委員、地域住民等の協力により、災害時要援護者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a．在宅者の訪問の実施

在宅の災害時要援護者に対し、民生委員、地域住民等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b．物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

c．相談体制の整備

在宅の災害時要援護者のニーズや生活状況を適切に把握し、災害時要援護者の態様に応じた助言と支援を行う。

d．情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を災害時要援護者の態様に応じた手段により提供する。

## 第10節 緊急輸送活動

### 第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保は勿論、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、人命の安全 被害の拡大防止 災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
人命救助 消防等災害拡大防止 ライフライン復旧 交通規制	(第1段階の続行) 食料、水等の輸送 被災者の救出・搬送 応急復旧	(第1・2段階の続行) 災害復旧 生活必需物資輸送

### 第2 主な活動

- 1 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 2 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保する。
- 3 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑にするため、輸送拠点指定して運用する。

### 第3 活動の内容

#### 1 緊急交通路確保のための応急復旧

##### (1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧に当たっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

##### (2) 実施計画

- ア．この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。
- イ．緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係

機関に対して応援を要請するものとする。

## 2 輸送手段の確保

### (1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

### (2) 実施計画

町は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努めるものとする。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とする時は、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡するものとする。

## 3 輸送拠点の確保

### (1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所に分類して発送することが効果的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

### (2) 実施計画

ア．輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき町が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携するものとする。

イ．町は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

#### a．救援物資集積場所

救援物資の集積場所となる輸送拠点は、原則として次の施設又は被災地近くの緊急対策に支障のない施設とする。

南木曾町読書沼田 南木曾町社会体育館

南木曾町吾妻渡島 南木曾会館

#### b．設置・保管・供給等

救援物資集積場所の設置及び受付、保管は、総務部総務連絡班が中心となっていく。

供給にあたっては、住民部長は、各部各班と連携し被害状況別、地区別、避難所別、世帯別に配分計画を立て、必要に応じて女性団体、ボランティア団体等に協力を求め、仕分け、発送、供給を行う。

#### c．経費

##### (1)費用の範囲

運送費（運賃）

借上料  
消耗器材費  
燃料費  
修繕費

(2) 経費の負担

輸送を実施するために支出する経費は、災害救助法が適用された場合は、その限度内において県が負担し、その他の場合は町が負担する。

d . 整備書類

次の書類を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- (2) 輸送記録簿（災害救助法様式20）
- (3) 支払関係証拠書類

## 第11節 障害物の処理活動

### 第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

### 第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携の下、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。
- 3 住家障害物の除去については、原則としてその住家の管理者が行うものとするが、援護を必要とする者については必要な措置を講ずる。

### 第3 活動の内容

#### 1 障害物除去処理

##### (1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

##### (2) 実施計画

ア．障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ．応援協力体制

ア．町に所在する各機関等から除去の応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

イ．町限りでの実施が困難な時は、知事等に応援協力を要請するものとする。

#### 2 除去障害物の集積、処分方法

##### (1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となる等の事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、

速やかな物件の集積、処分を行う。

## (2) 実施計画

ア．障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ．応援協力体制

a．町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

b．町限りでの実施が困難な時は、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ．障害物は、概ね次の場所に仮置き又は処分する。

(1) 仮置きするものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所で、用地管理者等の承諾を得た場所

(2) 処分するものについては、原則として町の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

(3) 障害物が二次災害の原因にならないような場所

(4) 避難場所として使用されている場所以外の場所

エ．応援要請

本部長は、自らの人員及び資機材等では障害物の除去が十分に実施できないと認めたときは、「第4節 応援要請」に基づき、県、他の地方公共団体等に対する応援要請を速やかに行う。

オ．経費の負担

路上障害物の除去のために要した経費の負担については、その所有者又は管理者と町が協議して決定する。

カ．整備書類

次の書類等を整備し保存する。

(1) 災害対策活動実施状況報告（町様式4）

(2) 支払関係証拠書類

## 3 住家の障害物除去

### (1) 基本方針

住家又はその周辺に土石、竹木等の障害物が流入し、当面の日常生活が営み得ない場合において、必要最小限の日常生活が可能となるよう障害物を除去する。

### (2) 実施計画

ア．対象数を調査の上、区長との協議により次の要援護者について必要な措置を講ずる。

(1) 当面の日常生活が営み得ない状態であること。

(2) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない世帯であること。

生活保護法の被保護者並びに要保護者  
特定の資産のない失業者  
特定の資産のない母子世帯、老人世帯、障がい者世帯等  
特定の資産のない経済的弱者

(3) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

イ．障害物除去の範囲及び費用

障害物の除去は、住家の原状回復を行うのではなく、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）の障害物（雪も含む）の応急的な除去に限ることとし、1世帯当たり134,200円以内とする。

ウ．経費の負担

住家の障害物の除去のために支出する経費は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は町が負担する。

エ．整備書類

次の書類等を整備し保存する。

- (1) 障害物除去の状況（災害救助法様式19）
- (2) 工事関係書類（契約書、仕様書等）
- (3) 支払関係証拠書類

## 第12節 避難収容活動

### 第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である本部長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、災害時要援護者についても十分考慮するものとする。特に、土砂災害危険箇所内があるため避難準備情報の提供や、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、十分配慮するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 本部長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 町は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 町は、速やかに住宅の確保等を行う。

### 第3 活動の内容

- 1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

#### (1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたこと等が誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

#### (2) 実施計画

##### ア．実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難勧告	本部長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示	本部長	〃	〃

	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般 "
	自衛官	自衛隊法第94条	"
避難所の開設、 収容	本部長		

イ. 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為を言う。

「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為を言う。

「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ. 避難勧告、避難指示、避難準備情報及び報告、通知等

(ア) 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は避難場所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行うものとする。

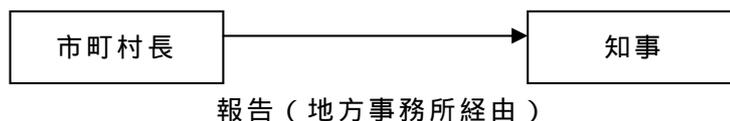
- a. 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b. 関係機関から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- c. 関係機関から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- d. 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- e. 河川が警戒水位・特別警戒水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- f. 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

- g. 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- h. 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域  
. 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- j. 避難路の断たれる危険のある地域
- k. 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- l. 酸素欠乏若しくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(イ) 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

報告（災害対策基本法第 60 条）



（報告様式は第 2 節災害情報の収集・連絡活動第 2 の 4 参照）

\* 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

エ. 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ（ア） a ~ l に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ. 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

- a. 発令者
- b. 発令時期
- c. 避難情報の種類
- d. 対象地域及び対象者
- e. 避難場所
- f. 避難の時期・時間
- g. 避難すべき理由
- h. 住民のとるべき行動や注意事項
- i. 避難の経路または通行できない経路
- j. 危険の度合い

カ．住民への周知

(ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行う者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広域CATV文字放送、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 本部長以外の指示者は、住民と直接関係している本部長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

(ウ) 本部長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき及び、ラジオ・テレビ放送による周知がより効果的であるときは、本部長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

キ．災害時要援護者の状況把握

県とともに、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア．実施者

(ア) 本部長、町職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(ロ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(ハ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項 - 市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

イ．警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることを言う。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(フ) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ．警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ．上記(2)ア(エ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を本部長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### (1) 基本方針

避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮するものとする。

#### (2) 実施計画

##### ア．誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

##### イ．誘導の方法

a．誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

b．誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選択する。

c．危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d．浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

e．誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f．高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g．災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できない時は、町は木曾地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

h．夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。また、夜間の避難には危険を伴う場合もあるため、避難するかの判

断を慎重に行う。

ウ．避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

【住民が実施する対策】

ア．要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

イ．任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、アと同様の出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

町は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア．災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。

また、指定施設が使用できない場合等必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

イ．災害時要援護者に配慮して、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

ウ．避難所を開設した時は、本部長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。

エ．避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

- a．避難者
- b．住民
- c．自主防災組織
- d．他の地方公共団体

e. ボランティア

オ. 避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

カ. 避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

キ. 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、管理担当者を派遣若しくは選任するとともに、災害時要援護者の態様にあわせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

管理担当者は、避難者名簿を作成して、収容人員、給食の必要数量等を把握するとともに、その状況を随時本部長に報告する。

a. スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

b. 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

c. 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

・介護職員等の派遣

・入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

・病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

d. 災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

e. 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、外国語・手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保するものとする。

f. 高齢者や障がい者等災害時要援護者のための福祉避難所を設置する。

ク. 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

ケ. 学校における対策

a. 避難場所としてあらかじめ指定を受けている中学校及び小学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

b. 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ町に協力するものとする。

なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。

- c . 児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。

#### コ . 整備書類

- 次の書類を整備し、保存する。
- 収容避難者名簿（町様式5）
- 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- 避難所設置及び収容状況（災害救助法様式5）
- 支払関係証拠書類

#### 【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については本部長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

### 5 住宅の確保

#### (1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県とともに相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

#### (2) 実施計画

- ア . 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- イ . 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ . 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
  - a . 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - b . 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供する。
  - c . 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
  - d . 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ . 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- オ . 被災周辺の利用可能な公営住宅等を把握し、情報提供を行う。
- カ . 次の書類を整備し保存する。
  - a . 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）

- b. 応急仮設住宅台帳（災害救助法様式6）
- c. 工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）
- d. 支払関係証拠書類

## 第13節 孤立地域対策活動

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当町の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、次の優先順位をもって当たるものとする。

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

### 第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の遮断地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

##### (1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

##### (2) 実施計画

ア．孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災無線等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。

イ．孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報するものとする。

## 2 救助・救出対策

### (1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

### (2) 実施計画

ア．ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報するものとする。

イ．ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況に関し、できる限り多くの情報を収集して報告するものとする。

ウ．負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。

エ．孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

## 3 通信手段の確保

### (1) 基本方針

N T T回線が不通となった場合、情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

### (2) 実施計画

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

#### 【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努めるものとする。

## 4 食料品等の生活必需物資の搬送

### (1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

### (2) 実施計画

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

【住民が実施する対策】

ア．孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合うものとする。

イ．住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

## 第14節 食料品等の調達供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後の、被災地域における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 主な活動

- 1 町は、自らの備蓄食料では必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に食料提供を要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (2) 実施計画

自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行うものとする。

#### 2 食料品等の供給

##### (1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携をとり合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

##### (2) 実施計画

ア．町は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず自ら

の備蓄食料の供給を行うものとする。

イ．自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。

ウ．食料の供給活動に関しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。

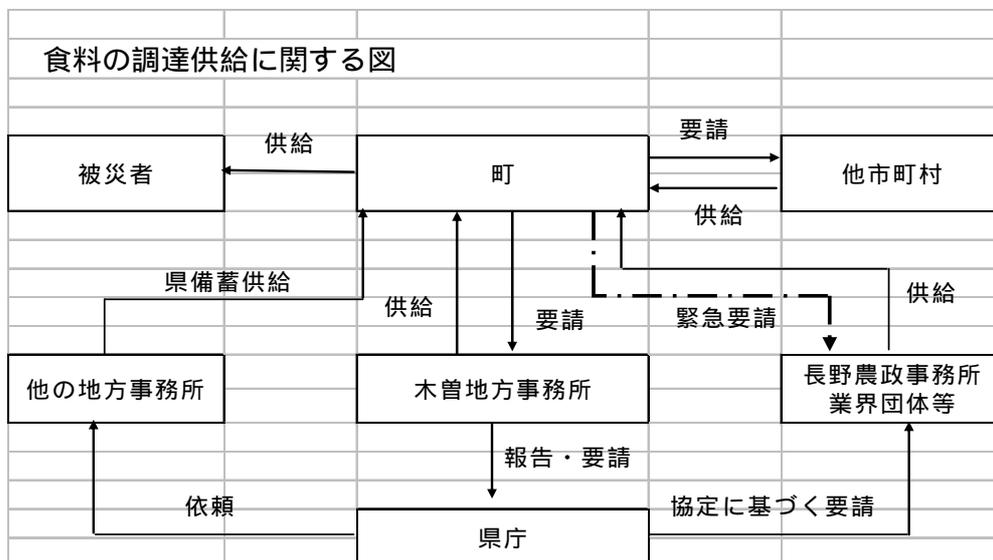
【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

災害に備え、常に3日間程度の非常食を用意しておくものとする。

応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300グラム



3 整備書類

次の書類を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- (2) 炊き出し給与状況（災害救助法様式7）
- (3) 支払証拠書類

## 第15節 飲料水の調達供給活動

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、町で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所等を中心に、町において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要領により他市町村から応援給水を受ける。

### 第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 飲料水の調達

##### (1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等にろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援協定による他市町村からの応援給水により調達する。

##### (2) 実施計画

- ア．被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ．プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行う。
- ウ．町で対応が困難な場合は応援要請を行う。

#### 【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 2 飲料水の供給

##### (1) 基本方針

町は、断水世帯、避難所等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。  
また、町は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

## (2) 実施計画

- ア．断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。
- イ．出勤体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
- ウ．給水用具の確保を行うものとする。
- エ．災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、一人1日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。
- オ．応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
- カ．被災の状況により、町のみでは対応できない時は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。
- キ．復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
- ク．住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

### 【住民が実施する対策】

- ア．町指定業者及び住民は、給水活動の実施に際し、井戸水の利用、飲料水の運搬、配給等について協力するものとする。
- イ．災害時の断水に備え、飲料水のストックを行うとともに、洗い物や水洗トイレなどの生活用水として、浴槽や洗濯機にいつも水を貯めておくよう努めるものとする。

## 第16節 生活必需品の調達供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には町が備蓄分を供給するが、被害状況に応じて、町からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

### 第2 主な活動

町においては、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、町では調達できないものについて、県への協力を要請する。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 基本方針

町及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努めるものとする。

##### (2) 実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 基本方針

町及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

##### (2) 実施計画

町は、生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配するものとする。

特に、高齢者、障がい者等災害時要援護者については、供給・分配について優先的に行う等十分配慮するものとする。

#### ア．生活必需品の品目

次に掲げるもののうち、現に必要なものとする。

寝具                      毛布、タオルケット、布団等

外衣	作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、手ぬぐい、靴、サンダル等
炊事道具	なべ、包丁、コンロ、バケツ等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ等
光熱材料	マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	生理用品、介護用品、紙おむつ、洗濯バサミ等

#### イ．応援要請

本部長は、町のみでは必要量を確保することができないと認めるときは、県知事（地方事務所長経由）及び他市町村長に対して、必要な物資を明示して協力を要請する。

#### ウ．救援物資の集積場所

##### (1) 集積場所

生活必需品等救援物資の集積場所は、原則として次の施設又は被災地近くの緊急対策に支障のない施設とする。（原則として避難所として使用していない施設）

南木曾町読書沼田 南木曾町社会体育館

南木曾町吾妻渡島 南木曾会館

##### (2) 設置・保管等の責任者

救援物資集積場所の設置及び受付、保管は、総務部長が中心となっていく。

#### エ．整備書類

次の書類を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- (2) 物資の給与状況（災害救助法様式9）
- (3) 支払関係証拠書類

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、健康調査等感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒等のまん延防止措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を要請する。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

ア. 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部衛生班に報告するものとする。

イ. 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。

ウ. 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。

エ. 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等の継続ケアを行う。

オ.食生活改善推進協議会、食品衛生協会等の協力を得て、被災者の栄養指導等を行う。

【住民が実施する対策】

- ア. 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
- イ. 住民相互の助け合いを大切にし、みずからもボランティアとしての活動を行うものとする。

## 2 感染症予防対策

### (1) 基本方針

感染症予防器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県と連携し、衛生指導、健康調査等の感染症予防を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

### (2) 実施計画

ア. 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応するものとする。

#### a. 防疫班

本部長は、南木曾町衛生自治連合会等に協力を求め、5名からなる防疫班を編成し、次の活動を行う。

浸水家屋、避難所等感染症が発生するおそれのある場所の重点的消毒活動

被災地及び避難所等の鼠族及び昆虫等の駆除

被災地における消毒方法及び害虫等の駆除方法の指導

#### b. 検病調査班

地方部衛生班及び医師会等の協力を求め、医師1名、保健師又は看護師1名、職員1名で編成し、次の活動を行う。

被災状況、衛生条件等を考慮し、緊急度の高いものから順次検病調査を実施するとともに、必要に応じて健康診断を行う。

感染症の発生を未然に予防するため、避難所等における防疫指導及び衛生教育を徹底する。

感染症患者又は病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条から36条

による清潔及び消毒方法等、予防接種法第6条による臨時予防接種を県の指示、命令に応じて実施する。

c. 避難所の防疫措置

避難所の管理担当者と協議し、衛生に関する自治組織を編成させ、清掃、消毒、手洗いの励行等を指導し、感染症並びに食中毒の予防に努める。

イ. 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練(含点検)、機材の確保を図るものとする。

ウ. 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。

エ. 感染症の発生を未然に防止するため、木曾保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じるものとする。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ. 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。

カ. 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や鼠族、昆虫等の駆除等や予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。

キ. 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込み額を取りまとめるとともに、木曾保健福祉事務所を経由して県に提出するものとする。

ク. 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、木曾保健福祉事務所を経由して県に提出するものとする。

ケ. 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、木曾保健福祉事務所を経由して県に提出するものとする。

【住民が実施する対策】

町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、町の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

## 第18節 行方不明者の搜索及び処置等の活動

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び死体の身元確認は、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞無く進める。

### 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、死体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

- ア．死体の搜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- イ．災害時において多数の死者が生じた場合、死体收容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない死体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- ウ．多数死体の検視については、木曾警察署長が行う。検視の主目的は、死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な死体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- エ．検視場所、死体安置場所等をあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

#### 2 実施計画

- ア．死体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。
- イ．被災現場付近の適当な場所に死体の收容所を開設し、死体を收容する。また、收容に必要な機材を確保する。
- ウ．收容した死体及び遺留品等の整理について死体処理台帳に記録するとともに必要な事項を定める。
- エ．身元が判明し、引取人があるときはこれを引渡し、身元が判明しない死体については一定期間（本部長の判断による。）を経過したのち埋・火葬を行う。
- オ．外国人死体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、死体の措置について協議する。

カ．火葬許可証発行事務処理の整備を行う。

キ．死体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請するものとする。

ク．次の書類を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式4）
- (2) 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式13）
- (3) 死体処理台帳（災害救助法様式18）
- (4) 埋葬台帳（災害救助法様式17）
- (5) 支払関係証拠書類

## 第19節 廃棄物の処理活動

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。木曾広域連合によるごみ、し尿の処理活動に協力するものとする。

### 第2 主な活動

ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のため、木曾広域連合によるごみ、し尿の処理活動に協力する。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ、し尿処理対策

##### (1) 基本方針

被災地における衛生的環境を確保するため、木曾広域連合の廃棄物の処理活動に協力する。

##### (2) 実施計画

ア．被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて木曾広域連合を中心とした廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。

イ．下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合には、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。

ウ．生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。

また、収集に当たっては被災状況により、次のとおりとする。

##### 通常収集区域

- a 被災程度が軽度で、通常の収集が可能な地域とする。
- b 通常の分別収集とする。
- c 収集回数は現行通りとするが、状況により一時延期や、回数の削減等を行う。この場合は、当該地区への周知徹底を図る。
- d 収集は、原則として通常の収集体制で行う。

##### 特別収集区域

- a 被災程度が中程度で、道路事情等により通常の収集は困難であるが、状況に応じた対応により収集が可能な地域とする。

- b 通常の収集が困難なため、最低限燃えるごみと燃えないごみの2分別を行う。
- c 既存の収集場所が使用できない箇所、量が多く集積しきれない箇所等については、仮設の収集場所を確保する。この場合、上記イと併せ当該地区への周知徹底を図る。

#### 収集困難地域

- a 被災程度が重度で、道路や家屋の損壊が甚だしく当面は収集が困難な地域とする。
- b 状況の推移により、なるべく早期に特別収集区域に変更して収集活動を行う。

エ．災害により木材屑、粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。

また、これらのごみ等の早期運搬処理について、関係機関、業者と協議するものとする。

オ．収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じてできる限り平時の分別区分による収集に努めるものとする。

カ．被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に木曾地方事務所へ報告するものとする。

#### 【住民が実施する対策】

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。

搬入に当たっては、分別区分等村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

## 2 廃棄物処理の広域応援

### (1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、町・広域連合のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時はさらに広域的な応援の要請を行う。

### (2) 実施計画

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

### 3 整備書類

次の書類を整備し保存する。

- (1) 災害対策活動実施状況報告（町様式4）
- (2) 支払関係証拠書類

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 社会秩序の維持

##### (1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

##### (2) 実施計画

警察本部による取締り、広報啓発活動、防犯パトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施。

#### 2 物価の安定、物資の安定供給

##### (1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖等から、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

##### (2) 実施計画

ア．買い占め売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。

イ．適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

ウ．情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の

価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

エ．買い占め売り惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

オ．管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

**【住民が実施する対策】**

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

## 第21節 危険物施設等応急活動

### 第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、風水害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

### 第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

### 第3 活動の内容

#### 1 危険物施設応急対策

##### (1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (2) 実施計画

###### ア．危険物施設の緊急時の使用停止命令等

本部長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

###### イ．災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

###### ウ．危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するように次に掲げる事項について指導するものとする。

###### a．危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限を

するとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b. 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c. 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見された時は、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

d. 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生した時は、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

## 2 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

### (1) 基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、染み出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

### (2) 実施計画

ア. 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ. 飲料水汚染のある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ. 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

## 第22節 電気施設応急活動

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、次のことを重点に応急対策を推進するものとする。

- (1) 早期復旧による迅速な供給再開
- (2) 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

### 第2 主な活動

感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 二次災害防止

##### (1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

##### (2) 実施計画

電力会社からの要請に基づき、町の防災行政無線、音声告知放送等により、住民に対する広報活動を行う。

## 第23節 上水道施設応急活動

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、町は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

上水道施設応急復旧対策

#### (1) 基本方針

復旧作業については、町が自ら行う直営工事又は専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他市町村からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

#### (2) 実施計画

ア．被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。

イ．復旧体制の確立を行うものとする。

ウ．被災の状況により応援要請を行うものとする。

エ．住民への節水等の広報活動を行うものとする。

オ．指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

#### 【住民が実施する対策】

完全に復旧するまでは、自然水の利用等断水時の節水に心がける。

## 第24節 下水道施設応急活動

### 第1 基本方針

大規模災害による下水道施設被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集連絡、被害規模の把握

##### (1) 基本方針

町は、管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設・浄化槽施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

##### (2) 実施計画

町は、下水道台帳等を活用し、被害箇所および被害状況を把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。町は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて関係企業等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

##### (2) 実施計画

###### ア．管渠

- a．管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b．工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ. 処理場

- a. 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b. 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c. 処理場での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

【住民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

## 第25節 通信・放送施設応急活動

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため必要な対策計画を定める。

### 第2 主な活動

- 1 町は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。また、木曾広域連合が管理するCATVの疎通維持にも協力する。
- 2 通信事業者の行う通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保に協力する。

### 第3 活動の内容

#### (1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。

#### (2) 実施計画

- ア．通信業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ．通信施設が被災した場合には、町職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たるものとする。
- ウ．停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。
- エ．孤立防止無線等災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- オ．災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼するものとする。

#### 【通信事業者が行う対応】

- ア．重要通信のそ通確保
  - a．応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める
  - b．重要通信確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
  - c．非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対応を講じる。
- イ．特設公衆電話の設置

通信事業者は、災害復旧法が適用された場合等には、避難場所への罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ．災害用伝言ダイヤル等の設置

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル i モード災害用伝言板・Web「171」を速やかに提供する。

エ．情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

## 第26節 災害広報活動

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問合せ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民等災害時要援護者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問合せ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

- 1 住民等への的確な情報の伝達

#### (1) 基本方針

町は、県・放送局及び関係機関と相互に緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供するものとする。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

#### (2) 実施計画

##### ア．広報活動

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線，CATV文字放送、音声告知放送、町ホームページ等を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

- a．災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b．二次災害の防止に関する情報
- c．避難場所・経路・方法等に関する情報
- d．医療機関等の生活関連情報
- e．ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f．交通規制等の状況に関する情報
- g．それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h．安否情報

i. その他必要と認められる情報

イ. 報道機関への広報

報道機関への発表は、原則として、災害対策本部で収集した情報を総務部が整理し、副本部長が一元的に行う。

2 住民等からの問合せ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

町及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問合せ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問合せ等に対応することは、災害応急活動を円滑に実施する上でも重要である。

(2) 実施計画

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置等相談窓口を設置するものとする。

## 第27節 土砂災害等応急活動

### 第1 基本方針

風水害により土砂災害が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、1 崩壊、2 地すべり、3 土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 急傾斜地崩壊応急対策

##### (1) 基本方針

危険区域を中心に、監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する

##### (2) 実施計画

ア．警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

イ．崩壊による被害拡大を防止するための排土・落石防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

#### 2 地すべり等応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

##### (2) 実施計画

ア．警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

イ．地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

#### 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

### 3 土石流対策

#### (1) 基本方針

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

#### (2) 実施計画

必要に応じて避難勧告等の措置を講じるものとする。

ア．事前に把握した土石流危険渓流及び土石流危険渓流に準ずる渓流の調査、監視を行う。

イ．次の土石流の前兆現象について、周知するとともに現地調査も含め情報収集活動を行う。

立木の裂ける音や渓流をゴロゴロと巨礫の流れる音が聞こえる。

渓流の水が急に濁りだしたり、流木等が混じっている。

雨が降り続けているにも関わらず渓流の水位が急に減り始めている。

渓流の水位が降水量の減少にもかかわらず低下しない。

渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた、あるいはその兆候が見え始めた。

ウ．災害現場等の状況により、避難が必要と認められた場合は、総務部長に連絡するとともに、総務部長は、「本章第12節 避難収容活動」により、避難収容活動を行う。

#### 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。また、(2)イの前兆現象について、常に留意する。

## 第28節 建築物災害応急活動

### 第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物

##### (1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じる。

##### (2) 実施計画

- ア．町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。
- イ．住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- ウ．町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

#### 【建築物の所有者等が実施する対策】

- ア．建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- イ．安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措

置を講じる。

## 2 文化財

### (1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

### (2) 実施計画

町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

#### 【所有者が実施する対策】

- ア．見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- イ．文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- ウ．災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

## 第29節 道路及び橋梁応急活動

### 第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な時は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路及び橋梁応急対策

##### (1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

##### (2) 実施計画

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

#### 2 関係団体との協力

##### (1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

##### (2) 実施計画

町は、町のみでは応急復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、次により応急復旧及び交通の確保を行う。

ア．木曾建設事務所、木曾地方事務所及び飯田国道事務所木曾維持出張所等の関

係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。

イ．各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、建設業協会に協力を求めて、速やかに応急復旧工事を行う。

ウ．本部長は、被害の状況により必要と認めたときは、「第4節 応援要請」に基づき、他の地方公共団体等に応援要請を行う。

## 第30節 河川施設等応急活動

### 第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、町の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門若しくは閘門の適切な操作
- 4 市町村における相互の協力及び応援体制

### 第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画を策定する。
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設等応急対策

##### (1) 基本方針

河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

##### (2) 実施計画

- ア．被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
- イ．河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- ウ．木曾建設事務所、ダム管理者等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。
- エ．風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

#### 2 ため池災害応急活動

##### (1) 基本方針

施設の点検・施設の安全確保を図る。

##### (2) 実施計画

- ア．災害の発生によりため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合

- は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。
- イ．ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ．被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

**【住民が実施する対策】**

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

## 第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

##### (2) 実施計画

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動を実施する。

##### (2) 実施計画

###### ア．危険物施設の緊急時の使用停止命令等

本部長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該町内の危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

###### イ．災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ．危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

ア．危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

イ．危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ウ．危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見された時は、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

エ．危険物施設における災害発生時の応急措置等

a．応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生した時は、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b．関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

オ．相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

カ．従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

(2) 実施計画

- ア．被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- イ．河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を図る。
- ウ．風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、これによる二次災害から町民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

## 第32節 農林水産物災害応急活動

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 農水産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、町及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

##### (2) 実施計画

- ア．農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。
- イ．農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

#### 【住民が実施する対策】

- ア．町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するものとする。
- イ．作目別の主な応急対策
  - a．水稲
    - ・浸水・冠水したものは排水に努め、排水後直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
    - ・土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
    - ・水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能

の場合は揚水ポンプ等によるかん水を行う。

b. 果樹

- ・浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が傷害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
- ・倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- ・果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。
- ・病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

c. 野菜及び花卉

- ・浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- ・病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
- ・傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める
- ・茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

d. 畜産

- ・畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- ・倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

e. 水産

- ・養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

ウ. 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

## 2 林産物災害応急対策

### (1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

### (2) 実施計画

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとるものとする。

#### 【住民が実施する対策】

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

## 第33節 文教活動

### 第1 基本方針

小学校、中学校（以下この節において「学校」という）は多くの児童生徒を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒の安全及び教育を確保する必要がある。

このため町は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

### 第3 活動の内容

- 1 児童生徒に対する避難誘導

#### (1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

#### (2) 実施計画

学校において、学校長は建物、器物等の倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

#### ア．児童生徒が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は休業の措置をとるものとし、児童生徒に周知するとともに、町教育委員会（以下「町教委」）にその旨連絡する。

#### イ．児童生徒が在校中の場合の措置

- a．情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
- b．本部長から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- c．全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出に当たる。

#### ウ．児童生徒の帰宅、引き渡し、保護

- a．児童生徒を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握した上で、児童生徒の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- b．災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- c．災害の状況及び児童生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

## 2 応急教育計画

### (1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### (2) 実施計画

#### 【町教育委員会】

町教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。

#### ア．学校施設・設備の確保

- a．学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b．学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設やその他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

#### イ．教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

#### ウ．学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

#### 【学校長】

学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

#### ア．被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

#### イ．教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、教育事務所を經由して県教育委員会と連絡をとり、その確保に努める

ウ．教育活動

- a．災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- b．被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c．避難所等に避難している児童生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d．授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ．児童生徒の健康管理

- a．必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b．授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ．教育施設・設備の確保

- a．学校施設の点検、安全確保を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- b．施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c．残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・町立の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

カ．学校給食の確保

- a．学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしている時は、町教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供等被災者対策に可能な限り協力するものとする。

【通信制高校】

通信制高校については、町の対応に準じた対応を行うものとする。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

町は、被災した児童生徒の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の

減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア．教科書の供与

学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。町における調達が困難な時は、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

イ．就学援助

町教委は、被災した児童生徒のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

## 第34節 飼育動物の保護対策

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

### 第3 活動の内容

被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

#### 1. 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

#### 2. 実施計画

ア．関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ．特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

#### 【飼育動物の飼い主が実施する対策】

ア．飼育動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

イ．避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

## 第35節 ボランティアの受入れ体制

### 第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

### 第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 災害対策本部にボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

### 第3 活動の内容

- 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

#### (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るものとする。

#### (2) 実施計画

- ア．被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- イ．災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- ウ．ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するものとする。

#### 【社会福祉協議会等ボランティア関係団体を実施する対策】

救援本部等を設置し、県及び町の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

- 2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

【社会福祉協議会が実施する対策】

ア．町社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

イ．木曾郡内の町村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部の活動を支援する前線拠点として福祉救援広域本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

## 第36節 義援物資、義援金の受入れ体制

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、町は、県及び日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。なお、義援物資は極力さけ、義援金での支援を要請するよう努める。

### 第2 主な活動

被災者のニーズを把握し、受入れを希望するもののリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。また、配分を受けた物資の被災者への配分を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援金品の募集、受入れ

##### (1) 基本方針

義援金品の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。なお、災害時においては、同一物資が大量に必要となるため、効率的な調達・配分の観点から個人からの義援物資の提供は原則受けないものとし、極力、義援金としての協力を依頼する。なお、募集する義援物資は原則として、腐敗・変質するおそれのある物資は募集しない。

##### (2) 実施計画

ア．町は、県、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ．町、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示する等配慮した方法について周知する。

##### [ 義援金の受付及び配分 ]

ア．委託者に対し領収書を発行し、歳入歳出外現金で保管する。

イ．町長は、民間有識者を含めた義援金配分委員会を設置する。

ウ．配分委員会は、被災状況などを考慮の上、対象者、配分内容、配分方法など基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

〔義援物資の受付及び配分〕

- ア．各地から寄託された義援物資及び各機関から引継ぎを受けた義援物資は、町の施設又は被災地近くのほかの応急対策に支障の無い施設に保管し、仕分け及び配分を行う。
- イ．義援物資の集積場所の設置及び受付、保管は、住民課が中心となっていく。
- ウ．住民部長は、被災者のニーズを踏まえ被害状況別、地区別、避難所別などの配分計画を立て、ボランティアなどの協力を得て、迅速かつ適正に配分する。
- エ．配分に当たっては、災害時要援護者に十分配慮する。

【住民、企業等が実施する対策】

- ア．義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資以外は義援金とするよう配慮する。
- イ．被災地が受入れを希望する義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示する等配慮に努める。

## 第37節 災害救助法の適用

### 第1 基本方針

町単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 町、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 災害救助法の適用

##### (1) 基本方針

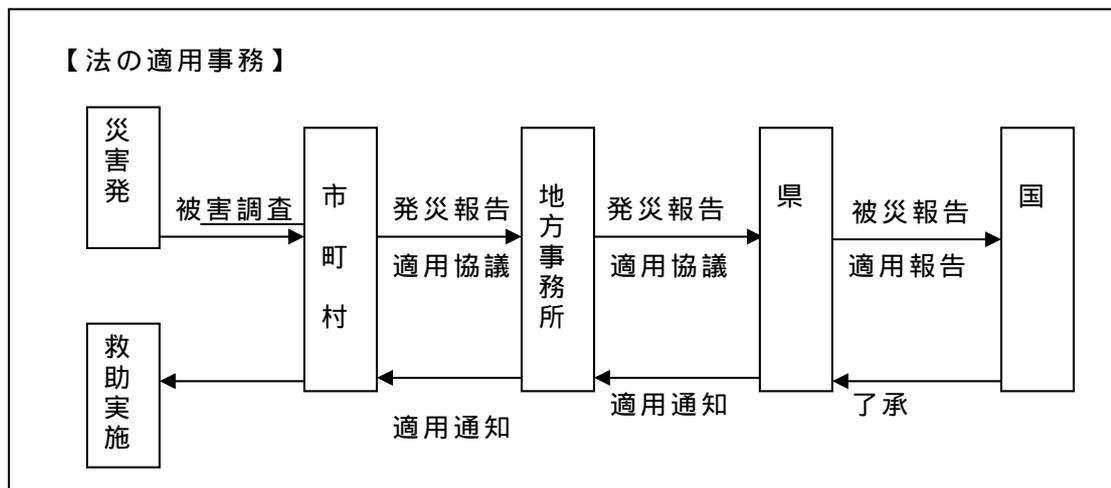
災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

##### (2) 活動の内容

ア．町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに木曾地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

イ．町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



## 2 救助の実施

### (1) 基本方針

町、県は関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

### (2) 実施計画

ア．町長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ．救助の実施は、別に定める基準により行う。



## 第4章 災害復旧計画



## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

### 第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復旧かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

### 第3 活動の内容

#### 1 復旧・復興の基本方針の決定

##### (1) 基本方針

町は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

##### (2) 実施計画

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

#### 【住民が実施する対策】

住民は町の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

#### 2 支援体制

##### (1) 基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

##### (2) 実施計画

県、町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

### 第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切にがれきの処理を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災施設の復旧等

##### (1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

##### (2) 実施計画

ア．被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ．被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

ウ．大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

エ．ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。

オ．他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

カ．被災地の状況、被害原因等を勘察し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等

具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。

キ．災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

ク．復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ケ．緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

## 2 がれき処理

### (1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理が求められる。

町は、がれきの計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

### (2) 実施計画

ア．がれきの処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、がれきの円滑で適切な処理を行うものとする。

また、がれきの処理に当たっては、下記事項について留意するものとする。

a．がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

b．がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

c．がれき処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じるものとする。

イ．収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

## 第3節 計画的な復興

### 第1 基本方針

風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。
- 2 災害の再発防止、住民の安全、環境保全、景観等に配慮した、より快適な生活環境を目指した、防災まちづくりの実施。

### 第3 計画の内容

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、景観及び産業基盤の改変にともない、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業をとおり、更に災害に強いまちづくりを目指すため可及的速やかに復興計画を作成するものとする。

##### (2) 実施計画

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に町における復興計画を作成するものとする。

#### 2 防災まちづくり

##### (1) 基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な生活環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と景観、環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。

##### (2) 実施計画

防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。

- a. 防災を目的とした、公園・河川等のオープンスペースの確保等について、

単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての防災活用等の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

- b．ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
- c．既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。
- d．復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとする。
- e．住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

#### 【住民が実施する計画】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分達はもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と強力に努めるものとする。

## 第4節 資金計画

### 第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

### 第2 主な活動

町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 町の資金計画

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

#### (1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

#### (2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

#### (3) 一時借入金

災害応急融資

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

### 第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、国民健康保険税の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する罹災証明書の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。
- 12 災害復旧用木材の供給の支援を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 住宅対策

##### (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

#### ア．災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行うものとする。

#### イ．災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、町の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

ウ．既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

エ．町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置を講ずるものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア．災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地方事務所長へ報告する。

イ．被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

ウ．被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

エ．被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。

(2) 実施計画

県とともに、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付け

る。

(2) 実施計画

ア．災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ．災害援護資金の貸付

町は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

5 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

地方税法又は町税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

6 医療費の一部負担金、保険税の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険税の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合等、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

7 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

8 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置をして、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア．町長は必要に応じ町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

イ．住民に対し、掲示板、広報誌等を活用し広報を行う。

ウ．報道機関に対し、発表を行う。

## 第3編 震災対策編

### 第1章 総則



## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、町民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、過去に発生した大規模な震災等の大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、町、県、公共機関、事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない町民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第1項及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

### 3 長野県地域防災計画との関係

この計画は長野県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は長野県地域防災計画に準ずる。

### 4 計画の修正

この計画は、防災にかかる基本的事項を定めるものであり、関係機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、その時々における重要課題等を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていくものとする。

## 第2節 防災の基本方針

当町は、長野県の南西部の山岳地帯に位置し、急峻で狭隘な地形、多くの河川、脆弱な地質を有するという自然的条件と、過疎化の進行による一人暮らし世帯の増加や高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、町、関係機関及び町民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、人的・経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

2 町と関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 防災施設・設備の整備の促進
- (2) 防災体制の充実
- (3) 住民の防災意識の高揚及び自主防災組織等の育成強化
- (4) 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害適応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (5) 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- (6) 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭に置いた防災対策を常日頃から講じるものとする。

4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心安全を確保するためには行政による公助はもとより、個人個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業等社会のさまざまな主体が連携して日常的な減災のための行動と投資をいき長く行う運動を展開するものとし、その推進に当たっては、時期に応じた重要課題に応じた実施方針を定めるとともに、関係機関の強化を図る。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき 事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 南木曾町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 木曾広域消防本部、木曾広域連合

木曾広域消防本部、木曾広域連合は、災害から構成町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。併せて、広域情報連絡網の運用により情報の周知を図るものとする。

#### 3 長野県（県現地機関を含む）

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 指定地方行政機関（風水害編第1章第3節4に同じ）

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5 陸上自衛隊第13普通科連隊

陸上自衛隊第13普通科連隊は、県・町の要請により必要な部隊を町に派遣し、状況把握、避難者の援助、捜索・水防・消防活動等に協力する。

#### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関等（風水害編第1章第3節6に同じ）

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 南木曾町

- (1) 南木曾町防災会議に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 水防その他の応急措置に関する事。
- (4) 地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事。
- (7) その他町の所掌事務についての防災対策に関する事。
- (8) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。

### 2 木曾広域消防本部、木曾広域連合

#### 木曾広域消防本部

- (1) 防火対象物等査察、防火指導に関する事。
- (2) 消火活動に関する事。
- (3) 救助・救急活動に関する事。
- (4) 火災原因調査に関する事。
- (5) 防火相談、救急講習に関する事。
- (6) 危険物の保安と除去に関する事。

#### 木曾広域連合

- (1) 広域CATVを中心とした広域情報網の管理運営に関する事。

### 3 長野県

- (1) 長野県防災会議に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 水防その他の応急措置に関する事。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。
- (8) 町及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関する事。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

### 4 指定地方行政機関

#### 木曾警察署

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (3) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。

長野農政事務所松本地域センター

- (1) 災害時における主要食糧の供給に関すること。

森林管理署南木曾支署

- (1) 治山事業の充実及び保安林等の整備、管理の適正化に関すること。
- (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
- (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。

長野地方気象台

- (1) 気象情報の発表及び伝達に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害防止のための統計調査に関すること。

松本労働基準監督署

- (1) 事業場における産業災害の防止に関すること。
- (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。

飯田国道工事事務所木曾維持出張所

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。
- (3) 災害時における交通確保に関すること。
- (4) 災害危険地域の選定及び指導に関すること。
- (5) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。
- (6) 災害時における応急工事に関すること。
- (7) 災害復旧工事に関すること。
- (8) 再度災害防止工事の施工に関すること。

5 陸上自衛隊第13普通科連隊

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除

- (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去

## 6 指定公共機関

郵便局株式会社 南木曾郵便局

- (1) 災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事。

東海旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の防災に関する事。
- (2) 災害時における避難者の輸送に関する事。

日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。

電気通信事業者（東日本電信電話株式会社長野支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店、KDDI株式会社）

- (1) 公衆電気通信設備の保全に関する事。
- (2) 災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関する事。

日本銀行 松本支店

- (1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事。
- (2) 損傷通貨の引き換えに関する事。

日本赤十字社 長野県支部

- (1) 医療、助産等救助、救護に関する事。
- (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調達に関する事。
- (3) 義援金品の募集に関する事。

日本通運株式会社 長野支店

- (1) 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。

電力会社（中部電力株式会社、関西電力株式会社）

- (1) 電力施設の保全、保安に関する事。
- (2) 電力の供給に関する事。

独立行政法人水資源機構（愛知用水総合事業部牧尾支所）

- (1) ダムの防災に関する事。

## 7 指定地方公共機関

地域バス委託会社（おんたけ交通株式会社・株式会社南木曾観光タクシー）

- (1) 災害時における地域バスによる救助物資等の輸送の協力に関する事。

貨物自動車運送事業者（社団法人長野県トラック協会）

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。

放送会社（信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、エフエム長野株式会社）

- (1) 情報等広報に関する事。

木曾医師会、木曾郡歯科医師会

- (1) 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事。

木曾薬剤師会

- (1) 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

木曾農業協同組合

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

南木曾町森林組合

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。
- (3) 木材の供給と物資のあっせんに関する事。

南木曾商工会

- (1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。

- (2) 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する事。
- (3) 災害時における物価安定の協力に関する事。
- (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。

#### 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。

#### 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。

#### 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金融資に関する事。

#### 危険物施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関する事。
- (2) 防護施設の整備に関する事。

#### (株)南木曾観光タクシー

- (1) 災害時におけるバス、タクシーによる人員及び救助物資等の輸送の協力に関する事。

## 第4節 防災面からみた南木曾町の概要

### 第1 自然的条件

#### 1 地勢

当町は長野県の南西部、木曾谷の南部に位置し、東は伊那谷の飯田市、阿智村、西・南は岐阜県中津川市、北は大桑村に接する、東西 20 k m、南北 15 k m、周囲 70 k m の山間地帯で、総面積の 92% を森林が占める町である。

町の中央を北から南西に流れる木曾川に並行して国道 19 号と J R 中央西線が走り、東西には国号 256 号線が伊那谷まで通じている。県庁所在地の長野市へは鉄道で 150 k m、生活圏域の岐阜県中津川市へは 22 k m の距離にある。

起伏の激しい複雑で急峻な地形の中、木曾川へ与川、柿其川、蘭川、坪川等の中小河川が数多く流入し、それらの流域に沿って与川・北部・三留野・妻籠・蘭・広瀬・田立の 7 つの基幹集落が形成され、居住地の標高は 300m から 950m に及んでいる。

地質の大部分は風化が進み脆くて崩れやすい巨晶花崗岩で、特に左岸はこれらの風化生成による砂壤土が多くみられる。

#### 2 位置（役場）

東経 137° 36' 43"      北緯 35° 36' 02"      海拔 412m

#### 3 総面積

215.96 km<sup>2</sup>

#### 4 気候

気候は内陸性気候を示し、平均気温は 12 程度である。内陸性気候の特色である昼夜の気温の高低、夏・冬の気温の格差が大きく、植物分布で見ると温帯に属する。

降水量は、年平均 2,500mm ~ 3,000mm に達し、降雨は 6 ~ 7 月の梅雨期、9 月前後の台風期に多い。降雪量は南部でありながら、山間部で 1m を超える積雪となることもあり、交通に支障を及ぼすこともある。

#### 5 自然的条件にみる災害の要因

当町の場合、6 ~ 7 月の梅雨期及び台風による雨の災害が最も多いが、冷害、凍霜害がもたらす農業被害も発生しやすい地形にある。

##### (1) 地震

昭和 59 年 9 月 14 日長野県西部を震源域とする M6 . 8 の強い地震が発生した。被害は、木曾郡王滝村を中心とした 14 市町村に及び、また、この地震に

より御嶽山南斜面 8 合目付近で大規模な崩壊が発生したほか、各所で土砂崩落が発生し、29人が死亡するなど大きな災害が生じた。

また、岐阜県境付近には阿寺断層が、南北には清内路断層があり、東部に接する伊那谷は東海地震に備えた地震防災対策強化地域に指定されているところから、当町においても地震動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する火事、土砂崩壊、その他異常な現象により生ずる被害から住民の生命、財産を保護するため、地震対策について一層の強化が必要である。

## 第2 社会的条件

### 1 人口

当町の人口は、町村合併のあった昭和36年に10,688人に達して以後、社会環境の変化、経済情勢の変遷に伴う若年層の都市部への流出や、少子化傾向等の要因により4,810人と（平成22年国勢調査）減少し続けている。

### 2 産業

産業は、広大な山林を資源とした木材関連産業と自動車関連産業、観光産業が大きなウエイトを占めている。

一方農林業は、厳しい自然条件や後継者不足による労働力の減少、高齢化等から生産活動は停滞している。しかし、水源涵養、洪水災害防止、自然環境の保全及び風致的機能の保全等に果たす森林、農用地の役割は重要であり、これらの公益的機能の維持増進を図るためにも農林業は災害に強い町づくりにとって重要な産業であるといえる。

### 3 交通

鉄道は、JR中央線が運行され、十二兼駅、南木曾駅、田立駅が存在する。JR中央線については、郡内でも複線化されていない箇所があるため運行ダイヤについて制約がある。

国道は19号と256号があり、幹線道路として交通量が多く、交通安全対策が重要な課題となっている。また、災害が発生した場合も交通渋滞は避けられず、被害拡大の要因ともなるため、広域的交通規制、迂回路の整備等を行う必要がある。町道は、年々改良工事を施しているが、まだ幅員も狭く、カーブの狭小な路線が多く、ライフラインの確保のためにも今後も整備を進める必要がある。

### 4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、当町では過疎化が進行し、災害脆弱性の高まりが見られ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努める。

災害時要援護者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難・誘導、救護・救済対策等防災の各施設の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

## 第5節 被害想定

### 第1 基本的な考え方

本計画における地震の想定は、平成12、13年度に実施した長野県地震対策基礎調査、平成16年の地震調査研究推進本部地震調査委員会の調査の結果等に基づき、町に影響を及ぼすと考えられる東海地震他の地震から予測される被害量や被害の様相とする。

### 第2 想定地震及び地震動の予測

#### 1 想定地震

長野県地震対策基礎調査における想定地震は、長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ被害が甚大となると考えられる下表の6つの地震を想定している。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものでなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元 マグニ チュード	長さ (km)	幅 (km)	位置等
糸魚川 - 静岡構造線（北部）	8.0	80	20	小谷村～松本市
糸魚川 - 静岡構造線（中部）	8.0	80	17	穂高町～富士見町
信濃川断層帯	7.5	43	21	飯山市～長野市
伊那谷断層帯	7.9	68	20	南箕輪村～浪合村
東海地震	8.0	115	20	
阿寺断層系	7.9	62	17	王滝村～岐阜県
木曾山脈西縁断層帯	7.5	46	20	木曾町～中津川市

#### 2 地震動の予測

##### (1) 糸魚川 - 静岡構造線地震（北部）

南木曾町の予想震度 震度3

松本市北西部から大町市の南東部にかけて幅5～10kmの範囲の平地部で震度7となり、さらに塩尻市から小谷村にかけての地域でも幅10～20kmの範囲で震度6強が予想される。上田市から長野市にかけての平地部や諏訪市でも震度6強が予想される。

(2) 糸魚川 - 静岡構造線地震（中部）

南木曾町の予想震度 震度 5 弱

松本市の西部から穂高町にかけての平地部の広い範囲で震度 7 が予想される。また岡谷市、諏訪市から富士見町にかけても震度 7 が予想される。諏訪湖周辺は、震度 6 強と予想されている。また、震度 7 のエリアを大きくとりまくように震度 6 強の範囲が広く分布する。

(3) 信濃川断層帯地震

南木曾町の予想震度 震度 4

長野市から飯山市にかけて幅 15Km から 20Km で震度 6 強となり、その周辺で 6 弱が予想される。また長野県北東部を中心に広い範囲で 5 強が予想される。

(4) 伊那谷断層帯地震

南木曾町の予想震度 震度 6 弱

飯田市から伊那市にかけての一部で震度 7 が予想され、伊那谷地域全域及び諏訪市では 6 強が予想される。

(5) 東海地震

南木曾町の予想震度 震度 4

飯田市の一部、高森町、松川町、中川村、飯島町、駒ヶ根市、宮田村、伊那市、南箕輪村、諏訪市の一部で震度 5 強が想定される。その他の地域では、震度 5 弱以下と想定される。

(6) 阿寺断層系地震

南木曾町の予想震度 震度 6 強

岐阜県中津川市、南木曾町、大桑村と、飯田市から伊那市にかけての一部の地域で震度 6 強が予想される。また、諏訪市でも震度 6 強となる地域がある。その他の県南西部では、広い範囲で震度 5 強から 6 弱になると予想される。

(7) 木曾山脈西縁断層帯地震

平成 16 年に調査結果が出ているが、木曾町日義から南木曾町を経て中津川市へ至る主部と、南木曾町から阿智村清内路へ至る清内路断層帯からなる。想定震度は示されていないが当町を南北に貫くものであるため参考として記載した。

### 第3 想定被害予想

長野県地震対策基礎調査における県内及び南木曾町の自然現象の危険度予測と想定被害予想は次のとおりである。

1 自然現象の危険度予測

(1) 液状化現象の危険度（極めて高い・高い・低い・かなり低いの4区分）

南木曾町における液状化現象の危険度は、伊那谷断層帯地震と阿寺断層系地震で、高いとされる地域が一部あり、その他の地震では、一部に低いとされる地域があるが、大部分はかなり低いと予想される。

(2) 斜面崩落の危険度（危険度A・B・Cの3区分）

南木曾町における斜面崩落の危険度は、伊那谷断層帯地震と阿寺断層系地震で、A・Bランクの地域が数多く分布し、その他の地震では、Cランクの箇所地域がわずかに分布している。

(3) 地すべりの危険度（危険度A・B・Cの3区分）

南木曾町における地すべりの危険度は、6つの地震すべてにおいて、危険とされる地域はない。

2 想定被害予測（長野県内、表は南木曾町における被害想定）

【糸魚川 - 静岡構造線地震（北部）】

(1) 建物被害・延焼

木造建物は、93,000棟（被害率8%）、非木造建物は13,000棟（4%）が全壊・大破となり、同じく123,000棟（10%）、26,000棟（8%）が半壊・中破となる。建物被害率が高くなるのは松本盆地を中心とした地域であり、松本市、大町市、東筑摩郡、北安曇郡の各町村である。

各地で火災が発生して焼失棟数は15,000棟となるが、特に、長野市、松本市、上田市では大規模な市街地火災が発生して、3市で12,000棟が焼失すると予想される。

建築物被害

区分 町村	建物被害棟数					
	木造		非木造		計	
	全壊	半壊	大破	中破	全壊 大破	半壊 中破
南木曾町	0	0	0	2	0	2

火災被害

区分 町村	出火件数				焼失棟数			
	夏昼	夏夕	冬昼	冬夕	夏昼	夏夜	冬昼	冬夜
南木曾町	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人的被害

死者 3,500 人、重軽傷者 9.1 万人が予想される。避難者は全県民の 19% にあたる 42 万人となり、松本市、長野市で各々 9 万人、上田市で 3.4 万人が想定される。

人的被害

区分 町村	死者数				重軽傷者数				避難者数			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
南木曾町	0	0	0	0	3	3	4	3	3	3	3	3

(3) 交通施設

非常に広い範囲で道路施設が被害を受けることになり、山岳ル - トを中心に通行支障をきたす区間が多く発生する。大町市、松本市、岡谷市、茅野市等、震源断層直上にあたる市町村では、相互及び周辺からの連絡性が低下する。また、北信と南信が分断されることになる。

道路被害

区分 町村	道路施設被害箇所数		
	橋梁	盛土	斜面
南木曾町	0	0	5

鉄道被害

区分 路線	鉄道施設被害	
	箇所数	箇所 / Km
中央西線	26	0.31

(4) ライフライン・電話

上水道は、43 万世帯（全体の 56%）で断水する。高い断水率となるのは、長野市、松本市、上田市、諏訪市、中野市、大町市、千曲市及びその周辺町村の広い範囲である。

電力は、21 万世帯（全体の 27%）が停電すると想定され、松本市、上田市、安曇野市など、多くの市町村で停電率が高く想定される。

電話は、26 万回線（全体の 24%）が不通になると想定される。

上水道・下水道施設被害

区分 町村	上水道の被害						下水道の被害	
	配水管 被害 箇所数	給水管 被害 箇所数	断水 世帯数	復旧 日数	要応急給水量		被害 箇所数	箇所 / Km
					地震 当日	復旧期 間最大		
南木曾町	0	0	0	-	-	-	0	-

電力・電話被害

区分	電力の被害		電話の被害	
	停電世帯数	復旧日数	機能障害回線数	復旧日数
南木曾町	173	5	0	-

【糸魚川 - 静岡構造線地震（中部）】

(1) 建物被害・延焼

木造建物は93,000棟（8%）、非木造建物は13,000棟（4%）が全壊、大破となり、同じく113,000棟（10%）、24,000棟（7%）が半壊、中破となる。震源沿いの松本盆地、諏訪盆地などの地域で被害率が高い。

全県での焼失棟数は14,000棟となり、特に、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市では大規模な市街地火災が発生すると想定される。

建築物被害

区分	建物被害棟数					
	木造		非木造		計	
	全壊	半壊	大破	中破	全壊・大破	半壊・中破
南木曾町	0	0	1	8	1	8

火災被害

区分	出火件数				焼失棟数			
	夏昼	夏夕	冬昼	冬夕	夏昼	夏夜	冬昼	冬夜
南木曾町	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人的被害

死者2,800人、重軽傷者88,000人となり、特に松本市で非常に多く生じるほか、岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市でも多く想定される。避難者は全県民の17%にあたる39万人となり、松本市で9万人の他、長野市、上田市、岡谷市、茅野市、塩尻市などで2万人台となると想定される。

人的被害

区分	死者数				重軽傷者数				避難者数			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
南木曾町	0	0	0	0	12	12	11	12	14	14	14	14

(3) 交通施設

非常に広い範囲で道路施設が被害を受けることとなり、山岳ルートを中心に

通行支障をきたす区間が多く発生する。松本市、岡谷市、諏訪市、茅野市等、震源断層直上にあたる市町村では、相互及び周辺からの連絡性が低下する。また、北信と南信が分断されることになる。

道路被害

区分 町村	道路施設被害箇所数		
	橋梁	盛土	斜面
南木曾町	0	0	21

鉄道被害

区分 路線	鉄道施設被害	
	箇所数	箇所 / Km
中央西線	38	0.45

#### (4) ライフライン・電話

上水道は、51万世帯（全体の67%）で断水する可能性がある。非常に高い断水率になるのは長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、千曲市及びその周辺町村である。

電力は、22万世帯が停電すると想定され、特に停電率が高いのは松本市、岡谷市、下諏訪町で、上田市、諏訪市、茅野市などでも停電率が高い。

電話は、30万回線（全体の28%）が不通になると想定される。

上水道・下水道施設被害

区分 町村	上水道の被害						下水道の被害	
	配水管被害箇所数	給水管被害箇所数	断水世帯数	復旧日数	要応急給水量		被害箇所数	箇所 / Km
					地震当日	復旧期間最大		
南木曾町	0	0	0	-	-	-	0	-

電力・電話被害

区分 町村	電力の被害		電話の被害	
	停電世帯数	復旧日数	機能障害回線数	復旧日数
南木曾町	280	9	0	-

### 【信濃川断層帯地震】

#### (1) 建物被害・延焼

木造建物は24,000棟（2%）、非木造建物は5,300棟（2%）が全壊・大破となり、同じく51,000棟（4%）、13,000棟（4%）が半壊・中破となる。長野盆地周辺で被害が大きく、被害率が高いのは長野市、中野市、飯山市、千曲市、小布施町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町などである。

全県で5,500棟が焼失すると想定され、特に長野市に大規模な市街地火災が

集中する。

建築物被害

区分 町村	建物被害棟数					
	木造		非木造		計	
	全壊	半壊	大破	中破	全壊 大破	半壊 中破
南木曾町	0	0	0	0	0	0

火災被害

区分 町村	出火件数				焼失棟数			
	夏昼	夏夕	冬昼	冬夕	夏昼	夏夜	冬昼	冬夜
南木曾町	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人的被害

全県で死者 1,000 人、重軽傷者 166,000 人と想定され、長野市に集中する。避難者は全県で 16 万人となり、長野市では市民の 28% にあたる 10 万人が避難者になると想定される。

人的被害

区分 町村	死者数				重軽傷者数				避難者数			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
南木曾町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 交通施設

北信地域を中心に道路施設被害が生じ、主に長野盆地に通ずる山間ルートで通行支障をきたす区間がみられる。これにより北信地域においては主要地点間の連絡性が多少低下し、被災中心地となる飯山市への連絡性がやや低くなるが、長野市への連絡性はある程度確保されると期待される。

道路被害

区分 町村	道路施設被害箇所数		
	橋梁	盛土	斜面
南木曾町	0	0	0

鉄道被害

区分 路線	鉄道施設被害	
	箇所数	箇所 / Km
中央西線	0	-

(4) ライフライン・電話

上水道は、15 万世帯（全体の 20%）で断水し、長野市、小布施町で断水率

80%を越える他、中野市、飯山市、千曲市で断水率 50%を越えると想定される。

電力は、12万世帯が停電すると想定される。

電話は、7.5万回線が不通になると想定される。

上水道・下水道施設被害

区分 町村	上水道の被害						下水道の被害	
	配水管被害箇所数	給水管被害箇所数	断水世帯数	復旧日数	要応急給水量		被害箇所数	箇所 / Km
					地震当日	復旧期間最大		
南木曾町	0	0	0	-	-	-	0	-

電力・電話被害

区分 町村	電力の被害		電話の被害	
	停電世帯数	復旧日数	機能障害回線数	復旧日数
南木曾町	0	-	0	-

【伊那谷断層帯地震】

(1) 建物被害・延焼

木造建物は 53,000 棟（4%）、非木造建物は 9,000 棟（3%）が全壊・大破となり、同じく 76,000 棟（6%）、18,000 棟（5%）が半壊・中破となる。伊那谷及び諏訪盆地で被害建物が多く、被害率が高いのは飯田市、伊那市、駒ヶ根市、と上伊那郡、下伊那郡の各町村である。

飯田市や伊那市、松本市などで市街地火災が発生し、焼失棟数は 6,000 棟になると想定される。

建築物被害

区分 町村	建物被害棟数					
	木造		非木造		計	
	全壊	半壊	大破	中破	全壊大破	半壊中破
南木曾町	1	169	74	107	75	276

火災被害

区分 町村	出火件数				焼失棟数			
	夏昼	夏夕	冬昼	冬夕	夏昼	夏夜	冬昼	冬夜
南木曾町	1	0	1	1	1	0	1	1

(2) 人的被害

死者 1,100 人、重軽傷者 50,000 人となり、飯田市、伊那市に多く生ずると想定される。

避難者は全県民の 10% にあたる 22 万人となり、飯田市では 5 万人、伊那市では 3 万人が想定される。

人的被害

区分 町村	死者数				重軽傷者数				避難者数			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
南木曾町	0	0	0	0	141	141	142	141	533	531	533	533

(3) 交通施設

南信地域を中心に道路施設被害が生じ、伊那谷内の多くの山岳ルートにおいて通行支障をきたす区間がみられる。伊那谷内及び木曾谷の連絡性が低くなる。伊那谷の市町村や伊那市長谷、大鹿村、飯田市上村、南信濃などは、周辺から孤立する可能性がある。

道路被害

区分 町村	道路施設被害箇所数		
	橋梁	盛土	斜面
南木曾町	3	0	31

鉄道被害

区分 路線	鉄道施設被害	
	箇所数	箇所 / Km
中央西線	56	0.67

(4) ライフライン・電話

上水道は、16 万世帯（全体の 21%）で断水し、飯田市、伊那市、駒ヶ根市、下諏訪町など、伊那谷地域等で高い断水率が想定される。

電力は、15 万世帯が停電すると想定され、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市などで停電率が高い。

電話は、全県で 8.4 万回線が不通になると想定される。

上水道・下水道施設被害

区分 町村	上水道の被害						下水道の被害	
	配水管被害箇所数	給水管被害箇所数	断水世帯数	復旧日数	要応急給水量		被害箇所数	箇所 / Km
					地震当日	復旧期間最大		
南木曾町	17	25	283	5	0	1 t	8	037

電力・電話被害

区分	電力の被害		電話の被害	
	停電世帯数	復旧日数	機能障害回 線数	復旧日数
町村				
南木曾町	493	7	118	4

【東海地震】

(1) 建物被害・延焼

木造建物は1,100棟(0.1%)、非木造建物は700棟(0.2%)が全壊・大破となり、同じく8,500棟(0.7%)、1,600棟(0.5%)が半壊・中破と想定される。伊那谷の各市町村から諏訪盆地で被害建物が多くなる。建物被害率が高い市町村は、飯田市、中川村、松川町、高森町、阿南町、下條村等である。

建築物被害

区分	建物被害棟数					
	木造		非木造		計	
	全壊	半壊	大破	中破	全壊 大破	半壊 中破
町村						
南木曾町	0	5	0	0	0	5

火災被害

区分	出火件数				焼失棟数			
	夏昼	夏夕	冬昼	冬夕	夏昼	夏夜	冬昼	冬夜
町村								
南木曾町	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人的被害

死者25人、重軽傷者5,500人が想定され、16,000人程度の避難者が想定される。

人的被害

区分	死者数				重軽傷者数				避難者数			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
町村												
南木曾町	0	0	0	0	8	8	8	8	7	7	7	7

(3) 交通施設

県南部の一部で導通性の低い区間が発生する可能性がある。県内の主要地点

間の連絡性は確保されるが、特に静岡県側での甚大な被害が予想されることから、静岡県との連絡ルートは使用できなくなると考えられる。

道路被害

区分	道路施設被害箇所数		
	橋梁	盛土	斜面
南木曾町	0	0	3

鉄道被害

区分	鉄道施設被害	
	箇所数	箇所 / Km
中央西線	0	-

(4) ライフライン・電話

上水道は、飯田市、諏訪市、茅野市で軽微な被害及び断水支障が発生すると想定される。

電力は、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市などで2万世帯が停電すると想定される。

電話は、飯田市で50回線の不通が生じる他は、被害はないと想定される。

上水道・下水道施設被害

区分	上水道の被害						下水道の被害	
	配水管被害箇所数	給水管被害箇所数	断水世帯数	復旧日数	要応急給水量		被害箇所数	箇所 / Km
					地震当日	復旧期間最大		
南木曾町	0	0	0	-	0	0	0	-

電力・電話被害

区分	電力の被害		電話の被害	
	停電世帯数	復旧日数	機能障害回線数	復旧日数
南木曾町	0	-	0	-

【阿寺羅断層系地震】

(1) 建物被害・延焼

木造建物は7,000棟(1%)、非木造建物は2,000棟(0.5%)が全壊・大破となり、同じく18,000棟(2%)、4,000棟(1%)が半壊・中破となる。伊那谷南部及び木曾谷南部で被害建物が多い。

飯田市では、市街地火災が発生して800棟が焼失すると想定される。

建築物被害

区分 町村	建物被害棟数					
	木造		非木造		計	
	全壊	半壊	大破	中破	全壊 大破	半壊 中破
南木曾町	620	965	249	179	869	1,144

火災被害

区分 町村	出火件数				焼失棟数			
	夏昼	夏夕	冬昼	冬夕	夏昼	夏夜	冬昼	冬夜
南木曾町	3	2	4	2	3	2	6	2

(2) 人的被害

死者 160 人、重軽傷者 55,000 人、避難者 4 万人が想定される。

人的被害

区分 町村	死者数				重軽傷者数				避難者数			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
南木曾町	11	15	11	15	498	498	499	498	3,058	3,056	3,062	3,056

(3) 交通施設

南信地域を中心に道路施設被害が生じ、主に山岳ルートにおいて通行支障をきたす区間がみられる。これにより木曾谷や伊那谷の市町村間の連絡性が低くなると想定される。

道路被害

区分 町村	道路施設被害箇所数		
	橋梁	盛土	斜面
南木曾町	5	0	34

鉄道被害

区分 路線	鉄道施設被害	
	箇所数	箇所 / Km
中央西線	40	0.48

(4) ライフライン・電話

上水道は、3,700 世帯で断水し、飯田市、諏訪市、南木曾町で 50～80%の断水率が想定される。

電力は、9 万世帯が停電すると想定され、飯田市、南木曾町などの停電率が高い。

電話は、1.3 万回線が不通になると想定される。

上水道・下水道施設被害

区分	上水道の被害						下水道の被害	
	配水管被害箇所数	給水管被害箇所数	断水世帯数	復旧日数	要応急給水量		被害箇所数	箇所 / Km
					地震当日	復旧期間最大		
町村								
南木曾町	59	85	1,282	6	1 t	17 t	14	063

電力・電話被害

区分	電力の被害		電話の被害	
	停電世帯数	復旧日数	機能障害回線数	復旧日数
町村				
南木曾町	550	5	346	2

3 総合的被害想定等

「長野県地震対策基礎調査」等をもとに、地震規模M5.0 前後の地震が発生した場合の被害を想定すると、生活に密着した施設（水道、電気、電話）については軽微と思われるが、M7.0 規模の地震が発生した場合には、これらのライフラインの多くが支障をきたし、混乱する危険度はたかい。

南木曾町の場合、特に、阿寺断層系地震が発生すると被害が甚大となることから、厳重な警戒が必要である。

## 第2章 災害予防計画

### < 震災対策編の使用方法 >

地震は、突発的な地盤の振動によって、風水害と同様の様々な被害が発生する。したがって、要因は異なっても、災害対策面から見る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、風水害と地震では総体的に同様である。

そこで、本編は「長野県防災計画」に基づき、震災対策編と風水害対策編を比較して、地震対策独自の施策内容の節のみ、本編に登載した。その他の各節ごとの施策については、「第2編 風水害編」によるものとする。

なお、省略した震災対策の節については、風水害対策編中の表記、例えば「風水害」を「地震」及び「地震災害」、「風水害」を「震災」、「風水害に対する安全性」を「耐震性」などに読み替えて使用する。



## 第1節 地震に強いまちづくり

### 第1 基本方針

町内における構造物・施設等について、県防災基本計画により地震に強い町づくりを行うものとする。また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 施設等に耐震性の確保、町土保全機能の増進等地震に強い町土を形成する。
- 2 地震に強い集落構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い町づくりを推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 地震に強い町づくり

##### (1) 現状及び課題

町内には活断層があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

##### (2) 実施計画

- ア．総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- イ．基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。
- ウ．地すべり、がけ崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び、森林などの町土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- エ．国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進するものとする。

#### 2 地震に強い町づくり

##### (1) 現状及び課題

建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い集落構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮した町づくりが必要となっている。

##### (2) 実施計画

###### ア．地震に強い生活環境基盤の形成

- a 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化などにより、地震に強い生活環境基盤の形成を図るものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- b 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

イ．建築物などの安全化

- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。  
特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的な実施に努める。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- d 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化などを図るものとする。

ウ．ライフライン施設等の機能の確保

- a 上下水道、廃棄物処理等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。  
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

エ．地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化などによる災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造などについて普及を図るものとする。

オ．危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

カ．災害応急対策などへの備え

被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。

【関係機関が実施する計画】

ア．地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

イ．建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

ウ．ライフライン施設等の機能の確保

- a 電気、ガス、電話などの施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。  
特に、第3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。

c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

エ．地盤、地質の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。

オ．危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

カ．災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

節	節名	参照頁	各節の使用的方法
第2節	災害発生直前対策	26	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <p>・「風水害」を「地震」に読み替える。</p>
第3節	情報収集・連絡体制計画	27	
第4節	活動体制計画	29	
第5節	広域相互応援計画	31	
第6節	救助・救急・医療計画	33	
第7節	消防・水防活動計画	35	
第8節	災害時要援護者計画	39	
第9節	緊急輸送計画	44	
第10節	障害物の処理計画	46	
第11節	避難収容活動計画	47	
第12節	孤立防止対策計画	53	
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	56	
第14節	給水計画	58	
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	60	
第16節	危険物施設災害予防計画	62	
第17節	上水道施設災害予防計画	63	
第18節	下水道施設災害予防計画	64	
第19節	通信・放送施設災害予防計画	66	
第20節	災害広報計画	68	
第21節	土砂災害等の災害予防計画	70	

## 第22節 建築物災害予防計画

### 第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、町民の生命、財産などを保護するため、県の地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準(昭和56年)以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修などを行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀など屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法などにより指定された文化財は、災害発生後の火災などに備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 公共建築物

##### (1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また災害時要援護者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修などを行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

##### (2) 実施計画

###### ア．町有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校などで、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修などを行うものとする。

###### イ．防火管理者の設置

学校などで消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

###### ウ．緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

#### 2 一般建築物

##### (1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊などのおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア．耐震診断・耐震改修のための支援措置

- a．住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。
- b．賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

イ．がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

ウ．地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はそれらの制度の普及促進に努める。

### 3 落下物・ブロック塀等

#### (1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラスなどの落下、ブロック塀など屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機などの屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

#### (2) 実施計画

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

#### 【住民が実施する計画】

ア．外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

イ．地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

### 4 文化財

#### (1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例などにより、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

当町における指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

#### (2) 実施計画

町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化などの徹底を図る。

ア．所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

イ．防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

節	節名	参照頁	各節の使用方法
第23節	道路及び橋梁災害予防計画	75	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第24節	河川施設等災害予防計画	77	・「風水害に対する安全性」を「耐震性」に読み替える。

## 第25節 農林水産物災害予防計画

### 第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこと栽培施設、果樹支柱、養魚場など生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設などの損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層などの存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

### 第2 主な取組み

- 1 農作物など災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、木曾農業改良普及センターなどを通じ、農業団体、農業者などに対し周知徹底を図る。  
また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設などの安全性確保について、指導徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び南木曾町森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

### 第3 計画の内容

#### 1 農水産物災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

生産施設などの損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物など災害対策指針を策定し、農業改良普及センターなどを通じ予防技術の周知徹底を図っている。集出荷貯蔵施設などにおいては、施設管理者による耐震診断とその結果により補強工事が求められる。

##### (2) 実施計画

木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合などと連携し、農業者などに対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

#### 【住民が実施する計画】

- ア．生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- イ．新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

#### 2 林産物災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層などの存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

##### (2) 実施計画

- ア．南木曾町森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- イ．県と連携をとって林産物、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

**【住民が実施する計画】**

- ア．町等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- イ．施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

## 第26節 二次災害の予防計画

### 第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水などにより発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

### 第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣等二次災害予防のための体制の整備などを行う。
- 2 それぞれの危険物施設などに応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図るなどの二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

###### [建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震などによる倒壊などの危険から町民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者派遣を要請する必要がある。

###### [道路・橋梁関係]

地震発生後の余震などによる道路・橋梁などの被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準などの整備が必要である。

##### (2) 実施計画

###### [建築物や宅地関係]

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受け入れ体制を整備するものとする。

###### [道路・橋梁関係]

町はそれぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

#### 2 危険物施設などに係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

###### [危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄などを推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

##### (2) 実施計画

###### [危険物関係]

ア．危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員などに対する保安教育の実施

イ．立入検査の実施等指導の強化

- ウ．防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ．自主防災組織の強化についての指導
- オ．近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進などの指導

### 3 河川施設の二次災害予防対策

#### (1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸などに衝撃が加わった後に、余震、降水などが加わった場合、河川施設などに二次的な災害が発生する可能性がある。今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

#### (2) 実施計画

- ア．河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。
- イ．現在工事中の箇所及び危険箇所など、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

#### (1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある場所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

#### (2) 実施計画

- ア．情報収集体制の整備
- イ．警戒避難体制の整備

節	節名	参照頁	各節の使用方法
第27節	防災知識普及計画	83	「第2編 風水 害対策編」を使用 する。
第28節	防災訓練計画	87	
第29節	災害復旧・復興への備え	90	
第30節	自主防災組織等の育成に関する計画	91	
第31節	ボランティア活動の環境整備	94	

## 第32節 震災対策に関する調査研究及び観測

### 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

すでに、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の建物の多様化、ライフライン施設への依存度の増大など災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

### 第2 主な取組み

県・各機関に協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理などを推進する。

### 第3 計画の内容

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施を検討し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- 2 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置などに積極的に協力し、町内のデータの累積に努めるものとする。



## 第3章 地震予知判定会・警戒宣言 発令時の対策計画



## 第1節 計画の目的

当町は、大規模震災対策特別措置法により、想定される東海地震に関し、同法第3条第1項の「地震防災対策強化地域」の指定区域外ではあるが、同指定地域に隣接し、地震発生時には、少なからぬ影響が及ぶことも予想されるところである。

そこで、当町においても、地震防災対策強化地域判定会招集時や警戒宣言が発せられた場合、強化地域に準じた措置、対策を講ずる必要がある。

「南木曾町地域防災計画」第3編震災対策編は災害が発生する前の災害に対する日頃の予防対策（第2章）と災害が発生した場合の応急対策（第4章）の総合的な計画であるため、本章では、判定会招集、警戒宣言発令という特殊事態に対応するための対策を定めたものであり、当町における、東海地震をはじめとする想定地震についての警戒宣言発令時等における対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 判定会招集時及び警戒宣言発令時の活動

### 第1 基本方針

判定会の招集、警戒宣言発令の場合は、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、住民等が的確に対応できるよう必要な広報を行うとともに、地震防災応急対策を実施する。

### 第2 活動内容

#### 1 判定会招集時の体制

判定会招集連絡報が伝達されたときは、警戒配備体制をとり、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び伝達
- (2) 災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備又は実施

#### 2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発令されたときは、地震災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報、公共交通機関等の交通情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等から応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 学校、保育園の休校・休園
- (4) 公共施設の利用禁止及び閉鎖
- (5) その他地震防災対策の実施

#### 3 地震災害警戒本部

##### (1) 設置及び廃止

町長は、警戒宣言が発令されたときは、速やかに警戒本部を設置する。

町長は、町災害対策本部を設置したとき又は警戒宣言が解除されたときは、警戒本部を閉鎖する。

- (2) 警戒本部の組織、運営及び任務分担については、町災害警戒本部の組織、運営及び任務分担に準ずる。

#### 4 広報活動

判定会招集及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、住民等が的確な対応ができるよう、県及び防災関係機関等から得た情報について、広報無線、広報車等を活用し、住民に周知する。

### 第3 住民の活動

警戒宣言が発令された場合は、極力外出を控え、自宅で待機する。

## 第3節 情報収集伝達計画

### 第1 基本方針

判定会招集情報、警戒宣言及び地震予知情報等（警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報）並びに大規模地震関連情報については、次により情報の収集伝達を的確かつ迅速に行う。

### 第2 活動内容

#### 1 判定会招集連絡報

##### (1) 勤務時間内の伝達要領

勤務時間内に、県消防防災課から標題の情報を受理した場合は、総務課長は直ちに町長に報告し指示を受けるとともに、副町長、教育長並びに各課の長等に連絡する。

各課の長等は、直ちに関係職員及び出先機関等に伝達し、本章第2節第2の1の業務を行う。

##### (2) 勤務時間外、休日の伝達要領

勤務時間外又は休日における標題の情報は、当直が受領する。

当直は、直ちに総務課長及び防災担当者に電話連絡する。

総務課長及び防災担当者は直に登庁し、町長に報告して指示を受けるとともに、副町長、教育長並びに各課等の長等に連絡する。

各課等の長は直に登庁し、第2編風水害対策編第3節第2の3の警戒配備体制に応じた職員の参集を指示し、本章第2節第2の1の業務を行う。

#### 2 警戒宣言発令連絡報

##### (1) 勤務時間内の伝達要領

各課の長等は、警戒宣言が発令された場合は、直ちに関係職員及び出先機関等に伝達し、本章第2節第2の2の業務を行う。

##### (2) 勤務時間外、休日の伝達要領

各課等の長等は、第2編風水害対策編第3節第2の3の警戒本部体制に応じた関係職員の参集を指示し、本章第2節第2の2の業務を行う。

## 第4節 公共施設、各種行事等対策計画

### 第1 基本方針

判定会が招集された場合は、各公共施設等の利用並びに開催中の行事等を速やかに中止できる体制づくりを行い、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置を講ずる。

### 第2 活動内容

#### 1 公共施設の閉鎖

- (1) 判定会が招集された場合は、各公共施設の管理責任者は直ちに施設の使用を全面的に中止とし、利用者を帰宅させる。
- (2) 利用者の退去後、施設の点検を行い、地震災害に備えるための必要な措置を講ずる。

#### 2 行事等の中止

判定会が招集された場合は、開催中またそれ以降開催予定の各種行事、会議等は速やかに中止とする。

## 第5節 避難活動

### 第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめる。また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずる。

### 第2 活動内容

#### 1 避難の勧告又は指示

(1) 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる区域は、おおむね次の基準によりあらかじめ町長が定める地区とする。

土石流危険渓流における土砂災害警戒区域  
急傾斜地崩壊危険箇所における土砂災害警戒区域  
崩壊危険のあるため池等の下流地区  
その他町長が危険と認める地域

(2) 避難対象地区の住民等に、広報無線、広報車等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び勧告又は指示の伝達等について十分徹底を図る。

(3) 警戒宣言が発令されたとき、町長は、避難対象地区に避難の勧告又は指示を行い、また、必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。また、町長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指示を行う。

防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備  
避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限  
避難場所の点検及び収容準備  
収容者の安全管理  
負傷者の救護準備  
重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

#### 2 避難活動

町は、避難の状況、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、木曾地方事務所へ報告する。

避難地の設置及び運営については、次により行う。

避難地の生活が円滑に行えるように、必要最低限の避難生活を確保するための必要な措置を講ずる。

避難地で避難生活をする者は、避難の勧告又は指示を受けた者、帰宅できない観光客等で、居住する場所を確保できない者とする。

設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

避難地の運営は、住民の協力を得て町が行う。

避難地には、運営のため必要な町職員を派遣するとともに、必要により安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

### 第3 住民の活動

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し町に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送れるように努める。

## 第6節 食料、生活必需品、飲用水の確保

### 第1 基本方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとし、町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮する。

また、地震発生時の飲用水確保について、町は必要な措置を講ずる。

### 第2 活動内容

#### 1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又は斡旋を行う。
- (2) 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結を行う。
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請を行う。

#### 2 飲用水の確保計画

- (1) 町民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備を行う。

### 第3 住民が行う活動

- (1) 住民は、緊急物資、非常持ち出し品の整理、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動する。
- (2) 飲用水及び生活用水を可能な範囲で貯水するものとする。

## 第7節 医療救護及び保健衛生活動

### 第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

### 第2 活動内容

#### 1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、町外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

- (1) 木曾医師会に対し、救護班の出動準備を要請する。
- (2) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入れ体制を整える。
- (3) 傷病者の搬送準備をする。
- (4) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

#### 2 清掃、防疫及び保健衛生体制の確立

し尿処理、ごみ処理、防疫等の活動について、資機材を準備する。

### 第3 住民の活動

し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備し、可能な限り自己完結する努力をする。

## 第8節 児童生徒等の保護活動計画

### 第1 基本方針

警戒宣言の発令は授業中等に限らず、登下校中・登降園中（以下この節において「登下校中」という。）の場合もあり得ることから、小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、平素からその対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言発令時は家族等と密接な関係を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずる。

### 第2 活動内容

- (1) 学校等においては、警戒宣言が発令された場合、授業又は学校行事を直に中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでは、休校を原則とする。
- (2) 学校長等は、町警戒本部、教育委員会及び保護者等と密接な連携を図る。
- (3) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や、直接、保護者への引渡しを行う。
- (4) 児童生徒等については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、危険区域内在住者等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、町が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (5) 保護に当たっては、不安、動揺を与えないよう配慮し、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、町警戒本部及び教育委員会へ報告する。
- (6) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、当該町警戒本部と協議の上、対策を講ずる。
- (7) 警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。

ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。

学校か自宅に近い方に急いで避難することを原則とする。

交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

## 第9節 火災対策

### 第1 基本方針

警戒宣言が発令された場合、町は、木曾広域消防本部及び消防団と連携し、消防対策活動を実施する。

### 第2 活動内容

- (1) 正確な情報の収集と広報無線等による伝達体制を確立する。
- (2) 火災防除のため、消防団と連携し、効果的な警戒を図る。
- (3) 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- (4) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。

### 第3 木曾広域消防本部・消防団の活動

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えて消防部隊の編制強化を行う。
- (3) 資機材及び応急資機材を確保する。
- (4) 消防車等により出火防止、初期消火等の広報を行う。
- (5) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。

## 第10節 帰宅困難者対策

### 第1 基本方針

警戒宣言が発令されると、鉄道、バスなどの公共交通機関が原則ストップすることとなり、また、高速道路の閉鎖、一般国道等の通行制限が行われることから、町外への通勤・通学者・外出者の安全な帰宅対策の支援を講ずる。

### 第2 活動内容

#### 1 判定会招集時の活動

警戒宣言を出すかどうかの判定会が招集された時点で、正確な地震情報と各交通機関情報、道路情報等を収集して、広報無線による住民への周知、問い合わせ等について対応し、混乱を避け安全に帰宅できる判定会招集時での帰宅を促す。

#### 2 警戒宣言発令時の活動

警戒宣言発令時においては、各種情報を的確に収集し、情報の変化に的確に対応し、各地からの帰宅可能ルート一覧等を作成し、問い合わせに対応する。

### 第3 住民の活動

警戒宣言が発令されると、公共交通機関のストップ、高速道路の閉鎖、一般国道等の通行制限が行われるとともに、帰宅者が殺到して大混乱となり、帰宅が困難となることから、判定会が招集された時点から情報を収集するとともに、判定会が招集された時点での帰宅を心がける。

## 第11節 事業所等対策計画

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各事業所は、生産活動等を全面的に中止し、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

### 第2 活動内容

#### 1 事業所が実施する計画

##### (1) 施設内の防災体制の確立

防災責任者などを中心に、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立し、警戒宣言の発令を職場全体に伝達するとともに、あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。このため、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めておく。

##### (2) 応急保安措置の実施

火気使用を自粛する。

機器の点検・落下物による被害等防災上の点検を行い必要がある場合は、応急修理を実施する。

消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発令された時は、ただちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行う。

#### 2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し、従業員を帰宅させる。

なお、町外からの通勤者については、警戒宣言発令後であると帰宅が困難となることも予想されることから、判定会招集時の帰宅について配慮する。

南木曾町地域防災計画

第3編 震災対策編

第3章 地震予知判定会・警戒宣言発令時の対策計画

## 第4章 災害応急対策計画

### < 震災対策編の使用方法 >

地震は、突発的な地盤の振動によって、風水害と同様の様々な被害が発生する。したがって、要因は異なっても、災害対策面から見る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、風水害と地震では総体的に同様である。

そこで、本編は「長野県防災計画」に基づき、震災対策編と風水害対策編を比較して、地震対策独自の施策内容の節のみ、本編に登載した。その他の各節ごとの施策については、「第2編 風水害編」によるものとする。

なお、省略した震災対策の節については、風水害対策編中の表記、例えば「風水害」を「地震」及び「地震災害」、「風水害」を「震災」、「風水害に対する安全性」を「耐震性」などに読み替えて使用する。



節	節名	参照頁	各節の使用の方法
第1節	災害直前活動	99	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <p>・「風水害」を、「地震」に読み替える。</p>
第2節	災害情報の収集・連絡活動	107	
第3節	非常参集職員の活動	118	
第4節	広域相互応援活動	124	
第5節	ヘリコプターの運用計画	129	
第6節	自衛隊災害派遣活動	134	
第7節	救助・救急・医療活動	138	
第8節	消防・水防活動	143	
第9節	災害時要援護者に対する応急活動	149	
第10節	緊急輸送活動	152	
第11節	障害物の処理活動	155	
第12節	避難収容活動	158	
第13節	孤立地域対策活動	167	
第14節	食料品等調達供給活動	170	
第15節	飲用水の調達供給活動	172	
第16節	生活必需品の調達供給活動	174	
第17節	保健衛生、感染症予防活動	176	
第18節	死体の捜索及び処置等の活動	179	
第19節	廃棄物の処理活動	181	
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	184	
第21節	危険物施設等応急活動	186	
第22節	電気施設応急活動	188	
第23節	上水道施設応急活動	189	
第24節	下水道施設応急活動	190	
第25節	通信・放送施設応急活動	192	
第26節	災害広報活動	194	
第27節	土砂災害等応急活動	196	
第28節	建築物災害応急活動	198	
第29節	道路及び橋梁応急活動	200	
第30節	河川施設等応急活動	202	

## 第31節 二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水などにより発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するため応急危険度判定士の派遣などの活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設などに係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検などの活動を行う。

### 第3 活動の内容

- 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

#### (1) 基本方針

##### [建築物関係]

被災した建築物について余震などによる倒壊などの二次災害から町民を守るための措置を講じる。

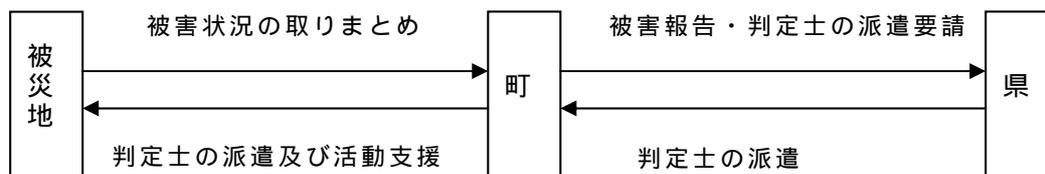
##### [道路及び橋梁関係]

道路・橋梁などの構造物についても余震などによる倒壊などの二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

#### (2) 実施計画

##### [建築物関係]

- ア．被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。
- a．応急危険度判定士の派遣要請
  - b．応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
  - c．町内の被災地域への派遣手段の確保
  - d．応急危険度判定士との連絡手段の確保
- イ．町長は、必要に応じ倒壊などの危険のある建築物について立ち入り禁止などの措置をとるものとする。



[道路及び橋梁関係]

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

2 危険物施設などに係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

地震の発生後、危険物施設の損傷などによる危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア．危険物施設の緊急時の使用停止命令など

町長は、災害防止などのため緊急の必要があると認められるときは、当町の区域における危険物施設の管理者に対し、製造所などの一時停止などを命じるものとする。

イ．災害発生時などにおける連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ．危険物施設の管理者などに対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう事項に掲げる項目について指導するものとする。

【関係機関（危険物施設の管理者など）が実施する対策】

ア．危険物施設の緊急時の使用停止など

危険物の流出、爆発などのおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

イ．危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無など、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ウ．危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所などの異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去など適切な措置を行い、混触発火などによる火災の防止、タンク破壊などによる流出、異常反応、浸水などによる広域拡散などを防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤補強など災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

エ．危険物施設における災害発生時の応急措置など

a．応急措置

危険物の流出、火災などの災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土嚢積み、オイルフェンスなどによる流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b．関係機関への通報

危険物の流出などの事態を発見した場合は、速やかに消防、警察など関係機関に通報するものとする。

オ．相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

カ．従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察など関係機関と連携し、広報を行うなど、従業員の及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア．河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

イ．その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

ウ．災害防止のため応急工事を実施するものとする。

エ．災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

オ．必要に応じて水防活動を実施するものとする。

#### 4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震などにより山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から町民を守るための措置を講じる。

##### (2) 実施計画

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告などの必要な措置をとるものとする。

## 第32節 農林水産物災害応急活動

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物など被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜などの伝染性の疾病の発生・蔓延防止のための防除、倒壊した立木などによる二次災害防止のための除去を行うものとする。また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設などについて、速やかな復旧に努めるものとする。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導など必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 農水産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、町、県及び農業団体などが協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・蔓延防止の徹底に努める。また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設などの速やかな復旧を進める。

##### (2) 実施計画

木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合など関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を木曾地方事務所に報告するものとする。

農作物など被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を木曾農業協同組合など関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

#### 【住民が実施する対策】

ア．町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、木曾農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

イ．被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

#### 2 林産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やか

に除去するとともに、森林病虫害の発生防除などの徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

【住民が実施する対策】

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

節	節名	参照頁	各節の使用方法
第33節	文教活動	209	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。  ・「風水害」を「地震」に読み替える。
第34節	飼育動物の保護対策	213	
第35節	ボランティアの受入れ体制	214	
第36節	義援物資、義援金の受入れ体制	216	
第37節	災害救助法の適用	218	

## 第5章 災害復旧・復興計画

### < 震災対策編の使用手法 >

地震は、突発的な地盤の振動によって、風水害と同様の様々な被害が発生する。したがって、要因は異なっても、災害対策面から見る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、風水害と地震では総体的に同様である。

そこで、本編は「長野県防災計画」に基づき、震災対策編と風水害対策編を比較して、地震対策独自の施策内容の節のみ、本編に登載した。その他の各節ごとの施策については、「第2編風水害編」によるものとする。

なお、省略した震災対策の節については、風水害対策編中の表記、例えば「風水害」を「地震」及び「地震災害」、「風水害」を「震災」、「風水害に対する安全性」を「耐震性」などに読み替えて使用する。

節	節名	参照頁	各節の使用法
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	223	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ・「風水害」を「地震」に読み替えて使用する。
第2節	迅速な原状復旧の進め方	224	
第3節	計画的な復興	226	
第4節	資金計画	228	
第5節	被災者等の生活再建等の支援	229	

# 第4編 原子力災害対策編

## 第1章 総 則



## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散または放射線の影響に対して東日本大震災における原子力災害等を教訓に、町、県、公共機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、南木曾町防災会議が作成する「南木曾町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

### 3 長野県地域防災計画との関係

この計画は長野県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は長野県地域防災計画に準ずる。

### 4 計画の修正

この計画は、防災にかかる基本的事項を定めるものであり、関係機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、その時々における重要課題等を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていくものとする。

## 第2節 防災の基本方針

県を通じての近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、住民への連絡体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

## 第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 県及び南木曾町が特に原子力災害対策として処理すべき事務または業務  
長野県  
長野県防災計画（原子力災害対策編）による。

南木曾町

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報及び災害の情報の収集及び被害調査に関する事。
- (2) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関する事。
- (3) 健康被害の防止に関する事。
- (4) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事。
- (5) 農林畜水産物の摂取及び出荷制限に関する事。
- (6) 原子力防災に関する知識の普及及び広報に関する事。
- (7) 汚染物質の除去に関する事。
- (8) その他原子力防災に関する事。

## 第2章 災害に対する備え



放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 モニタリング等

町は、県と相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避・避難誘導等の防護活動

- (1) 町は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等について協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 町は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建屋を退避所又は避難所とするよう務める。

3 健康被害の防止

町は、県と協力して人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に関する正しい理解を深めることが重要であることから、町は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防御に関すること。
- (4) 屋内退避・避難に関すること。
- (5) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

町は、県と協力して必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。



## 第3章 災害応急対策



## 第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、町は、県及び関係機関と連携してできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

## 第2節 情報の収集・連絡活動

### 1 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、新潟県、福井県、静岡県等に立地する原子力発電所で事故等があった場合、県と連携を密にし、情報収集に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を整備するものとする。

### 2 通信手段の確保

町及び県は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

## 第3節 活動体制

### 1 町の活動体制

- (1) 町は、県が警戒本部を設置した場合、町の災害時の警戒本部を設置し情報収集を行う。
- (2) 町は、県が災害対策本部を設置した場合、町の災害対策本部を設置し県と連携して対応にあたる。

## 第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となる恐れのあるときから次の対応を行う。

1 災害時のモニタリング

町は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射能濃度の測定

町は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するものとし、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

## 第5節 健康被害防止対策

町は、県と連携して必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保健康相談を実施する。

## 第6節 住民等への的確な情報伝達

1 住民等への情報伝達活動

町は、県と連携して住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、災害時要援護者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、県と連携して必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

## 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 屋内退避及び避難誘導

(1) 町は、町内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

ウ 町の防災行政無線や広報車等による広報活動

エ 保育所及び町の教育委員会を通じた小中学校への連絡

オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

カ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。

イ 退避誘導にあたっては、災害時要援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合には、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、待避所又は避難所ごとに避難者の早期把

握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

## 2 広域避難活動

- (1) 町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその災害救助の実施に協力するよう要請する。また、町は避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により、避難させる。
- (2) 町は、他市町村からの要請に基づき避難者を受け入れるときは、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (3) JR 東海(株)、おんたけ交通(株)、株南木曾観光タクシーは、県、町と連携し、避難者の輸送を行う。
- (4) 自衛隊は、県及び町と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

# 第8節 飲料水・飲食物の摂取制限等

## 1 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を守るために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

## 2 農林水産物の摂取及び出荷制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を守るために必要があると判断するときは農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の最終の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

## 第9節 県外からの避難者の受入れ活動

### 1 避難者の受け入れ

町は、県からの要請があった場合、緊急的な一時受入れ、短期的な受入れ、中期的な受入れについて、県に準じた対応を実施する。

### 2 避難者の生活支援

(1) 町は、県及び避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住宅、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 町は、県と連携して、避難者に関する情報を活用し、避難者への避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。



## 第4章 災害からの復旧・復興



町は、国、県、原子力事業者等と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる

#### 1 放射性物質による汚染の除去等

町は、県と連携しながら、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

#### 2 その他の災害後の対応

(1) 町は、県と連携しながら災害時モニタリング調査、調査専門家の意見を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

(2) 町は、県と連携しながら関係機関と協力してモニタリングを行い。その結果を速やかに公表する。

(3) 町は、県と連携しながら原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

(4) 町は、県と連携しながら住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。



# 第5編 その他災害対策編

## 第1章 雪害対策

この章においては、雪害対策における特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については、第1編から第3編を参照するものとする。



## 第1節 雪害に強い地域づくり

### 第1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 4 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 5 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 雪害に強い町づくり

##### (1) 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行うものとする。

##### (2) 実施計画

ア．雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。

イ．融雪などによる水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。

#### 2 道路交通の確保計画

町は関係機関とともに除雪対策会議により、除雪体制の強化に努めるものとする。

##### (1) 実施計画

ア．町は、除雪対策会議の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。

イ．町は積雪・寒冷の度が著しい地域については路盤改良等の整備を図るものとする。

ウ．住民に対して、住宅周辺などの自主的な除雪について呼びかけるものとする。

#### 【住民が実施する対策】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるも

のであるので、路上駐車などの除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近くなどについては自力除雪に努めるものとする。

### 3 授業の確保等

#### (1) 基本方針

小学校、中学校においては、児童生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒の教育を確保するための対策を講ずる。

#### (2) 実施計画

ア．通学路の除雪に努める。

イ．学校長は、施設における落雪事故防止対策、緊急時の消防車・救急車などが校内まで侵入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

#### 【住民が実施する対策】

町の除雪区域外の通学路の除雪に努める。

### 4 文化財の保護

#### (1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

特に文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講じる。

#### (2) 実施計画

所有者または管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

#### 【所有者等が実施する活動】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理などの処置を講ずるものとする。

### 5 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る

#### (1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温などからある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。このため、住民に対する雪害に関する知識の普及・啓

発が必要である。

(2) 実施計画

雪害に関する知識の普及・啓発をととして住民意識の向上を図る。

【住民が実施する対策】

知識の普及・啓発をととして意識の向上を図る中で、地域の連携を重視し隣近所の助け合いの体制を構築しておく。



## 第2章 林野火災対策

この章においては、林野火災対策における特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については、第1編から第3編を参照するものとする。



## 第1節 林野火災に強い地域づくり

### 第1 基本方針

町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 関係機関などと連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

### 第3 計画の内容

#### 1 林野火災消防計画の確立

##### (1) 基本方針

関係機関などと連携を図り、林野火災消防計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

##### (2) 実施計画

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況などを調査検討の上、次の事項などについて計画するものとする。

#### ア．特別警戒実施計画

- a．特別警戒区域
- b．特別警戒時期
- c．特別警戒実施要領

#### イ．消防計画

- a．消防分担区域
- b．出動計画
- c．防御鎮圧要領

#### ウ．資機材整備計画

#### エ．防災訓練の実施計画

#### オ．啓発運動の推進計画

#### 2 予防対策の実施

##### (1) 基本方針

林野火災消防計画に基づき、地域住民などに対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防

止及び発生時の応急対策に万全を期す。

## (2) 実施計画

### ア．防火思想の普及

- a．防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者などに対し、林野火災予防の広報、講習会などの行事などを通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- b．林野火災予防協議会の設置などの推進を図る。
- c．自主防災組織の育成を図る。

### イ．予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- a．林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- b．林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- c．防火管理道の作成、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置など消防施設の整備を図る。
- d．自動音声警報機などの予防資機材、水囊付手動ポンプなどの初期消火機材の整備を推進する。

### ウ．森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視

### エ．林野所有（管理）者に対する指導

- a．火の後始末の徹底
- b．防火線・防火樹帯の設置
- c．自然水利の活用による防火用水の確保
- d．地ごしらえ、焼畑など火入れ行為をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- e．火災多発期における見回りの強化
- f．消火のための水の確保等

### オ．応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく  
応援体制の整備

## 第2節 林野火災防止のための情報の充実

### 第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報などの正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報などの発表など気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民などからの情報など、多様な災害関連情報などの収集体制の整備に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 気象情報の収集体制の整備

##### (1) 基本方針

気象警報・注意報などの発表など気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

##### (2) 実施計画

長野地方気象台からの気象警報・注意報などを迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

#### 2 林野火災関連情報などの収集体制の整備

##### (1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロールなどにより、入山者の状況などの把握可能な体制を確立する。

##### (2) 実施計画

林野火災の発生しやすい時期において、広報車などにより、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況などが把握できる体制を確立するものとする。

## 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

### 第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間などの連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関などと防災訓練を実施する。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報の収集・連絡関係

##### (1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ車両などを現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

##### (2) 実施計画

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じて車両による現地情報の収集体制を整備する。

#### 2 災害応急体制の整備関係

##### (1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

##### (2) 実施計画

ア．職員の参集など活動体制の確認を行う。

イ．長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定などの要請方法について確認を行う。

### 3 消火活動関係

#### (1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

#### (2) 実施計画

ア．消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防士機材の点検整備などを実施し、消防体制を強化する。

イ．空中消火基地及び取水用河川、湖沼などの利用可能状況を把握する。

### 4 防災関係機関などの防災訓練の実施

#### (1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火などの訓練などを実施する。

#### (2) 実施計画

ア．防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ．消防職員、消防団員などを対象とした空中消火資機材の取扱に関する講習などを実施する。

## 第4節 発災直後の情報の収集・連絡体制

### 第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

### 第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

### 第3 活動の内容

#### (1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

#### (2) 実施計画

- ア．ヘリコプターによる偵察の要請
- イ．職員の災害現場への派遣

## 第5節 活動体制の確立

### 第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

### 第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

### 第3 活動の内容

#### 1 災害情報の収集・連絡体制

##### (1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

##### (2) 実施計画

- ア．職員の災害現場への派遣及び状況報告
- イ．消防本部からの県への火災速報の送信
- ウ．状況に応じ、消防防災ヘリなどの応援要請の実施

#### 2 林野所有（管理）者の活動体制

##### (1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

##### (2) 実施計画

林業関係者に対し、消防機関、警察などとの連携を図り、初期消火及び情報連絡などの協力を求める。

## 第6節 消火活動

### 第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

### 第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### (1) 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援などを得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

#### (2) 実施計画

町は、林野火災の発生場所、風向及び地形などの現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずること。

- ア．出動部隊の出動区域
- イ．出動順路と防御担当区域
- ウ．携行する消防機材及びその他の器具
- エ．指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ．応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ．応急防火線の設定
- キ．救急救護対策
- ク．住民などの避難
- ケ．空中消火の要請

## 第7節 災害復旧計画

### 第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

### 第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

### 第3 活動の内容

#### (1) 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

#### (2) 実施計画

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者などに対する普及啓発を行なう。



## 第3章 航空災害対策

この章においては、航空災害対策における特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については、第1編から第3編を参照するものとする。



## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動体制の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

## 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

### 第1 基本方針

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

### 第2 主な取り組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 基本方針

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

##### (2) 実施計画

住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、県・警察等へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。

## 第3節 災害応急体制の整備

### 第1 基本方針

あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 町は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に務める。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う

### 第3 計画の内容

- 1 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

#### (1) 基本方針

県、町、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

#### (2) 実施計画

町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

- 2 情報の収集及び報告

#### (1) 基本方針

町は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたるものとする。

#### (2) 実施計画

町は、住民からの通報や現地に派遣した職員の情報等により、被害の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに木曾地方事務所へ連絡する。

## 第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

### 第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

### 第2 主な取組み

航空機の遭難等の情報を得た場合は、多様な手段を活用した搜索活動を実施する。

#### (1) 基本方針

航空機の遭難等の情報を得た場合は、搜索活動を実施する。

#### (2) 実施計画

県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに非常備消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

必要に応じて、広域消防本部と連携して消火活動にあたる。